

写 平成 29 年第 3 回定例会

(9 月 12 日招集)

町議会会議録

益城町議会

平成29年第3回益城町議会定例会目次

○9月12日（第1日）

出席議員	1
欠席議員	2
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	2
説明のため出席した者の職・氏名	2
開会・開議	2
・諸般の報告（議席配付）	
日程第1 会議録署名議員の指名について	2
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 報告第7号 平成28年度健全化判断比率の報告について	3
日程第4 報告第8号 平成28年度公営企業資金不足比率の報告について	4
日程第5 議案第58号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	5
日程第6 議案第59号 平成29年度益城町一般会計補正予算（第3号）	6
日程第7 議案第60号 平成29年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	6
日程第8 議案第61号 平成29年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	6
日程第9 議案第62号 平成29年度益城町介護保険特別会計補正予算（第2号）	6
日程第10 議案第63号 平成29年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第2号）	6
日程第11 議案第64号 平成29年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	6
日程第12 議案第65号 平成29年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）	6
日程第13 議案第66号 平成28年度益城町一般会計決算認定について	6
日程第14 議案第67号 平成28年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について	6
日程第15 議案第68号 平成28年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について	6
日程第16 議案第69号 平成28年度益城町介護保険特別会計決算認定について	6
日程第17 議案第70号 平成28年度益城町公共下水道特別会計決算認定について	6
日程第18 議案第71号 平成28年度益城町農業集落排水事業特別会計決算認定について	6
日程第19 議案第72号 平成28年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定について	6
日程第20 議案第73号 町道の路線認定について	6
散会	21

○9月13日（第2日）

出席議員	22
欠席議員	22
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	22
説明のため出席した者の職・氏名	22
開議	23
日程第1 総括質疑	23
散会	48

○9月14日（第3日）

出席議員	49
欠席議員	49
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	49
説明のため出席した者の職・氏名	49
開議	50
日程第1 一般質問	50
7番 吉村建文議員	50
1 リバースモーゲージ利子助成について	
2 就学援助における「ランドセル等新入学生徒用品費」の入 学前支給を可能にするための対応について	
3 地域医療に対する町の方針について	
4 木山地区の土地区画整理事業について	
9番 宮崎金次議員	60
1 熊本地震以降の町の財政状況について 昨年の熊本地震発生以降、我が町の復旧復興のため、国や 県から補助金や地方交付税等の配慮がなされ大変感謝して いる。しかしこれらの国や県からの財政的な支援にも当然 限界があり、町としてこのことを十分考慮して財政運営さ れなければならない。そこで2点伺う。 (1) 現時点で考えられる町の財政見通しについて (2) 町の財政状況を考えて、歳入増加策及び歳出削減策に ついて	
2 仮設団地の撤去・集約について 熊本地震を受け我が町では、1,500世帯以上が仮設住宅で生 活されておられるが、法的にはその使用は2年間と定めら れており、早いところでは残り10ヶ月を切り居住者はとても 心配している。そこで2点伺う。	

- (1) 町は地仮設住宅等の供与期間延長について、どのように考えているのか
- (2) 18ヶ所の仮設住宅団地の撤去・集約をどの様に考え準備していくのか
- 3 木山交差点の交通渋滞及び歩行者の安全対策について
木山交差点の交通渋滞及び歩行者の安全策について、本議会でも何回か取り上げられたが、未だ何の改善策もされていない。そこで2点伺う。
 - (1) 木山交差点付近の土地交換がなされたのは何のためだったのか。町の駐車場を作るのが目的ではなく、住民の安全確保のためではなかったのか。
 - (2) 木山交差点から役場方向に進む歩行者は、歩道もなくとても危険な状態である。なぜ町の駐車場の一部を歩行者の安全の為に使用させないのか。

8 番 野田祐士議員 …………… 71

- 1 復旧・復興事業について
 - (1) 現在の予定と状況はどうか。また秋津川等の河川や水路の復旧状況とそれに関連する問題と課題についてはどう対応しているか。
 - (2) 復旧事業に関連する上下水道、道路整備事業を代表とする社会インフラ事業及び、住民個人に直接関係する宅地耐震化事業等々についての進捗はどうか。また復興事業との兼合いについてはどうか。
- 2 木山地区の区画整理事業について
 - (1) まちづくり協議会（住民）の意見や提言についてどう取り組むのか。
 - (2) （都計道）益城中央線や益城菊陽線との関係について。
 - (3) 事業計画に関する責任の所在と事業先般の課題と取組みについて。
- 3 町長の行政手続き及び政治手法について
各種検討委員会及び協議会の在り方の検証及び問題・課題について及び今後の在り方について。
- 4 ゴミ等の処理の取り組み方について
 - (1) 仮設住宅におけるゴミステーションの課題と取組み。
 - (2) 今後、住宅の取り壊しや解体・修理に伴う処理の課題と取組み。

(3) ゴミ処分場について。

5 番 榮 正敏議員 …………… 86

- 1 復旧、復興事業において県や市町村の入札において、落札者の決まらない「不調・不落」の増加について伺いたい。
 - (1) 今益城町における、すべての入札物件において入札状況はいかがか。またその中で特にわが町の基幹産業である農業に対する土木事業の物件状況を伺う。
 - (2) 資材、人件費の高騰により予定価格で落札しても落札貧乏となり赤字が出ると業者からの悲鳴が出ているがこのことに対してわが町の見解と対応を伺う。
 - (3) 復旧工事の中でも特に重大な生活道路の分断は我々住民にとって非常に辛いものである。県の報告では2016年5月時点で345路線あったが、2017年7月現在では91路線に減少している。18年度中の復旧を目指しているとするわが町の発災当時の道路分断箇所、また通行止め箇所はどれだけだったか。今現在復旧して残り何か所が通れなくて、またいつまでにどこまで復旧を要するか伺う。
- 2 介護事業見直しによる市区町村事業に移行した軽度の要介護者向けサービス事業に苦慮しているとあるわが町の対応と見解を伺う。
 - (1) 7段階のうち軽い要支援1・2に対する訪問介護と通所介護にかかる人材の確保が難しく事業の運営に苦慮していると各市町村の45%の自治体が出しているが、わが町の対応はできているか伺いたい。
 - (2) 正式名称「介護予防・日常生活支援総合事業」という長ったらしい名前の事業に対するノウハウや、活動拠点の確保はできているか伺う。
- 3 県道熊高線4車線化と町中心部の総合開発による熊本空港民営化に伴う総合開発プランの構築は考えているのか伺う。
 - (1) 高森線の4車線化はすでに測量も終わりに近づき今後、用地の取得にかかると思われるが、周りに新築の家もちらほら建ちだしたので、急ぎ県と連携しての対応や今後の施策方針を伺いたい。
 - (2) 町中心部の開発により、飛躍的に住みよい住空間ができると思うが、益城の「百年の計」此処に在りを内外になるほどと思わせるようなプロジェクトのキープラインや

大企業の誘致などの構想が在るや否や伺う。

(3) 熊本空港の民営化路線踏襲に伴い、九州防災拠点空港の構想に変化があるのか、また民営化に伴い町として何か空港に降りてくる客に対して益城町のアピール方法や、イベントなどの構想はあるのか伺う。

(4) この熊高線4車線化と町中心部開発工事と空港民営化、この3大事業について、最後に町長の所信表明を伺う。

散会 98

○9月20日(第4日)

出席議員 99

欠席議員 99

職務のため出席した事務局職員の職・氏名 99

説明のため出席した者の職・氏名 99

開議 100

日程第1 常任委員長報告 100

日程第2 議案第74号 工事請負契約の締結について 115

日程第3 議案第75号 工事請負契約の締結について 116

日程第4 議案第76号 工事請負契約の締結について 116

日程第5 議案第77号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について 117

日程第6 議員派遣の件 118

日程第7 閉会中の継続調査の件 118

閉会 119

平成29年第3回益城町議会定例会会議録

1. 平成29年9月12日午前10時00分招集
2. 平成29年9月12日午前10時00分開会
3. 平成29年9月12日午前11時40分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 報告第7号 平成28年度健全化判断比率の報告について
 - 日程第4 報告第8号 平成28年度公営企業資金不足比率の報告について
 - 日程第5 議案第58号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
 - 日程第6 議案第59号 平成29年度益城町一般会計補正予算（第3号）
 - 日程第7 議案第60号 平成29年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第8 議案第61号 平成29年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第9 議案第62号 平成29年度益城町介護保険特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第10 議案第63号 平成29年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第11 議案第64号 平成29年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第12 議案第65号 平成29年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）
 - 日程第13 議案第66号 平成28年度益城町一般会計決算認定について
 - 日程第14 議案第67号 平成28年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について
 - 日程第15 議案第68号 平成28年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について
 - 日程第16 議案第69号 平成28年度益城町介護保険特別会計決算認定について
 - 日程第17 議案第70号 平成28年度益城町公共下水道特別会計決算認定について
 - 日程第18 議案第71号 平成28年度益城町農業集落排水事業特別会計決算認定について
 - 日程第19 議案第72号 平成28年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
 - 日程第20 議案第73号 町道の路線認定について

7. 出席議員（17名）

1番 上村幸輝君	2番 下田利久雄君	3番 富田徳弘君
4番 松本昭一君	5番 榮正敏君	6番 中川公則君
7番 吉村建文君	8番 野田祐士君	9番 宮崎金次君
10番 坂本貢君	11番 寺本英孝君	12番 坂田みはる君
14番 中村健二君	15番 竹上公也君	16番 渡辺誠男君

17番 荒牧 昭博 君 18番 稲田 忠則 君

8. 欠席議員（1名）

13番 石田 秀敏 君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 堀 部 博 之

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西 村 博 則 君	副 町 長	向 井 康 彦 君
教 育 長	酒 井 博 範 君	政 策 審 議 監	永 田 清 道 君
会 計 管 理 者	高 森 修 自 君	総 務 課 長	中 桐 智 昭 君
企 画 財 政 課 長	藤 岡 卓 雄 君	生 活 再 建 支 援 課 長	姫 野 幸 徳 君
税 務 課 長	緒 方 潔 君	住 民 保 険 課 長	森 部 博 美 君
こ ども 未 来 課 長	坂 本 祐 二 君	健 康 づ くり 推 進 課 長	後 藤 奈 保 子 君
福 祉 課 長	木 下 宗 徳 君	福 祉 課 審 議 員	深 江 健 一 君
産 業 振 興 課 長	森 本 光 博 君	復 旧 事 業 課 長	坂 本 忠 一 君
復 旧 事 業 課 審 議 員	増 田 充 浩 君	都 市 建 設 課 長	西 口 博 文 君
復 興 整 備 課 長	杉 浦 信 正 君	危 機 管 理 課 長	金 原 雅 紀 君
学 校 教 育 課 長	福 岡 廣 徳 君	生 涯 学 習 課 長	安 田 弘 人 君
環 境 衛 生 課 長	河 内 正 明 君	水 道 課 長	荒 木 栄 一 君
下 水 道 課 長	水 上 眞 一 君	代 表 監 査 委 員	瀨 田 義 紀 君

開会・開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

平成29年第3回益城町議会定例会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席いただきまして、ありがとうございます。

なお、13番石田議員より、本日欠席する旨の届け出がっております。議員定数18名、出席議員17名であります。

これより、平成29年第3回益城町議会定例会を開会いたします。

まず、閉会中における諸般の報告をいたします。内容については議席に配付のとおりです。

それでは日程に従い、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（稲田忠則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、6番中川公則議員、16番渡辺

誠男議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（稲田忠則君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から9月20日までの9日間としたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は9日間とすることに決定しました。

なお、日程について申し上げます。本日は、報告2件、議案の説明・採決1件、残りの本定例会に提案されました議案の説明、決算審査の報告を行います。あす13日は総括質疑、14日は一般質問、15日は各常任委員会、16、17、18日は休会、19日は各常任委員会、現場視察、20日は常任委員長報告、質疑、討論、採決、その他ということでまいりたいと思います。

日程第3 報告第7号 平成28年度健全化判断比率の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第3、報告第7号「平成28年度健全化判断比率の報告について」を議題とし、報告を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。平成29年第3回益城町議会定例会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げて、提案理由の説明をさせていただきます。

議員の皆様におかれましては、日夜、地域のために活動されており、心から御礼を申し上げます。また、傍聴席には早朝からお越しいただきまして、ありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

震災から1年5カ月が過ぎました。道路の整備も少しずつ進み、家屋の解体も95%を超え、復旧も少しずつではありますが進んでまいりました。今後も町民の皆さんの生活再建を第一に取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、8月28日にプロゴルファーの永野竜太郎選手を復興大使に任命しました。永野プロをはじめ、5組の復興大使の皆様には、今後ますます活躍をいただき、さまざまな場面で益城町をPRいただければと願っております。

また、9月10日の日曜日には、益城町ふるさと市場はびまるが、この役場仮設庁舎駐車場で、震災以来初めて開催されました。大変暑い中で、約30店が参加しての開催でしたが、多くの町民の皆様が御来場いただき、大変にぎわっておりました。現在、余震が来るたびに、小さな子どもが泣きやまないなど、心のダメージはまだ癒えていないと感じております。今回ののはびまるのようなイベントの開催は、町民の皆様的心をもみほぐし癒すという意味でも大変効果があり、開催に当たり、御尽力いただいた多くの関係者の皆様に対し、心から感謝を申し上げます。

さらに、9月の22日に津森のふるさとを守る会主催によります彼岸花祭りが、10月8日にはテ

クノ公園におきまして健康フェスタが、10月にはグランメッセにおいて夏祭りの代替イベント、秋祭りが開催されます。さらには、10月30日には平田地区において、お法使祭が開催されます。多くの皆様の参加をお願いします。

現在、アメリカでは、風速60メートルを超えるハリケーンが立て続けに発生し、甚大な被害を受けております。日本でも、これまでに経験したことのないような大雨が降り続くなど、異常気象が次々と発生しております。これから台風シーズンに入ります。しっかりとした備えを行ってまいります。

それでは、今回提案しております案件は、報告2件、予算関係7件、決算関係7件、その他2件、合計18件となっております。

早速でございますが、報告事項から提案させていただきます。

最初に、報告第7号、平成28年度健全化判断比率について御説明いたします。

健全化判断比率の報告等は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項により、議会への報告等が義務化されています。よって、今回報告するものです。

健全化判断比率は、1、実質赤字比率、2、連結実質赤字比率、3、実質公債費比率、4、将来負担比率の四つの判断比率があり、益城町の平成28年度決算における健全化判断比率はごらんのとおりで、昨年と比較しますと、町債の増加等により悪化しているものの、早期健全化基準を大きく下回っている状況にあります。また、監査委員からも全ての項目において良好な状態にあり、特に指摘すべき事項はないと審査意見書をいただいております。以上、報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 報告第7号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。報告第7号「平成28年度健全化判断比率の報告について」を終わります。

日程第4 報告第8号 平成28年度公営企業資金不足比率の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第4、報告第8号「平成28年度公営企業資金不足比率の報告について」を議題とし、報告を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 次に、報告第8号、平成28年度公営企業資金不足比率について御説明いたします。

資金不足比率の報告等は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、議会への報告等が義務化されております。よって、報告第7号と同様、今回報告するものでございます。

公営企業に該当する1、水道事業会計、2、公共下水道特別会計、3、農業集落排水事業特別会計の三つの会計があり、いずれも資金不足比率なしとなっており、健全な経営の状態にあります。また、監査委員からも報告第7号と同様、全ての会計において良好な状態にあり、特に指摘すべき事項はないとの審査意見書をいただいております。以上、報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 報告第8号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。報告第8号「平成28年度公営企業資金不足比率の報告について」を終わります。

日程第5 議案第58号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第5、議案第58号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第58号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、御説明を申し上げます。

提案しております本議案は、熊本県市町村総合事務組合の構成団体である公立玉名中央病院企業団が、病院事業の経営移行先であります地方独立行政法人くまもと県北病院機構の設立団体としての一部事務組合へ移行することに伴い、平成29年9月30日をもって、熊本県市町村総合事務組合規約第3条第1項に掲げる事務から脱退し、同年10月1日から、地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合に名称変更するため、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の共同処理する事務を変更し、規約の一部を変更するものです。

なお、本議案につきましては、組合を構成する地方公共団体においての同文議決となります。また、本議案は9月13日までに議会承認を受ける必要がありますので、議会初日である本日、議決をお願いするものであります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（稲田忠則君） これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第58号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を採決いたします。この採決は、起立によって行います。原案に賛成の方は、起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。よって、議案第58号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」可決することに決定しました。

お諮りいたします。日程第6、議案第59号「平成29年度益城町一般会計補正予算（第3号）」から日程第20、議案第73号「町道の路線認定について」までの15議案を一括議題としたいと思

ます。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第59号「平成29年度益城町一般会計補正予算(第3号)」から日程第20、議案第73号「町道の路線認定について」までの15議案を一括議題といたします。

-
- 日程第6 議案第59号 平成29年度益城町一般会計補正予算(第3号)
 - 日程第7 議案第60号 平成29年度益城町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
 - 日程第8 議案第61号 平成29年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
 - 日程第9 議案第62号 平成29年度益城町介護保険特別会計補正予算(第2号)
 - 日程第10 議案第63号 平成29年度益城町公共下水道特別会計補正予算(第2号)
 - 日程第11 議案第64号 平成29年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
 - 日程第12 議案第65号 平成29年度益城町水道事業会計補正予算(第2号)
 - 日程第13 議案第66号 平成28年度益城町一般会計決算認定について
 - 日程第14 議案第67号 平成28年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について
 - 日程第15 議案第68号 平成28年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について
 - 日程第16 議案第69号 平成28年度益城町介護保険特別会計決算認定について
 - 日程第17 議案第70号 平成28年度益城町公共下水道特別会計決算認定について
 - 日程第18 議案第71号 平成28年度益城町農業集落排水事業特別会計決算認定について
 - 日程第19 議案第72号 平成28年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
 - 日程第20 議案第73号 町道の路線認定について

○議長(稲田忠則君) 提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) それでは最初に、議案第59号、平成29年度益城町一般会計補正予算(第3号)から議案第65号、平成29年度益城町水道事業会計補正予算(第2号)までの7議案について御説明申し上げます。

まず、議案第59号、一般会計補正予算(第3号)は、歳入歳出それぞれ24億4,609万6,000円増額しまして、歳入歳出総額438億5,463万3,000円とするものです。

歳入の主なものは、普通交付税の決定により、2億5,250万7,000円、県に委託し災害復旧を行う農業用施設災害復旧事業費補助金10億8,583万2,000円、熊本地震復興基金交付金4億1,616万4,000円、役場庁舎等災害復旧事業債2億340万円、学校給食センター災害復旧事業債2億2,780万円などを増額しております。

歳出の主なものは、被災者転居費用助成金1億4,060万円、被災者民間住宅入居支援事業1,180万円、地域コミュニティ施設等再建支援補助金4,185万3,000円、私道復旧事業補助金4,000万円、共同墓地復旧支援事業補助金1億円などの熊本地震復興基金事業、農業用施設等の台風被害復旧支援事業補助金2,100万円、農作物の被害を防止するための電気柵購入費等に対する補助金600万

円、益城中学校グラウンド、地内にある国有地購入費3,047万3,000円、農業用施設災害復旧費の県への委託金16億4,110万円、町民グラウンドの災害復旧工事費9,800万円、給食センター災害復旧工事費や役場庁舎等解体工事費の増額などを計上しています。

また、特別会計関係の補正につきましては、議案第60号、国民健康保険特別会計補正予算では9125万1,000円の増額補正、議案第61号、後期高齢者医療特別会計補正予算では8,820万1,000円の減額補正、議案第62号、介護保険特別会計補正予算では4億248万7,000円の増額補正、議案第63号、公共下水道特別会計補正予算では1,942万1,000円の増額補正、また、議案第64号、農業集落排水事業特別会計補正予算では20万8,000円の増額補正を行っております。さらには、議案第65号、水道事業会計補正予算では、収益的収入及び支出を1,298万7,000円増額補正、資本的収入及び支出の収入を6,800万円、支出を1億7,509万円の増額補正を行い、施設災害復旧工事が主なものとなっております。

なお、各会計の補正予算の内容につきましては、企画財政課長に説明をさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。

私のほうから、議案第59号から議案第65号までの平成29年度の補正予算について御説明申し上げます。

まず、議案第59号、平成29年度益城町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

1ページをお開きください。

平成29年度益城町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24億4,609万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ438億5,463万3,000円とする。

第2条、地方債の追加及び変更は、第2表、地方債補正によると定めております。

次に、5ページをお開きください。

第2表、地方債補正です。1の追加でございます。保健福祉センター災害復旧事業債の限度額120万円は、追加修繕分で充当率が100%となっております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、そこに記載しているとおりでございます。

次に、6ページをお開きください。

2の変更でございます。まず、臨時財政対策債は3,350万円の増額で発行可能額の決定に伴う計上でございます。

次の緊急防災・減災事業債は830万円の増額で、消防署の非常用発電機整備に充てるもので、充当率100%、交付税措置が70%となっております。

次の特定農業用管水路等特別対策事業債は180万円の増額で、秋津地区の石綿管敷設代に充てるもので、充当率が90%、交付税措置20%となっております。

次の役場庁舎等災害復旧事業債は2億340万円の増額で、仮設庁舎南館のネットワーク整備、旧庁舎解体の追加分等に充てるもので、充当率が100%、交付税措置が47.5から85.5となっております。

ります。

次の消防施設災害復旧事業債は500万円の増額で、消防署の救助工作車の投光機修繕に充てるもので、充当率100%、交付税措置が47.5から85.5となっております。

次の農林水産業施設災害復旧事業債は1,940万円の増額で、補助災害分の充当率が90%、単独分が65%となっております。

次の公立学校施設災害復旧事業債は690万円の増額で、益城中の仮駐車場整備に充てるもので、充当率が100%、交付税措置が47.5から85.5となっております。

次の学校給食センター災害復旧事業債は2億2,780万円の増額で、人件費、物価高騰によるもので、単独災害復旧事業債及び緊急防災・減災事業債分の充当率が100%、継ぎ足し単独分が75%となっております。

次に、公立社会教育施設災害復旧事業債は110万円の増額で、馬水教育集会所の設計業務に充てるもので、充当率100%、交付税措置95%となっております。

一番最後の公立社会体育施設災害復旧事業債は5,400万円の増額で、福田及び津森グラウンドの復旧工事等並びに総合体育館及び陸上競技場の備品整備に充てるもので、充当率は100%となっております。

次に、9ページをお開きください。歳入でございます。

11款1項1目1節の地方特例交付金は、交付額決定に伴う計上でございます。

12款1項1目1節地方交付税は、普通交付税の決定見込みに伴う計上でございます。

14款2項1目2節の老人福祉負担金は、新年度の収入申告による減額補正でございます。

16款1項1目1節の社会福祉費負担金は、放課後等デイサービスの利用件数増による補正で、国庫負担は2分の1となっております。

次に、10ページでございます。

16款2項1目1節の総務費国庫補助金は、マイナンバー等の旧姓併記システム改修の補助金でございます。

次に、3目の1節保健衛生費補助金は、合併処理浄化槽設置に係るもので、新規分が3分の1補助で4基、それから災害復旧分が2分の1補助で4基、合計8基分の補助金でございます。

次の9目1節及び2節の就学援助費は、国が3分の2補助で、2節の中の特別支援学級就学奨励費は、2分の1補助となっております。

10目1節の農業用施設災害復旧費補助金は、県委託分で事業費の99.4%となっております。

次に、4節の上段でございます。社会教育施設の部分ですが、馬水教育集会所分で3分の2補助となっております。下の段、社会体育施設の分につきましては、福田及び津森校区グラウンドの復旧工事と、並びに総合体育館と陸上競技場の備品整備分でございますが、3分の2の補助となっております。

次に、17款1項1目1節の社会福祉費負担金は、放課後等デイサービスの利用増による補正で、県負担は4分の1となっております。

次の17款2項1目1節の総務費補助金の結婚チャレンジ事業県補助金は、4分の3の補助とな

っております。

次の熊本地震復興基金交付金は、応急仮設住宅維持管理費用を含む10事業に係る分の計上となっております。

次の広域消防体制強化支援交付金は、益城西原消防署の非常用発電整備に充てるものでございます。

次の2目の1節の応急仮設住宅維持管理補助金は、1目1節の熊本地震復興基金交付金で説明しましたように、復興基金への組みかえによる減額でございます。

3目1節の衛生費補助金の上段は合併処理浄化槽設置に係るもので、新規分が3分の1補助4基分、それから災害復旧分が4分の1補助で4基分、合計8基分となっております。下段の市町村自殺対策推進事業補助金は10分の10補助事業となっております。

5目の1節の震災復旧緊急対策経営体育成支援事業は、国費と県費をあわせた分の計上となっております。

次の台風被害復旧支援事業補助金は、農産物の生産復旧分、それから生産施設復旧分をあわせた計上となっております。一番下の農業経営力向上支援事業補助金は、集落営農組織化に伴う補助金となっております。

次に、12ページでございます。18款1項2目1節は、熊本空港ビルディング株式配当金の計上でございます。

19款1項1目2節は、ふるさと納税1万円の2,000件を計上しております。

次の6目の1節は、四賢婦人記念館復旧費寄附金の計上となっております。

次に、22款5項5目1節の雑入につきましては、いずれも平成28年度の各特別会計の繰出金決定に伴う清算、返還金の計上となっております。

23節、町債につきましては、5ページ、6ページの第2表、地方債補正で説明したとおりでございます。

次に、14ページからが歳出でございます。歳出につきましては、主なものについて説明したいと思います。

まず、2款1項3目でございます。3目の18節備品購入費でございます。これは任期つき職員のパソコン30台の購入分の計上でございます。

次に4目の8節報償費は、ふるさと納税の謝礼品で漫画「ワンピース」グッズの3,000円分の2セットの計上となっております。

7目の19節の上段でございます。有線放送施設広報掲示板整備補助金は、1カ所が25万1,000円の9件分を計上しております。下の段の防犯灯施設整備補助金は、新設につきましては4万円掛ける10件、それから器具交換が1万円の50件の計上となっております。

11目は、総合戦略の見直し、検証に伴う審議会委員の報酬、費用弁償等の計上となっております。

2款3項1目の13節委託料でございます。マイナンバー等の旧姓併記システム改修委託料で、全額国庫補助でございます。

次に、16ページでございます。3款1項1目の1節でございます。これは、被災者の転居費用助成金と四つの復興基金事業及び応急仮設住宅の供用期間延長申し出受付のための二人分の計上となっております。

19節の三つの事業につきましては、全て復興基金事業によるものでございます。

20節は、放課後等デイサービスの利用件数増に伴う計上でございます。

次に、4目の28節の上段、上の部分でございます。これは特別会計で、介護給付費の増額に伴う繰出金の増額補正となっております。下段は、介護保険料還付返送用切手代の事務費繰出金の計上でございます。

次の9目の19節及び28節は、それぞれ負担金及び繰出金ともに精算分として計上でございます。

次の3款2項1目の23節は、上段、下段ともに平成28年の実績に伴う保育所運営費の国庫負担金及び県費負担金の返還金の計上となっております。

2目23節も上段、下段ともに28年度実績に伴う児童手当の国庫負担金及び県交付金の返還金の計上となっております。

3款3項2目11節の需用費の下段です。仮設住宅共用部修繕費は、台風被害修繕分を含んだ計上となっております。

次に、18ページでございます。4款1項3目19節の太陽光発電設置費補助金でございます。3万円掛ける60基分の計上でございます。

次に、19ページですが、4款2項2目19節の合併処理浄化槽設置整備費補助金につきましては、新規分が4基、災害復旧分が4基、合計8基分の計上となっております。

次に、6款1項3目19節の台風被害復旧支援事業補助金は、農産物生産復旧分が500万円、それから、生産施設の復旧分が1,600万円の計上となっております。

次の有害鳥獣被害防止対策事業補助金は、電気柵購入補助で60カ所分の計上でございます。

次に、5目19節の県特定農業用管水路等特別対策事業負担金は、秋津地区石綿管敷設代の益城町事業費分2,100万円の10%の計上でございます。

次の上益城中央2期地区中山間地域総合整備事業建設負担金は、益城町、御船町、甲佐町の広域連携事業で、益城町事業分3,120万円の10%の計上となっております。312万円の10%の計上となっております。

次に、20ページでございます。7款1項2目14節の惣領事業用仮施設用地賃借料でございます。これは屋台村に係る分で、復興基金事業でございます。

次に、8款の2項1目15節は、農免道の舗装工事等の計上でございます。2目の13節は砥川地内の道路改良測量設計の計上でございます。

8款4項1目28節は、公共下水道特別会計操出金の減額補正でございます。

次に、22ページでございます。9款1項2目15節は、益城西原消防署の非常用発電機整備費の計上でございます。

10款2項2目20節の要・準要保護援助費は、申請者等の増に伴う補正でございます。

10款3項1目13節の大型備品等移設委託料は、益城中の仮設校舎への備品移設費用の計上でご

ざいます。

17節の益城中学校用地購入費は、現在のグラウンド内に所在する国有地に係る分の計上でございます。

2目20節の要・準要保護援助費は、申請者等の増に伴う補正でございます。

10款5項1目12節は、益城幼稚園の枯れ木の伐採手数料の計上でございます。

10款6項1目の19節の地域コミュニティ施設等再建支援補助金は、復興基金事業でございます。次に24ページでございます。10款6項5目につきましては、四賢婦人記念館の潮井公園の移設に伴う計上となっております。

次に、11款1項1目1節報酬費は、補助職員の不足分の計上でございます。

次の13節でございます。13節の上段の農業用施設等災害復旧事業設計業務委託料は補助対象外に係る分の計上でございます。下の段の農業用施設災害復旧業務委託料は、災害復旧工事等の県委託分の計上でございます。

15節が、今読みました、県委託等に伴う減額の補正となっております。

17節は、福原地区及び杉堂地区に係る分の計上となっております。

次に、19節の小規模農業用水路農道復旧支援事業補助金の復興基金事業でございます。

22節は、災害復旧工事の進入路確保のための計上となっております。

次に26ページでございます。11款2項の1目の13節の私道復旧事業事務職員派遣委託料及び19節の私道復旧事業補助金は、ともに復興基金事業となっております。

7目の19節の共同墓地復旧支援事業補助金も復興基金事業となっております。

次に28ページでございます。11款4項1目の15節の工事費でございます。小中学校災害復旧工事請負費は、益城中の仮駐車場を整備工事でございます。下の段の学校給食センター災害復旧工事費は、人件費・物価高騰に伴う分の計上となっております。

3目11節でございます。総合体育館の備品修繕費でございますが、移動式バスケットゴールに係る計上でございます。

次の13節は、町民グラウンドの上下水道復旧と追加分の計上でございます。

15節は、福田グラウンドが7,000万円、津森グラウンドが2,800万円の内訳となっております。

18節は、総合体育館備品購入費ですが、電光得点表示装置等の備品購入費の計上となっております。

次に11款5項1目11節の消防施設修繕費は、救助工作車の投光機修繕分の計上でございます。下の段の仮設庁舎等修繕料は、南館の電話主装置分等の計上でございます。

12節の南館への引っ越し手数料の計上、13節も南館に係るネットワーク整備の計上となっております。

15節は、旧庁舎の町民体育館等の追加分の計上となっております。

最後のページの14款予備費につきましては、歳入歳出の調整となっております。

以上で議案59号でございます。

続きまして、議案第60号でございます。平成29年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第

2号)でございます。

1ページをお開きください。

平成29年度益城町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,125万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億7,442万4,000円とするとしております。

こちらは6ページをお開きください。歳入でございます。

1款1項2目の退職被保険者等国民健康保険税の、1節、2節、3節、いずれも本算定に伴う減額補正となっております。

次に、5款2項6目1節の制度関係業務準備事業費補助金は、国民健康保険運営の都道府県化に伴う補助金となっております。

7款1項1目1節前期高齢者交付金は、交付金確定による計上でございます。

8款2項1目2節の収納向上等特別調整交付金は、コールセンター事業に係る分の計上となっております。

次の13款1項1目2節総務費事務費繰入金は、総務費補正予算計上に伴う事務費繰入金の計上でございます。

14款1項1目1節繰越金は、平成28年度からの繰越金確定に伴う計上となっております。

次に、8ページが歳出でございます。

1款1項1目は財源組み替えでございます。

2目の19節国保連合会負担金は、コールセンター事業に係る分の計上でございます。

1款4項1目12節の国保は、役務費は、国保運営の都道府県化に伴う周知文書郵送代の計上でございます。

2款1項1目は財源組み替え。

3款、それから4款、5款、次のページの6款は、いずれも支援金、それから納付金等の確定による計上となっております。

11款1項3目の23節は、いずれも療養給付費等国庫負担金、それから総務費事務費等の確定に伴います返還金の計上となっております。

12款予備費につきましては、歳入歳出の調整額となっております。

以上が、議案第60号でございます。

次に、議案第61号、平成29年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)でございますが、こちらにも1ページをお開きください。

平成29年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,820万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,042万4,000円とするとしております。

6ページをお開きください。歳入でございます。

1款1項1目1節でございますが、特別徴収保険料でございますが、こちらが9月までの保険料減免に伴う計上となっております。

2目1節は、保険料減免に伴う納付方法の変更による計上となっております。

4款1項1目1節は、平成28年度事務費繰入金の決定見込みに伴う計上となっております。

5款1項1目1節は、平成28年度からの繰越金の決定見込みに伴う計上でございます。

7ページが歳出でございます。

1款2項1目は、財源組み替えです。

2款1項1目19節は、保険料減免による負担金の減額に伴う計上となっております。

10款予備費につきましては、歳入歳出の調整額でございます。

以上で、議案第61号を終わります。

次に、議案第62号、平成29年度益城町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

1ページをお開きください。平成29年度益城町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億248万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億2,121万9,000円とするとしております。

こちら6ページをお開きください。歳入でございます。

1款1項1目の1節及び2節、ともに9月までの保険料減免に伴う計上となっております。

次の4款1項1目1節は、介護給付費の増額見込みによる計上でございます。2節は、実績に伴う精算額の計上となっております。

4款2項1目1節は、調整交付金の増額見込みによる計上となっております。

3節の現年度特別調整交付金は、熊本地震対応分の計上となっております。

次の5款1項1目1節は、社会保険診療報酬支払基金交付金の増額見込みによる計上でございます。

2節は平成28年度実績に伴う追加交付金の計上となっております。

6款1項1目1節は、介護給付費県負担金の増額見込みによる計上でございます。

2節は、平成28年度実績に伴う追加交付金の計上となっております。

8ページでございます。10款1項1目1節は、介護給付費一般会計繰入金の増額見込みによる計上でございます。

次に4目2節の事務費繰入金は、保険料還付返送用切手代不足に伴う計上でございます。

10款2項1目1節は、介護給付費準備基金からの繰入金でございます。

11款1項1目1節は、平成28年度からの繰越金確定に伴う計上でございます。

9ページでございます。歳出です。

1款1項1目12節は、保険料還付返送用切手代82円×1,500件の計上となっております。

2款1項1目19節は、7月までの実績による居宅介護サービス給付費見込み額の計上となっております。

8目の19節でございますが、こちらは8月までの実績による居宅介護住宅改修費見込み額の計上でございます。

2款2項1目の19節は、7月までの実績による居宅介護予防サービス給付費見込み額の計上で

ございます。

10ページでございます。2款2項6目19節は、8月までの実績による居宅介護予防住宅改修費見込み額の計上でございます。

9款1項1目23節は、4月から7月までの実績による見込み額の計上となっております。

2目の23節は、いずれも28年度実績による繰入金等の返還金の計上となっております。

10款予備費につきましては、歳入歳出の調整額の計上でございます。

以上が議案第62号でございます。

次に、議案第63号、益城町公共下水道特別会計補正予算（第2号）でございます。

こちらも1ページをお開きください。平成29年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,942万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ33億5,072万6,000円とするとしております。

第2条では地方債の補正を記載しております。

4ページをお開きください。第2表、地方債補正でございます。1、変更でございます。いずれも限度額の変更で、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。まず、起債の目的、公共下水道事業は570万円の増額で、広崎2町内の私道下水道管敷設工事に係るもので、充当率95%でございます。

次の、起債の目的でございます。下水道災害復旧事業債は1,300万円の増額で、管路復旧設計業務に係るもので、充当率100%でございます。

次に7ページをお開きください。歳入でございます。

5款1項1目1節です。一般会計繰入金の減額補正でございます。

6款1項1目1節は、平成28年度からの繰越金に伴う補正でございます。

8款町債につきましては、今、4ページの第2表で説明したとおりでございます。

8ページでございます。歳出です。

1款1項1目1節は報酬でございますが、新築住宅の排水設備検査に伴う計上となっております。

15節につきましては、広崎2町内の私道下水道管敷設工事に係るものとなっております。

2款1項1目13節は、管路復旧設計業務に係る分の計上でございます。

4款予備費につきましては、歳入歳出の調整額となっております。

以上が、議案第63号でございます。

続きまして、議案第64号でございます。こちらも1ページをお開きください。

平成29年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,940万9,000円とするとしております。

6ページをお開きください。歳入です。5款1項1目1節は、一般会計繰入金の減額補正でございます。

6款1項1目1節は、平成28年度からの繰越金に伴う補正でございます。

7ページが歳出となっております。予備費、歳入歳出の調整額としての計上でございます。

以上が、議案第64号でございます。

続きまして、議案第65号、平成29年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。こちら1ページをお開きください。

総則第1条でございます。平成29年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

2条が収益的収入及び支出でございます。第2条、平成29年度益城町水道事業会計予算（以下、予算といいます。）第3条に定めた収益的収入及び支出額のうち、支出の予定額を次のとおり補正する。

支出の表でございます。21款益城町水道事業費用、補正予定額1,298万7,000円の増額補正でございます。

次、3条でございます。資本的収入及び支出でございます。第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出額の予算額を次のとおり補正する。収入でございます。31款益城町水道事業資本的収入、補正予定額6,800万円。次に、支出でございます。41款益城町水道事業資本的支出、補正予定額1億7,509万円となっております。いずれも増額補正でございます。

2ページをお開きください。第4条地方債の補正でございます。表が、前と後という形で表にあらわしております。1,360万円を追加し、限度額を1億2,640万円にするもので、起債の目的は水道整備事業債で、災害復旧の工事費に充てるものでございます。起債の方法、利率償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

次に、5ページをお開きください。補正予算実施計画明細書でございます。収益的収入及び支出でございます。21款益城町水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費19節の修繕費500万円、2目の排水及び給水費19節の修繕費100万円。いずれも修繕費不足が見込まれるための増額補正でございます。

4目の総係費6節旅費5万円。

3項特別損失6目水道施設災害復旧費6節の旅費38万7,000円。災害復旧に伴う厚生労働省との打ち合わせ及び製品検査のための旅費でございます。

19節の修繕費500万円、23節の材料費250万円。いずれも、県道河川堤防改修に伴うものでございます。

次に6ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入でございます。31款益城町水道事業資本的収入1項企業債2目災害復旧事業費1節の企業債1,360万円。6項補助金2目の災害復旧補助金1節国庫補助金5,440万円。いずれも災害復旧事業の前倒しに伴うものでございます。

7ページでございます。支出でございます。41款益城町水道事業資本的支出1項建設改良費5目災害復旧事業費16節委託料200万円。これは地震による井戸ケーシング曲がり、井戸ケーシング復旧設計業務委託料でございます。

34節工事請負費1億7,309万円、内訳としまして、取水ポンプ取り替え、水中カメラ撮影709万

円。内容としましては、取水ポンプの絶縁不良2台、地震による破損1台。水中カメラ撮影はケーシングの損傷などを確認するためのもので、地震の被害が大きかった水道センター周辺の井戸4カ所でございます。施設災害復旧工事1億5,000万円、前倒し分の工事費で、主に木山・宮園地区でございます。井戸ケーシング復旧工事1,600万円、これは町民グラウンド相撲場横の第4水源地が、地面から4メートル下のところで折れていますので復旧するものでございます。また、水道センター内の第3水源地及び第5水源地、第9水源地についても予想されますので、計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ここで暫時休憩します。11時15分から再開いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西村町長。

○町長（西村博則君） それでは続きまして、議案第66号、平成28年度益城町一般会計決算認定についてから議案第73号、町道の路線認定についてまで御説明をいたします。

それでは、議案第66号について説明いたします。まず、平成28年度益城町一般・特別会計歳入歳出決算書の1ページをお願いします。

議案第66号、平成28年度益城町一般会計決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして平成28年度益城町一般会計決算について認定を求め。平成29年9月12日提出、益城町長西村博則。

2ページをお願いいたします。益城町一般会計歳入歳出決算書の歳入歳出について御説明をいたします。

まず、歳入でございますが、歳入につきましては、2ページから7ページにかけて記載をしてあるとおりでございます。6ページの歳入の合計、収入済額は288億3,165万9,137円となっております。以下、予算現額、調定額、不納欠損額、収入未済額、そして予算現額と収入済額との比較の合計額を、一番下に記載しておりますので御参照ください。

8ページをごらんください。8ページから11ページまでが歳出となっております。内容につきましてはここに記載をしているとおりでございます。

12ページの歳出の合計、支出済額は273億8,531万9,630円。以下、予算現額、翌年度繰り越し額、不用額、予算現額と支出済額の合計金額を列記しております。

14ページをお願いいたします。歳入歳出の差し引き残額は14億4,633万9,507円となっております。歳入歳出の詳細な内容につきましては、次のページから記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、100ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額288億3,165万

9,000円、歳出総額273億8,531万9,000円、歳入歳出差し引き額14億4,634万円、繰り越し明許費繰り越し額6億9,596万3,000円、実質収支額7億5,037万7,000円となっています。

以上でございます。

続きまして、議案第67号について御説明申し上げます。127ページをお願いします。

議案第67号、平成28年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度益城町国民健康保険特別会計決算について認定を求める。平成29年9月12日提出、益城町長西村博則。

128ページをお願いいたします。益城町国民健康保険特別会計決算書の歳入歳出について御説明をいたします。

歳入につきましては、128ページから129ページにかけて記載をしているとおりでございます。歳入の合計につきましては、129ページをお願いいたします。歳入合計、収入済額51億1,313万5,581円、以下、予算現額、調定額、不納欠損額、収入未済額、そして予算現額と収入済額との比較となっております。

130ページをお願いします。歳出につきましてもここに記載をしているとおりでございます。歳出合計は132ページをお願いいたします。歳出の合計、支出済額48億6,549万5,919円、以下、予算現額、不用額そして予算現額と支出済額との比較を記載しております。

次のページをお願いします。歳入歳出差し引き残額2億4,763万9,662円となっております。歳入歳出の詳細な内容につきましては、次のページから記載をしておりますのでごらんいただきたいと思っております。

次に、150ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額51億1,313万6,000円、歳出総額48億6,549万6,000円、歳入歳出差し引き額2億4,764万円、実質収支額も同額となっております。

以上でございます。

続きまして、議案第68号につきまして説明申し上げます。155ページをお願いします。

議案第68号、平成28年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度益城町後期高齢者医療特別会計決算について認定を求める。平成29年9月12日提出、益城町長西村博則。

次のページをお願いいたします。益城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の歳入歳出について御説明をいたします。歳入につきましては、ここに記載をしているとおりでございます。歳入合計、収入済額2億2,937万9,316円となっております。以下、予算現額、調定額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較を記載しております。

次のページをお願いします。歳出につきましてもここに記載しているとおりでございます。

歳出合計、支出済額2億2,233万148円、以下、予算現額、不用額、そして予算現額と支出済額との比較について、ここに記載しているとおりでございます。

次のページをお願いします。歳入歳出差し引き残額704万9,168円となっております。歳入歳出の詳細な内容につきましては、次のページから記載をしております。ごらんいただきたいと思

ます。

166ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額2億2,937万円、歳出総額2億2,233万円、歳入歳出差し引き額704万9,000円、実質収支額も同額となっております。

以上でございます。

続きまして、議案第69号について御説明申し上げます。169ページをお願いします。

議案第69号、平成28年度益城町介護保険特別会計決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度益城町介護保険特別会計決算について認定を求める。平成29年9月12日提出、益城町長西村博則。

次のページをお願いいたします。益城町介護保険特別会計歳入歳出決算書の歳入歳出について御説明いたします。歳入につきましては、ここに記載してあるとおりでございます。下のほうをごらんください。歳入合計、収入済額29億1,118万890円。以下、予算現額、調定額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較はここに金額が記載しているとおりでございます。

172ページをお願いいたします。歳出につきましてもここに記載をしているとおりでございます。

歳出の合計、支出済額29億689万4,285円、以下、予算現額、不用額そして予算現額と支出済額との比較を記載しております。

174ページをお願いいたします。歳入歳出差し引き残額428万6,605円となっております。歳入歳出の詳細な内容につきましては、176ページから記載をしてあるとおりですので、ごらんいただきたいと思います。

190ページをお願いいたします。実質収支に関する調書について。歳入総額29億1,118万1,000円、歳出総額29億689万4,000円、歳入歳出差し引き額428万7,000円、実質収支額も同額となっております。

以上でございます。

次に、議案第70号について御説明申し上げます。197ページをお願いします。

議案第70号、平成28年度益城町公共下水道特別会計決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度益城町公共下水道特別会計決算について認定を求める。平成29年9月12日提出、益城町長西村博則。

次のページをお願いいたします。益城町公共下水道特別会計歳入歳出決算書の歳入歳出について御説明をいたします。歳入について、歳入合計、収入済額が25億8,913万2,219円となっております。以下、予算現額、調定額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較はここに記載してあるとおりです。

200ページをお願いします。歳出につきまして、歳出合計支出済額25億7,140万1,600円。以下、予算現額、翌年度繰り越し額、不用額そして予算現額と支出済額との比較でございます。

202ページをお願いいたします。歳入歳出差し引き残額1,773万619円となっております。歳入歳出の詳細な内容につきましては、204ページから記載をしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、212ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額25億8,913万2,000円、歳出総額25億7,140万1,000円、歳入歳出差し引き額1,773万1,000円、繰り越し明許費繰り越し額200万9,000円、実質収支額1,572万2,000円となっています。

以上でございます。

次に、議案第71号について御説明申し上げます。215ページをお願いします。

議案第71号、平成28年度益城町農業集落排水事業特別会計決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度益城町農業集落排水事業特別会計決算について認定を求める。平成29年9月12日提出、益城町長西村博則。

次のページをお願いいたします。益城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書の歳入歳出について御説明をいたします。

まず歳入ですが、歳入の合計、収入済額が1億3,689万2,243円。以下、予算現額、調定額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較につきまして、ここに書いてあるとおりでございます。

218ページ、歳出でございます。歳出の合計、支出済額1億2,763万6,850円、以下、予算現額、不用額、予算現額と支出済額との比較となっております。

220ページをお願いいたします。歳入歳出差し引き残額925万5,393円となっております。歳入歳出の詳細な内容につきましては、222ページから記載をしておりますのでごらんいただきたいと思っております。

230ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額1億3,689万2,000円、歳出総額1億2,763万7,000円、歳入歳出差し引き額925万5,000円、繰り越し明許費繰り越し額4万7,000円、実質収支額920万8,000円となっております。

以上でございます。

議案第72号について御説明を申し上げます。水道事業会計の決算書をごらんください。

議案第72号、平成27年度益城町水道事業会計資本剰余金の処分及び決算認定について。地方公営企業法第30条第4項及び第32条第2項の規定により、平成28年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算について認定を求める。平成29年9月12日提出、益城町長西村博則。

2ページをお開きください。平成27年度水道事業決算報告書収益的収入及び支出について決算額を申し上げます。収入の決算額は6億1,289万3,580円、支出の決算額7億4,763万5,494円となっております。内訳はここに記載をしておいております。

3ページをごらんください。資本的収入及び支出の決算額を申し上げます。収入の決算額は、3億534万4,340円、支出の決算額は4億6,333万1,187円、資本的収入額から資本的支出額に対して不足する額1億5,798万6,847円は過年度損益留保資金で補填いたしました。

4ページをお開きください。キャッシュフロー計算書でございます。

資金の流出入のことで、一番下の資金期末残高7億4,933万3,191円となっており、年度末の現金預金でございます。

5ページをごらんください。損益計算書でございます。下から3行目、当年度純損失2億

1,466万5,883円となっております。これは熊本地震による特別損失が大きかったことによるものです。

7ページが欠損金処理計算書（案）でございます。損益計算書で当年度損失2億1,466万5,883円を建設改良積立金から埋めようとするもので、このところが議決事項のところでございます。なお、各詳細につきましては、19ページ以降に記載をしておりますのでごらんいただきたいと思います。

決算認定に関しては以上でございます。

なお、計数等において言い間違いがあったかもしれませんが、各計数等は各予算書及び決算書に記載してあるとおりでございますので、よろしくお願ひします。

次に、議案第73号、町道の路線認定について説明いたします。

提案理由のとおり、町道の路線認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を得る必要があることから、今回、提案するものです。次ページにありますよう、町道の路線認定は7路線です。

路線ナンバー402砥川支線は飯野分館の東側の農道で、起点を町道砥川線旧国道443号、終点を国道443号とした延長237メートルの道路です。今回、この道路の東側の農地におきまして、災害公営住宅を整備する計画に基づいて、町道の路線認定をしようとするものです。

路線ナンバー403砥川・宮ノ本1号線延長75メートル、路線ナンバー404砥川・宮ノ本2号線延長171メートル。この2路線は砥川神社北側で、地区計画により31区画の宅地造成がなされたところです。

路線ナンバー405土山支線、延長162メートル。この路線は集落内開発により15区画の宅地造成によりできた道路です。

路線ナンバー406安永・宮ノ本1号線、延長247メートル。路線ナンバー407安永・宮ノ本2号線、延長88メートル。路線ナンバー408安永・宮ノ本3号線、延長43メートル。この3路線は、地区計画により56区画の宅地造成がなされたところです。

以上で認定関係の説明を終わります。よろしく御審議の程お願ひ申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第59号から議案第73号までの15議案についての提案理由の説明が終わりました。

ここで濱田義紀代表監査委員に、平成28年度決算審査の報告を求めます。

濱田代表監査委員。

○代表監査委員（濱田義紀君） 代表監査委員の濱田でございます。決算審査の結果を御報告申し上げます。

平成29年7月11日から24日までの8日間にわたり、一般会計及び各特別会計歳入歳出決算、水道事業会計決算の状況につきまして、関係各課に資料の提出と説明を求め、宮崎監査委員と私で慎重に審議いたしました。その結果、各会計の決算は、それぞれ関係法令に準拠し、作成しており、それらを会計課所管の関係諸帳簿、その他証拠書類と照合した結果、計数に誤りはなく、正確であることを認めます。

平成28年度は4月に熊本地震の発生により災害からの復旧復興のための臨時予算として一般会計で例年の約3倍、特別会計予算として1.3倍近くふくれあがった予算となりましたが、その執行状況及び関連する事務処理は大変であったにもかかわらず、おおむね適法適正に執行されていると認めます。しかしながら、以下の2点については今後の改善をお願いしたいと思います。一つ、町営住宅家賃の滞納が累計で1億円を超えている状態となっており、本件につきましてはこれまでも再三勧告してきたところ、全く改善されておりません。災害公営住宅などの建設を控え、真剣に検討する必要があります。二つ目に、平成28年度は熊本地震に伴い、例年の数倍に及ぶ予算執行となった関係もあり、1,000万円以上の流用が44件。翌年度繰越額は99億8,182万円となっており、綿密な予算と計画的な執行に心掛けていただきたい。

次に、財政健全化判断比率及び資金不足比率の状況につきましては、今のところ良好な状態にあるものの、数年後より厳しくなりつつあることも認められます。町債の増加により将来負担比率が13.7%から30.2%に上がっているため、努めて債務を抑えるよう心掛ける必要があります。

なお、審査の細部につきましては、決算審査意見書としてまとめ、お配りしておりますので、ごらんいただければと存じます。

平成29年9月12日、代表監査委員濱田義紀。

以上、決算審査の結果報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 監査委員の決算審査報告が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。

これにて散会いたします。

散会 午前11時40分

平成29年第3回益城町議会定例会会議録

1. 平成29年9月12日午前10時00分招集
2. 平成29年9月13日午前10時00分開議
3. 平成29年9月13日午後1時53分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程
日程第1 総括質疑

7. 出席議員（17名）

1番 上村幸輝君	2番 下田利久雄君	3番 富田徳弘君
4番 松本昭一君	5番 榮正敏君	6番 中川公則君
7番 吉村建文君	8番 野田祐士君	9番 宮崎金次君
10番 坂本貢君	11番 寺本英孝君	12番 坂田みはる君
14番 中村健二君	15番 竹上公也君	16番 渡辺誠男君
17番 荒牧昭博君	18番 稲田忠則君	

8. 欠席議員（1名）

13番 石田秀敏君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 堀部博之

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	向井康彦君
教育長	酒井博範君	政策審議監	永田清道君
会計管理者	高森修自君	総務課長	中桐智昭君
企画財政課長	藤岡卓雄君	生活再建支援課長	姫野幸徳君
税務課長	緒方潔君	住民保険課長	森部博美君
こども未来課長	坂本祐二君	健康づくり推進課長	後藤奈保子君
福祉課長	木下宗徳君	福祉課審議員	深江健一君
産業振興課長	森本光博君	復旧事業課長	坂本忠一君
復旧事業課審議員	増田充浩君	都市建設課長	西口博文君
復興整備課長	杉浦信正君	危機管理課長	金原雅紀君
学校教育課長	福岡廣徳君	生涯学習課長	安田弘人君

環境衛生課長 河内正明君 水道課長 荒木栄一君
下水道課長 水上眞一君 代表監査委員 濱田義紀君

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、13番石田議員から欠席する旨の届け出がっております。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、昨日、提案理由の説明を受けました議案の総括質疑を行います。

なお、質疑に先立ちまして申し上げます。会議規則に従い、発言は簡明にし、自己の意見は差し控えられますようお願いいたします。

日程第1 総括質疑

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、総括質疑を行います。

まず初めに、議案第59号「平成29年度益城町一般会計補正予算（第3号）」から、議案第65号「平成29年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）」までの7議案及び議案第73号「町道の路線認定について」に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

1番上村幸輝議員。

○1番（上村幸輝君） おはようございます。1番の上村です。

私のほうから、1点だけお伺いいたします。

議案第59号、平成29年度益城町一般会計補正予算書（第3号）中、19ページ、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費19節負担金補助及び交付金の中で、有害鳥獣被害防止対策事業補助金が10万円の60カ所分ということで、電柵補助ということで600万が計上してあります。

これからですね、実りの秋、また収穫の秋を迎えるに当たってですね、早速予算化していただきまして非常にありがたいことだと感謝しております。これについてですね、利用するための要綱や申し込み時期など、ある程度決まっていることがあればですね、教えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 森本産業振興課長。

○産業振興課長（森本光博君） おはようございます。産業振興課長の森本でございます。

1番上村議員の議案第59号、平成29年度益城町一般会計補正予算書（第3号）中、19ページですけれども、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費19節負担金補助及び交付金の中の有害鳥獣被害防止対策事業費補助金600万円の予算計上でございます。これにつきましては、6月議会で上村議員より一般質問等ございまして、小動物等の被害防止ですね、それと今現在、イノシシ等の被害も大変発生しております。それに伴いまして、町といたしましても有害鳥獣被害防止対策としまして要綱を設けまして、今回の9月の補正にかけさせていただきました。

一応、上限をですね、10万円ということで2分の1補助ということで、上限を10万にさせていただいております。それを60カ所分を計上させていただいております。一応、今年度ですね、29年度4月1日からの施行ということで考えております。該当するものにつきましては、電気柵、防護ネット、ワイヤメッシュ柵、鳥獣対策用資材等を予定しております。

一応、要綱、要領を設けておまして、受け付けにつきましてはですね、議会終了後ですね、議決をいただければ、随時、受け付け等を行っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかにありませんか。

5番 榮正敏議員。

○5番（榮 正敏君） おはようございます。三つほど、質問させていただきます。

まず一つ目。議案第59号、22ページ、9款1項2目15節非常用発電機整備費ということで、消防署の発電機のことだと聞いています。この発電機の容量ちゅうのは何キロワットの発電機か。それと、これが建物全体の非常用発電なのか、それとも非常時の、一番大事な無線通信だけの発電機なのか。それと、もう一つ。多分、今あると思います、消防署だから。その今ある発電機の代替機っていいですか、古くなって新しく買いかえる、どういう意味の整備費なのか、これを一つお尋ねしたいと思います。

それから、24ページ。10款6項5目15節四賢婦人の移設に伴う水道の設備費が出ていますけど、水道はわかりますけど、下水道のほうはどうなっているのか、どういうふうな整備をやっているのか。あそこだったら、排水方法として、もうポンプアップで、ちょっと距離がありますけど、ポンプアップするのか、それとも浄化槽か、それかくみ取りで賄っていくのか。多分、公園にトイレができると思いますから、そっちのほうの設備に流すのか、そういう施設はどういうふうにやっていくか。それと、せっかくやるんでありますならば、杉堂のハヤシさんあたりから、はっきりした大きな案内板ですね、そういうとは考えてあるのか、それが2点目です。

それと、28ページ、11款4項1目15節給食センターの補正ですが、この補正は、内訳として、ただ単なる建築費、人件費の高騰に対する増額なのか、設計変更はなかったのか、そこをちょっとお尋ねしたいと思います。通常、44億1,700の補正前の予算がありますが、この物価高騰で2割上がったとしても、ちょっと金額的にまだ2億7,000じゃ足りんと思いますので、どういった財源補正なのか、ここをちょっと詳しくお尋ねしたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 金原危機管理課長。

○危機管理課長（金原雅紀君） おはようございます。危機管理課長の金原でございます。5番 榮議員の御質問にお答えいたします。

御質問は、議案第59号、益城町一般会計補正予算（第3号）中、22ページの9款1項2目15節工事請負費非常用発電機の整備費についてでございますけれども、まず1点目、容量につきましてでございますけれども、100キロワットになっております。それから、全体をカバーするのか、あるいは無線機だけかという御質問ですけれども、一応、署全体をカバーするような形で考えております。

あと、今現在あるものにつきましてでございますけれども、今あるものが、38キロワットの発

電機でございます、去年の震災の際にですね、全然容量が足らなかったということで、新たに今度、100キロワットの発電機を設置したいということでございます。今あるものにつきましては、予備としてですね、まだそのまま残しておく予定にしております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 安田生涯学習課長。

○生涯学習課長（安田弘人君） おはようございます。生涯学習課長の安田でございます。5番 榮議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議案第59号の補正予算関係で、ページにしますと24ページでございます。10款教育費6項社会教育費5目四賢婦人記念館運営費の四賢婦人記念館の予算計上に伴う御質問でございますが、まず第1点の排水につきましては、浄化槽の整備は考えております。

浄化槽につきましては、14人から50人槽と考えております。浄化槽の後の排水につきましては、都市建設課のほうはやがて排水をしますので、浄化槽から排水を流して、排水溝流しまして、排水溝から布田川に流す、そういった計画をしております。

あと、サイン等につきましては、内容とか設置場所につきましては、建設検討委員会で十分練って場所等を考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 福岡学校教育課長。

○学校教育課長（福岡廣徳君） おはようございます。学校教育課長の福岡でございます。榮議員の質問に答えさせていただきます。

議案第59号、益城町一般会計補正予算（第3号）中、28ページ11款4項1目15節の工事費の中の学校給食センター災害復旧工事費に関する御質問でございました。

まず、設計変更の件ですが、まだ設計自体はでき上がっておりませんので、設計変更ではございません。きのうの説明でありましたように、資材費及び人件費の高騰が主なものでございます。

給食センターの工事費につきましては、3月議会で、28年度の1期工事費として5億8,418万3,000円、それから同じく3月議会で、29年度の2期工事費として7億8,141万8,000円、合計13億6,560万1,000円の予算を計上させていただいております。

現在、工事費の積算中ですが、熊本地震によりまして資材費、人件費等の高騰によりまして約20%の工事費のアップが見込まれるということで、合計の工事費の積算が16億3,872万1,000円となることを見込まれますので、差額の2億7,312万円を今回計上させていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○5番（榮 正敏君） 四賢婦人の項目ですが、返答していただきました。浄化槽を設置して、それをまた布田川に浄化処理したのを流すという返事だったんですが。

（「聞こえないから、もうちょっと」と呼ぶ者あり）

排水処理方法としまして、浄化槽を設置して、その処理した水を布田川に流すという返事だったんですが、水のきれいな潮井さん、それがうたい文句で、そこに浄化槽の排水を流すというのはちょっと問題じゃないかと思えますけど。浄化槽処理した水をもう一つ第2タンクにためて、それをくみ取って処理するか、ポンプを入れてポンプアップして、近くの水道の下水排管にポン

プアップで持っていくとか、そういう処理方法を考えんとちょっとまずいんじゃないかと思いません。

せっかくきれいな水をうたい文句にした公園が、そこに排水処理水を流すっちゃうのはちょっと考えていただきたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 安田生涯学習課長。

○生涯学習課長（安田弘人君） 生涯学習課長の安田でございます。5番榮議員の2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

現在のところ、実はもう合併処理浄化槽を設置しまして、その合併処理浄化槽から直接布田川じゃなくて、都市建設課のほうで排水をつくりますので、そこに1回排水を流して、それを布田川に流すという形でございます。それで一応、法的には何ら問題はないと思いますので、今のところそういった手段、方法しかございませんので、現時点では合併処理浄化槽を考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかにありませんか。

2番下田利久雄議員。

○2番（下田利久雄君） おはようございます。2番下田でございます。

議案第59号、益城町一般会計補正予算書の第3号中、11款災害復旧費4項文教施設災害復旧費の。

（「何ページですかね」と呼ぶ者あり）

済みません、29ページです。28、29ですね。3目社会体育災害復旧費の中の15節工事請負費町民運動場災害復旧工事で9,800万補正してありますが、そのうち2,800万が津森のグラウンド、7,000万が福田のグラウンドという説明でございましたが、津森グラウンドは今のところ仮設住宅が建っておるのに、グラウンド整備ということで2,800万組んでありますんで、その辺の詳細な説明をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 安田生涯学習課長。

○生涯学習課長（安田弘人君） 生涯学習課長の安田でございます。2番下田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議案第59号、平成29年度益城町一般会計補正予算書（第3号）中でございます。ページが29ページでございます。11款災害復旧費4項文教施設災害復旧費3目社会体育災害復旧費の15節工事請負費でございますが、議員がおっしゃられたとおり、9,800万の計上のうち、福田町民グラウンドが7,000万、津森町民グラウンドが2,800万でございます。

議員がおっしゃられたとおり、今、福田町民グラウンドは仮設住宅の用地となっておりますが、今回は。

（「津森、津森」と呼ぶ者あり）

済みません、失礼しました。津森の仮設住宅になっておりますが、今回は東側ののり面の土砂が崩れておりますので、その撤去費用と、あと駐車場の3カ所の整備でございます。

撤去費用につきましては1,800立米の1,100万、駐車場につきましては2,300平米の900万でござ

います。以上でございます。

○2番（下田利久雄君） 分かりました。

○議長（稲田忠則君） ほかにございませんか。

8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 8番野田でございます。数点質問がございます。

議案第59号、一般会計補正予算書中ですけれども、まず、先ほどですね、議員のほうから給食センターの部分について質問がございましたけれども、この6ページの部分で質問をしたいと思っております。災害復旧事業債が8億520万となっておりますけれども、最終的な町の起債は幾らになる御予定かというのが一つ目の質問でございます。

次が、ページ11ページ、17款1項の1目の、済みません、間違えました。17款2項1目1節ですね。この熊本地震の復興基金交付金10事業で4億1,616万4,000円。これですね、詳細な内訳をちょっとお尋ねしたいということでございます。

次は16ページですね。3款1項1目の19節ですね。被災者転居費用助成金1億4,060万ですかね、についての内容と、できれば詳細に御説明をいただければと思っております。

次が、23ページ、10款6項1目19節ですね。地域コミュニティー施設の再建支援補助金の、できれば内容詳細が分かればお尋ねしたいと思います。

次に、25ページ、11款1項1目の22節ですね。補償費の立木補償費についてお尋ねしたいと思います。

それとですね、次がこの議案第62号ですね。介護保険特別会計補正予算書の中で、ページ的には8ページ、10款2項の基金繰り入れをやっておられます。基金繰り入れで1億円ということで予算計上してありますけれども、内容についてはですね、基金の繰り入れなんでよろしいんですけれども、今後の見通しについてですね、どのようになされているのかということでもあります。あとどれくらい残っていますということと、もし足りない場合は一般会計から持ってくるのかという部分も含めて、できれば説明いただければと思っております。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。8番野田議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、議案第59号、平成29年度益城町一般会計補正予算の第3号の中の、予算書の6ページの学校給食センターの災害復旧事業債についての御質問でございますが、今回、ここにありますように補正前が5億7,740万、今回2億2,780万で、補正後が8億520万というところでございます。

今回の学校給食センターの補正計上につきましては、先ほど福岡学校教育課長のほうから、28年度の1期工事で5億、それから29年の2期というところで7億、合わせて13億程度の工事費の人件費、物価等というところでございましたが、起債の内訳でいきますと、単独災害復旧事業債で6,988万1,000円、これは充当率が100%。それから緊急防災減債が2,268万、こちらも充当率が100%、それから継ぎ足し単独債で1億8,055万9,000円、これは充当率が75%ということで、それぞれの合計が今回の補正額となっているところでございます。

それから、議案、同じく59号の11ページでしたかね、歳入の部分で、17款県支出金2項県補助金の1目総務費県補助金の中での熊本地震復興基金交付金4億1,616万4,000円の内訳はというお話でございました。10事業全部申し上げたいと思います。

応急仮設住宅維持管理費用として7,159万1,000円。それから用水路農道、小規模の部分ですが、これが532万円。それから災害ボランティア推進事業についてが200万円。それから事業用仮設の移設の用地借用料ですね、これが150万。それから市道復旧事業の事務職員委託料が150万。それから市道事業復旧事業が4,000万。それから共同墓地復旧支援事業が1億円。それから地域コミュニティ等再建支援が4,185万3,000円。それから被災者転居費用助成が1億4,060万。それから最後に、これは被災者の賃貸入居支援でございまして、これが1,180万と。それが内訳となっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 安田生涯学習課長。

○生涯学習課長（安田弘人君） 生涯学習課長の安田でございます。8番野田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議案第59号の中の23ページをお開きください。10款教育費、1番下です。6項社会教育費1目社会教育費19節負担金補助及び交付金の地域コミュニティ施設等再建支援補助金4,185万3,000円の内容についてお尋ねだと思いますが、この補助事業は、地域集落における地域コミュニティの場として長年利用されてきました神社、お堂、ほこらなどの施設が平成28年熊本地震で被災し、復旧にかかる費用の一部を補助するものでございます。

補助内容は補助率2分の1、上限1,000万でございます。全て復興基金の予算から支出をいたします。本町では、平成29年6月30日に、平成28年熊本地震に伴う益城町地域コミュニティ施設等再建支援補助金交付要綱を定め、現在、相談や申請の受け付けを行っているところでございます。今回の4,185万3,000円の内容につきましては、惣領神社が1,000万円、木山神宮社務所1,000万円、そのほかに、明細申し上げます。558万5,000円が1カ所、320万1,000円が1カ所、306万7,000円が1カ所、そのほか100万の10カ所でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 姫野生活再建支援課長。

○生活再建支援課長（姫野幸徳君） 生活再建支援課長の姫野です。よろしく申し上げます。

議案第59号、一般会計補正予算3号です。ページが16ページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の19節負担金の中の内訳ですね、被災者転居費用助成金についてですが、応急仮設住宅あるいは公営住宅から自宅再建、民間賃貸、災害公営住宅等への転居の場合、一律10万円を助成するものです。

算定に当たっては、応急仮設1,463世帯、みなし仮設1,403世帯、その他1,156世帯、もう既に転居が済んでいる方195世帯、合計4,217世帯のうち、3カ年事業になりますので3分の1ということで1,406世帯が根拠になっております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 坂本復旧事業課長。

○復旧事業課長（坂本忠一君） おはようございます。復旧事業課長の坂本でございます。よろしくお願ひいたします。

8番野田議員の御質問にお答えいたします。

議案59号、一般会計補正予算3号中、ページ25ページ、11災害復旧費の中の22節補償補填及び賠償金ということで413万9,000円計上しております。

この中身ということでございます。新屋敷第2堤災害復旧時立木補償費ということで計上させていただいておりますが、飯田地区から、ずっと飯田山方面に登山道を登りますと、五色山という飯田地区のゲートボール場があったところにため池が二つございまして、上と下にですね、第2堤というのが下のほうにあるんですけど、このため池が熊本地震で被災しております。施工は熊本県のほうにお願いするんですけども、この立木補償費というのは、そのため池まで行く道路がございませんので、山の中の斜面に仮設道路をつくるということで、その中にあるですね、立木。2名の方の山林の中に行くということになりまして、約100本ほど立木がございまして、既に査定は受けておるわけなんですけども、クヌギのほか、シャカキ、ナンテン、こういうのを何か出荷されているということで、収穫木ということで、その分の補償費ということでございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 深江福祉課審議員。

○福祉課審議員（深江健一君） おはようございます。福祉課審議員の深江です。よろしくお願ひします。

8番野田議員の御質問にお答えします。

まず、議案第62号、平成29年度益城町介護保険特別会計補正予算（第2号）中、8ページ、10款繰入金2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金1節介護給付費準備基金繰入金について御説明いたします。

まず、今回の補正額1億円でございますが、これは、介護保険が第6期計画で、平成27年度から29年度までの期間の保険料を一律決めております。それで、最初の年、27年度は給付費が29年度に比べたら低くなっておるのが通常でございます。それで、保険料のほうは一定でございますので、金額のほうは最初は余るような状態ですので、その余った分を1億円、29年度用に1回プールするという形にしております。

今回ですね、29年度で1億としていましたのは、27年度に、実は1億円繰り入れしておりました。ところが、今回の震災で、査定の後にはですね、給付費が急激に伸びましたものですから、国、県、その他のところから、査定額が低く設定されていたものですから、町の予算として足らなくなったわけでございます。これは今年度精算で戻ってきますけども、その間、1億円の基金が必要になるということで、今回1億円を計上させていただきました。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 1回目の御回答ありがとうございました。

まず、一般会計補正予算書の基金の部分なんですけれども、充当率等はいいんですけども、この最終的なですね、町の起債はどれくらいになるかというお尋ねをしたかったものですから、できればですね、その部分についてもう一度お答えをいただきたいというふうに思っております。

それと、あわせてですけども、この11ページですね、熊本地震復興基金交付金10事業という

ことでありますけれども、これ、全体的にですね、いろんな基金をですね、益城町は県にお願いをしてる部分があるんですけども、今、どういう感じというといけませんけれども、どういうふうになっているのか。何をどのように申請して、どのように認められているのかが分かればですね、ぜひお願いをしたいと思っております。もし今、一つ一つが難しいようであればですね、後ほど配付でもしていただければ助かります。

あとは回答を得ましたので結構です。

あと、介護保険についてもですね、ちょっと委員会が違うもんですからここで聞かせていただいたんですけども、申しわけありませんけども、今の部分で大体分かるんですけども、分かりました。詳細についてはまた個別にでもお伺いいたします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。

8番野田議員の2回目の御質問で、起債のところですか。これは、給食ということ、全体的な。

（「給食の」と呼ぶ者あり）

そちらはまた、担当課長のほうから。復興基金につきましては、今度は9月議会の部分、県の6月議会で計上されて、その部分が、県の要綱が修正されたのが私どもにおりてきまして、そして町の要綱をつくって皆さん方にお知らせしているというところで、分かり次第、早目に出していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 福岡学校教育課長。

○学校教育課長（福岡廣徳君） 学校教育課長の福岡でございます。

野田議員の質問のうち、議案第59号、平成29年度益城町一般会計補正予算書（第3号）中の6ページの中の給食センターにかかわる起債の総額ということでございます。

土地所得費、設計関係、その他工事全て合わせますと11億2,940万6,000円の起債額でございます。以上でございます。

（「最終的に幾らになるんですかという話です」と呼ぶ者あり）

最終的な起債額が11億2,940万6,000円。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 3回目の質問をさせていただきます。

今の給食センターの起債の部分はですね、最終的にですね、どれくらいの起債が益城町に残るかというお尋ねです。最終的に。要するに益城町がどれだけですね、この給食センター総事業費というのがありますですね。いろんなものを補助が出てきますよね、補助とか、もしかしたら支援金とかもあったかもしれませんけれども、それを踏まえた上で、どれくらい最終的にですね、益城町が手出しをせんといかんですかというお話ですね。

できればそういう形でお答えいただければ。済みません、ちょっと質問の仕方が悪かったかもしれません。よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 福岡学校教育課長。

○学校教育課長（福岡廣徳君） 学校教育課長の福岡でございます。3回目の質問に答えさせて

いただきます。

学校給食センターの総事業費は、土地の取得費、設計関係も含めると17億7,284万6,500円が予算としてあります。そのうち補助金等で4億4,223万5,000円、先ほど申しました起債等が11億2,940万6,000円でございますので、起債につきまして、交付税が3億927万3,300円が交付税として措置されます。

先ほど支援ということでは申し出がございました。これはまだ確定したわけではございませんが、ライオンズクラブさんからですね、額面で言いますとドル建てなんですけども、300万ドルほどございますが、これはこちらのほうが一応申請しまして、アメリカの本部のほうでそれが認められたら来るというような形になっておりますので、現在ではまだ確定はしておりません。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） おはようございます。9番宮崎でございます。

今回の補正予算の特色につきましては、きのうの町長の説明でよく分かりましたので、この分は省略をさせていただきますが、私のほうから2点ほど質問をさせていただきます。

まず第1点目は、議案第59号、益城町一般会計補正予算書（3号）の8ページ、歳出の補正額24億4,609万6,000円の内訳について、国庫支出金が15億8,230万8,000円、地方債、これが5億2,890万円、そのほか89万5,000円として一般財源3億3,399万3,000円となっておりますけれども、この一般財源はどこから充当されているのかを教えてくださいたいと思います。これが第1番目の質問です。

2点目は、議案第59号、28ページの11款災害復旧費4項文教施設災害復旧費1目公立学校施設災害復旧費15節の工事請負費の学校給食センター災害復旧工事費2億7,312万円について質問をします。

その中の質問は、まず、本補正予算は学校給食センター建設検討委員会、また、うちの議会で設定をしております災害復旧特別委員会に報告・検討されたのか、もし、報告されていないのであれば、なぜ報告されていないのか、この点について質問したいと思います。以上2点、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。9番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

議案第59号、平成29年度益城町一般会計補正予算（第3号）の8ページの歳出の総括表の中の一般財源はどこから出ているのかという御質問でございますが、一般財源でございますので、自主財源となります。9ページでいいますと、地方特例交付金、それから地方交付税、寄附金とかそういう自主財源のほうで充てているというところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 福岡学校教育課長。

○学校教育課長（福岡廣徳君） 学校教育課長の福岡でございます。9番宮崎議員の質問に答え

させていただきます。

議案第59号、平成29年度益城町一般会計補正予算書（第3号）中、28ページの11款4項1目15節工事請負費の学校給食センター災害復旧工事費の増額について。学校給食センター建設検討委員会また町議会の災害復旧特別委員会に説明をしたのかという御質問でございますが、これについては説明いたしておりません。

2点目の、その理由でございますが、この変更といいますか、新給食センターの場所を変えるとか、機能に変更を加えるとかという変更ではなくて、社会情勢といいますか、地震によります人件費、資材費のアップということでございましたので、これはもうどうしても、真にやむを得ないと判断しましたので、説明はいたしませんでした。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 1回目の答弁をいただきましたが、まず1点目のですね、自主財源については、いろんなところから持ってきておられるという話なんですけども、我々が補正予算を考える場合、どっから財源をですね、どういうふうにして捻出してきたかというのは非常に興味があることであります。国からの支出金とかですね、地方債、そういうところであればあんまり心配しないんですけども、一般財源はどこをどういうふう辛抱して、どういうふう捻出してきたかと、これが非常に関心事になりますので、ここはですね、急遽私が質問したものですから分からなかったと思いますが、明日以降、今度の委員会のとき、再度、もう少し教えてください。どこあたりを辛抱して、どこからどういうふうこの金額、数千万円のやつを捻出したかということについて教えていただきたいと、こういうふうに思います。

2点目なんですけど、2点目でですね、今、学校教育課長から答弁がございましたけども、学校給食センターの建設検討委員会は、ただ場所決めだけの検討委員会じゃないと思うんですよね。これは建設検討委員会、つまり、子どもたちがですね、いかに早くきちっとした食事を食べさせられるかというのを町を挙げて検討するためにつくられた検討委員会だろうと思うんです。ですから、いろんな金目のことも含めてですね、問題点も含めて、うまく効率的にですね、やっぱり使っていくといいますか、意見をいただいていくというのが一番大事なことだろうと、こういうふうに思います。

それから災害復興特別委員会についても、私、委員長をやらせていただいて、いつも言うんですが、これは、町挙げてですね、災害復興に取り組むためにこの委員会をつくっているわけで、そういうところでよく審議していかないと、多分この議会でやりますとですね、総務委員会だけの審議になって、ほかの議員さんたちは余りこれにですね、口出せないですよ。ですから、なるべく全議員さんが一緒に考えて、いい案をつくっていくと、こういう意味からは、ぜひですね、災害復興特別委員会等に報告をしていただいて、やっていただきたいと、こういうふうに思います。

私のほうはですね、今までも学校給食センターについての、今回の予算についてのいろんな質問があつてますけども、私のほうから続いて質問をさせていただきたいと思います。

これまでに学校給食センターの建設予算として、まず、去年の9月の議会ですと、28年5号

修正で、地質調査620万円、建設業務委託費が3,960万円、それから開発許認可の申請に891万円、土地購入費、これが6,854万8,000円、合計で、このとき補正としてですね、1億2,325万8,000円が補正として上がりました。引き続いて今年の3月の議会で、7号補正で、設計業務が1,600万円、学校給食センター災害工事請負費、これが5億8,416万3,000円、そして今年年度当初予算、学校給食センター災害復旧工事費が7億8,141万8,000円、今回の3号補正で、学校給食センターの災害復旧工事費が2億7,312万円。このようにですね、先ほど学校教育課長も言われましたように、総合計で17億七千七百数十万円上がっておるんですが、これがどういう段取りでですね、どういうふうにしてこの金目が積まれて、そして学校給食センターを建てようとしているのかが余り全体として見えないんですよ。ここに、こういう補正でぼんぼんぼんぼん上がってくると。

私の2回目の質問は、学校給食センターをどのようにしてですね、今まで組み立てて上げられてきてるのか、ここらあたりについて考えられるというところを教えてくださいたいと、こういうふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。

9番宮崎議員の2回目の御質問というか、御指摘がありましたように、総務委員会の中で整理して、またお知らせしたいと思いますが、私が1回目の答弁の中で地方交付税を自主財源という言葉方をしましたけど、使い勝手の感覚の部分で申し上げましたけど、そこらが依存財源ということで間違っておりましたので、訂正させていただきます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 福岡学校教育課長。

○学校教育課長（福岡廣徳君） 学校教育課長の福岡でございます。宮崎議員の質問に答えさせていただきます。

まず給食センターにつきましては、皆様御存じかと思いますが、老朽化ということで、平成20年当時から、建てかえるのか、どうするのかというような形で検討を進めてありました。その中で昨年の地震がございましたので、これは給食センターについては早急に復活させるというようなことがまず第一であったかと思えます。

その中で、まず場所の移転というような大きな問題がございました。場所の移転自体は国のほうからも認められたわけでございますが、もとの給食センターの面積分については災害復旧で、今回、建物の規模を拡大してありますので、その拡張分については国の交付金事業ということで、違う補助金といいますか、でやるということで、できるだけ町の持ち出しを少なくして、補助金なり何なりを使ってやるということがまず早くて、その次は、町の持ち出しをできるだけ少なくするというようなことかと思えます。

そういったことで、補助金をもらう関係上、1期工事、2期工事ということで、28年度と29年度というふうに分けたわけでございます。あとは、とにかく早く学校給食センターをつくり上げて、児童生徒にですね、安全でおいしい給食を提供することが務めかと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 2回目の答弁をいただきましたが、なんか答弁になってないような気がしますので。委員会がこれから開かれます。私の総務委員会のほうでですね、それぞれもう1回、財政企画課長と、それから学校教育課長に詳しく説明をしていただこうと、こういうふうに思います。

特に学校給食センターはですね、これはもう待ったなしで、子どもたちにですね、来年、再来年度には完成させないと、それ以降はですね、子どもたちに温食を4月から食べさせなきゃいかんということでございますので、いろいろ突発事態で出てくるとは思うんですけども、その出てきたやつをどういうふうに皆さんにですね、お知らせしてまとめていくかというのが一番大事だろうと思うんですよね。ですから、ぜひぽんぽんと出さないで、皆さんと一緒に考えていくと、こういう姿勢をよろしく願って、私の質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（稲田忠則君） じゃあですね、ここでですね、暫時休憩いたします。11時15分から再開いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。

議案第59号、平成29年度益城町一般会計補正予算書の中から、まず18ページ、4款1項3目19節太陽光発電設置補助金180万についてですが、これ、1基というか1件かな、3万円の60件ということだったんですが、当初予算で210万つまり70件ということでしたけど、組んでありましたが、やっぱり災害の後で住宅を新しく建てるのが増えてのことなのかなと思うんですが、これ、申請については件数が何件という制限があるのか、制限なしにどんどん申請があれば出すのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

次に、ページ23ページ、1目の17節公有財産購入費益城中学校用地購入費3,047万3,000円ということで、これは事前に説明がいろいろありました。その中で、区画については、財務局あたりとまだ交渉していきますということだったんですけども、結局何とかなったのか、ならなかったのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。大体ですね、今までほったらかしの部分で、何年前に分かったちゅう話だったけども、それは向こうの言い分でしょう、多分。この災害があつて初めて分かったようなものだろうと思うので、無償提供してもらえればそれが一番よかですけど、できるだけその辺の価格も交渉というのをやってもらっているところですけども、どうだったのか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから、ページ25ページですね、1目の13節委託料、農業用施設等災害復旧事業設計業務委託料とその後、農業用施設災害復旧業務委託料、16億4,110万。これは県のほうに委託分ということで、この設計業務委託料のときには補助対象外というようなことを言われた説明があったような気がするんですが、私がちょっとぼーっとして聞き間違いかどうか知らんけど、この辺ちょっともう少し詳しく説明いただけるならと、内容について詳しく説明いただけるならと思うんですけど。その下の工事請負費5億5,000万の減額は、これと関連してるのか、それともこれは全然違うとこなのか、この辺ちょっと私が説明の聞き漏れかもしれませんが、ちょっとお伺いしたいと思います。

それから、ページ27ページ、7目の19節共同墓地復旧支援事業補助金、これについても事前に説明を1回受けました。補助は2分の1ということで、これ、1,000万組んであります。要綱ができたらずぐ雇用してということで、予算が通ればということもあるでしょうけども、これ、どういうふうになってるのか、いつから事業開始するのか、その辺を伺いたいと思います。

1回目の質問とします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 河内環境衛生課長。

○環境衛生課長（河内正明君） 環境衛生課長の河内です。14番中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議案第59号、益城町一般会計補正予算（第3号）中、ページ18ページ、4款1項3目19節太陽光発電設置費補助金180万円の計上についてでございますけども、現時点での申し込みの状況をまず申し上げときます。8月31日現在で、55基の申請がなされております。当初予算、議員おっしゃられたとおり、70基で予算を計上させていただいておりますので、現在、残りが15基分の予算ということになっておりますので、現在のペースでいきますと、月約11件のペースで申請が来ておりますので、年度末まで換算しますと、約60基分が不足するというような計算になりますので、3万円掛けるの60基分で180万円の計上をさせていただいたところでございます。

件数に制限あるのかという御指摘ですけども、ここ数年は予算を使い切ったというケースはございませんけども、今年は議員おっしゃられたとおり、熊本地震によりまして被災された方々が本年度に入って再建される方がすごく増えてきたということで、現在のようなペースになってきているのであろうということで考えております。ですから、熊本地震によつての再建についてはですね、やはりできる限り出していかなければならないのかなというところで、予算を計上させていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 福岡学校教育課長。

○学校教育課長（福岡廣徳君） 学校教育課長の福岡でございます。中村議員の質問、議案第59号、平成29年度益城町一般会計補正予算書（第3号）中、23ページでございますか、の質問に答えさせていただきます。

10款3項1目17節の益城中学校用地購入費についてでございますが、議会運営委員会でも説明させていただきましたが、町が財務局に対して、買い取りの申し出を行うということでございまして、その金額は、町が幾らで買いたいということになります。財務局のほうからですね、一応

国有財産評価基準と誤信使用財産取扱要綱によりまして、その土地の評価というものを決めるわけでございまして、それが先日説明しました全部で3,493平米で、平米当たり単価が8,724円なので、3,047万3,000円を今回、補正予算で計上させていただいているところでございます。

町が、財務局のほうに申し出をする場合の単価につきましては、先ほど言いました国有財産評価基準と誤信使用財産取扱要領をもとにして不動産鑑定を行う必要がございます。その要領の中で、町がもう随分昔から、昭和23年当時から使っているわけでございますので、時効関係も考えられるのではないかとというようなことでございました。そういった場合に、取得時効が明らかに完成していると推定される財産においては、当該財産を評価した額から5割相当額を控除した額をもって売却することができる。これは財務省のほうの規定でございますので、この価格をもとにして、町としては買い取りの価格ですね、これで請求する予定でございますので、その後、財務局のほうがそれでいいよということであれば、その金額になりますし、その後、何回か財務局と調整しながら価格は決定するというような形になります。

予算が通りまして、買い取りのですね、申請をした後に、財務局と何回か協議する必要があるかと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂本復旧事業課長。

○復旧事業課長（坂本忠一君） 復旧事業課長の坂本でございます。よろしくお願ひします。14番中村議員の質問2点についてお答えいたします。

まず第1点目が、議案第59号、補正予算のページがまず、25ページでございます。災害復旧費の農林水産施設災害復旧費関係の13節の中の説明欄に二項目ございます。まず1点目、農業用施設等災害復旧事業設計業務委託料ということでございますが、この分に関しましては、昨年12月までに国のほうの査定は終わっております。231件ほど査定をいただいております。総額が約21億円ほどございます。

この分をですね、8月の議会の災害特別委員会のほうでですね、御説明いたしましたように、県のほうにですね、災害復旧工事の業務を委託するというので、2行目の分は、そのときも額は御説明いたしましたが16億4,110万ということで、補助率にいたしますと99.4%でした。激甚災害ということで、ほとんどが国費で賄われるということでございますが、上の3,520万におきましては、12月までの査定でまだ出し切れなかった分とか、後で発見された被災箇所、施設、農地、そういうのがございまして、そういう分の設計委託料というふうなことで計上させていただいております。

それから、次のページですね、26ページの、目としては災害復旧の土木施設災害復旧費の7目の墓地ですね、共同墓地復旧費ということで、熊本県の基金のほうで対応させていただくということで、今回の議会ですら、予算を計上させていただいております。

まず内容から御説明いたしますと、補助対象となる分が、これは想定なんですけど、2,000万くらいの箇所が5カ所ぐらいあるのではないかとということで、この半分の基金額が5,000万。それから、1,000万ぐらいのが、まあこのぐらいかなということで10カ所想定しております。補助金といたしましては、2分の1ということになりますので、1億ということで予算計上はさせて

いただいております。

それから、要綱についてでございますが、今、要綱がですね、既にでき上がっております、10月から益城町の公民館講堂で相談、それから申請、様式もできておりますので受付を始めたいというふうに考えております。

復旧の工事内容といたしましては、熊本地震で被災した共同の墓地ということございまして、共有部分の通路、外構、水道施設、建築物の復旧工事、それから共有部分または所有地の区画に倒壊した墓石の移設というふうに限定はされておりますけれども、2分の1は基金のほうで対応させていただくという内容でございます。詳しいことは講堂のほうですね、説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） 2回目の質問というかちょっと。太陽光発電設置についてはですね、どんどん増えることは、やっぱり震災後、皆さんが再建されている姿が見えるのかなと思って、大変いいことだと思っております。件数についていうか、もう制限なくどんどんやっていくということですので、また、補正をせやんようになることを逆に願っております。

それから学校の用地についてですね、これ、町のほうで金額を提示すると。それはその基準に従って不動産鑑定してと、その5割という話だったですけども。これ、本来ならば、さっき言われたように時効ってのは、これはないのかな、里道なんかと同じで時効はないのかなと思うんですけど、財務局あたりというか、こういうものはもう一丁上の財務省あたりに1回ぐらい相談に行けばよかつじゃなかるうかと思うんですけどね。九州財務局あたりのとまりよりも、やっぱり財務省あたりに相談する方もいらっしゃるし、できればその辺に相談行かれると、ひょっとしたらひょっとするかもしれんし、やっぱりその辺できればやっていただきたいなど。何でもそうですけども、もちろん県を通したりいろいろ、財務局から財務省という感じでしょうけども、その辺ですね、直接行ける部分は直接交渉していくということをやっつかないと、ひょっとすると、もらえないものももらえるというようなことになるかもしれませんので、その辺ちょっと頑張っていたきたいなと思っております。

それからあと、墓地のことについては、ページ25ページ、26ページの15節のこの工事請負費5億5,000万の減額について、こちらちょっと説明がなかったような気がしたんですけど、よかつたらもう一度、その辺お願いします。

それから、共同墓地については10月からということで、やっぱりそういう話があるんだということをお話すると、そら、もういろいろ頼みよつたけど、なら、それ、ちょっと待つことというような話も聞きますんでですね、10月からということで、早速これは住民の方々にお知らせしていきたいと思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 坂本復旧事業課長。

○復旧事業課長（坂本忠一君） 復旧事業課長の坂本でございます。先ほど御質問でございますね、1点だけお答えしていなかったということで、25ページですね、15節農地等の災害復旧工事費の中で、県にお願いすることによりまして、町でやる分もあります、それから補助債にならない分

もあります。その分は町でやるということになるので、当初予算では県にお願いするとかいうことはちょっと想定をしてなかったもんですから、大きな予算を組んでありました。それで、今回中身をですね、精査いたしまして、町として必要な分を確保して、当初予算から組んであった分を差し引いて、残りの分はもう今回、減額するというようなことで対応させていただこうかと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 福岡学校教育課長。

○学校教育課長（福岡廣徳君） 中村議員の2回目の質問に答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、できるだけ廉価で、安い価格で、もしくは無償で譲渡していただければ、本当にこの財政難の中非常に助かりますので、関係者の皆様方、いろいろと相談してですね、できるだけ安くなるように努力したいと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ございませんか。

15番竹上公也議員。

○15番（竹上公也君） 15番竹上でございます。2点ほどお伺いしたいと思います。

ページ17ページ。

（「竹上議員、議案名」と呼ぶ者あり）

ああ、ごめんなさい。平成29年度益城町一般会計補正予算ページ17ページですね、民生費3項災害救助費の中の11節需用費仮設住宅共用部分の修繕工事とございますが、これは台風災害が起きた分ということで500万ほど修繕させてと。どこの仮設住宅のどの部分がどういうふうになったのか、計画時に一応、瑕疵補修ということでできないのか、できなかったのかと、そういう思いの中から、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

そして、次のページが28ページ、災害復旧工事4項の文教施設災害復旧費の中の15節工事請負費小中学校災害復旧工事請負費が690万。益城中学校の仮駐車場の整備工事というふうなことでお聞きしておりますが、こういう工事は、本体工事がもう一から始まってまいりますけれども、必要があるためにやらなきゃいけないということではなかろうかとは思いますが、一緒にやれないのかどうかということと、この工事はどういう工事なのか、駐車場の整備工事ということでありまして、内容のほうを少し詳しくお知らせいただければと思います。

○議長（稲田忠則君） 姫野生活再建支援課長。

○生活再建支援課長（姫野幸徳君） 15番竹上議員の御質問にお答えいたします。

議案第59号、益城町一般会計3号中ですね、ページ17ページ、3款3項2目11節仮設住宅共用部修繕費の内訳はという御質問だと思います。こちらについてはですね、どこのというのはちょっと資料をちょっと持ち合わせておりませんが、箇所数だけちょっと申し上げたいと思います。一つだけはちょっと特定しておりますので、飯野小の外構フェンス、これが100万予定しております。それと、スロープ改修が3カ所、掲示板の修繕が6カ所、ガラスの修繕が3カ所とその他ということで組んでおります。で、合計が500万という計上になっております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 福岡学校教育課長。

○学校教育課長（福岡廣徳君） 学校教育課長の福岡でございます。15番竹上議員の質問にお答

えいたします。

議案第59号、平成29年度益城町一般会計補正予算書（第3号）中、28ページの11款4項1目の15節工事請負費の中の小中学校災害復旧工事請負費690万円についてでございますが、これは益城中学校が、今後、災害復旧工事を行う上で、現在地に建てかえるわけでございますので、グラウンドのほうに仮設校舎を建てることとなります。グラウンドも狭くなりますし、解体作業中は現在使っている駐車場あたりが進入できませんので、教職員、また来客者のために、周辺の田んぼを借りて仮設の駐車場として工事整備をするものでございます。

本体工事と一緒にやれなかったのかという御質問であったかと思いますが、当初、計画のときはですね、申しわけありませんが、この駐車場についての、学校からも最初はある程度要請がなかったんで、その検討会の中で必要だというような、だんだんだんだん後追いのような形になってしまいましたが、そういったことで、別な工事として施工する予定でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

16番渡辺誠男議員。

○16番（渡辺誠男君） 16番渡辺でございます。二、三、質問させていただきます。

その前にですね、水道課長に要望しておきました各予算、決算書の、ちょっと見えにくいから大きくしてくれということをお願いしておきましたが、しっかり受けていただいてありがとうございました。

それでは、議案第59号のですね、益城町一般会計補正予算3号の中の16ページのですね、3款民生費1項の社会福祉1目の社会福祉総務費の中の19節、これ、同僚議員が大体聞かれましたが、下の段ですけど、被災者民間住宅入居支援助成金1,180万円ですね、これの詳細な説明をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

2点目はですね、19ページの4款衛生費2項清掃費2目のし尿処理費の中の19節負担金補助及び交付金の中に298万4,000円、合併処理浄化槽設置整備事業補助金で、4基が新設で、4基が修理とかお聞きしておりますが、これの場所等についても詳細な説明をお伺いします。

以上です。よろしく願いします。

○議長（稲田忠則君） 姫野生活再建支援課長。

○生活再建支援課長（姫野幸徳君） 16番渡辺議員の質問にお答えいたします。

議案第59号、益城町一般会計補正予算（第3号）中、ページのですね、16ページ、3款1項1目19負担金補助及び交付金中ですね、三つ目ですね、被災者民間住宅入居支援助成金の内訳算定根拠についてという御質問だと思います。

こちらはですね、応急仮設等から民間賃貸住宅への移転の場合ですね、一律20万円の助成をするものです。こちらにも熊本復興基金事業のメニューに、9月の県議会の補正で上程されてるような案件です。住まいの移行アンケート調査からですね、基礎数値は算出してあります。応急仮設4世帯、みなし仮設103世帯、その他58世帯、既に転居されている分11世帯、合計176世帯。こちらにも3カ年事業になりますので、1カ年あたり59世帯が算出根拠になっております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 河内環境衛生課長。

○環境衛生課長（河内正明君） 環境衛生課長の河内です。16番渡辺議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議案第59号、益城町一般会計補正予算書中、ページが19ページでございます。4款2項2目19節合併処理浄化槽設置事業保証金についての御質問ですけれども、当初予算においてですね、合併処理浄化槽については5人槽2基、7人槽2基ということで予算計上させていただいたところでございますけれども、8月末の時点で当初予算計上された後、全て申請が上がりまして、予算を使い切ったというような状況でございます。

先ほどの太陽光発電と同様な形になりますけれども、熊本地震によって被災された方々の再建が進んでいく中で、下水道の未給地域における合併処理浄化槽の区域の方の再建というところで、現時点で予算がなくなっているということと、今後ですね、予想されるということで、もう既に2件はですね、問い合わせがっております。あとですね、それ以外、通常の合併処理浄化槽の補助金以外に、この震災によって被害を受けたという浄化槽もあります。この震災によって被害を受けたという災害復旧分についても、5人槽を2基、7人槽を2基ということで予算計上させていただいております。ですから合計しますと、5人槽4基分、7人槽4基分の追加の補正を今回お願いしたところでございます。

場所はという御質問だったんですけれども、具体的にどこのどなたのお宅च्छゅうところまではまだ詳細にはつかんでおりませんが、これぐらいの申請あるのではないかとこのところの予算計上をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員。

○16番（渡辺誠男君） 2回目の質問を行います。

非常に詳細な説明をいただきまして、大体分かりました。浄化槽の件については、ここがちょっとこう、説明では修理が4基。

（「修繕」と呼ぶ者あり）

修繕か、修理か、4基って聞いてとったごたると思いますが、新規が4基で8基分と。そういうお話をちょっと聞いたような感じがしますが、その点、もしあったらお願いします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 河内環境衛生課長。

○環境衛生課長（河内正明君） 環境衛生課長、河内です。16番渡辺議員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

合併処理浄化槽の補助金について、修理が4基ではないかというお尋ねですけれども、先ほど申し上げました災害復旧分、合併処理浄化槽は熊本地震によって被災したと。その分については修理という形ではなくて、被災した合併浄化槽を取りかえるということで、5人槽分を2基、それから7人槽分を2基、災害復旧分としては4基ですね、計上させていただいております。

先ほど申し上げました通常分については、8月いっぱい既に使い切っておりますので、通常分の申請においても先ほど申し上げましたように、既に2基はですね、問い合わせがおりますので、年度末までの見込みとしまして、5人槽を2基、7人槽を2基という形で今回予算計

上させていただいたところでございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） 7番吉村です。もう、皆さん、だいぶん質問されたものですから、私の質問する分が非常に減ったんですけども。

まず、議案第59号、平成29年度益城町一般会計補正予算書（第3号）中、ページ数が14ページです。2款総務費1項総務管理費3目電子計算機運用費18節備品購入費庁用器具費で450万計上されております。これは、任期つき職員のためのパソコン30台分ということで上がっております。昨日も、今後の中長期予算が非常に厳しくなることが予想されるということで、このパソコン30台分というのは購入でなくて、リースするとか、そういったことができなかつたのかどうか。

それからその次の寄附金謝礼品ですね、報償費。ふるさと納税の返礼品で3,000円掛ける2,000セットって内訳聞いておりますけども、これもふるさと納税返礼品は昨年同様のものなのか、それとあと、きのう御船町では、落石のやつをふるさと納税の返礼品として提供されるようなことが報道されてましたけども、益城町でも、ふるさと納税返礼品ももうちょっと工夫をされたものが出せなかつたのかということをお聞きしたいと思います。

それから16ページ、民生費の19節負担金及び交付金で、もう同僚議員が質問されてますので、ちょっとお聞きしたいのが、これは復興基金事業で3カ年間で付されるということで、一応、転居費用の分は1日10万円と、あと、民間住宅入居支援助成金が一律20万円ということで、これはいつから、さかのぼって支給されるのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

それから20節の扶助費で、障害児施設給付費が2,556万9,000円となっておりますが、この内訳を教えていただきたいと思います。

それから、7款商工費1項商工費商工業振興費、ページ20ページですね、惣領事業用仮施設設用地賃借料として150万円計上されてますけども、これは復興市場の件だと思うんですけども、これはいつまで賃借料払う予定になつてるのか、その件をお聞きしたいと思います。

それから議案第62号、平成29年度益城町介護保険特別会計補正予算書の中の、ページ数は9ページです。歳出の分で、19節の負担金補助及び交付金で、居宅介護サービス給付費が2億3,768万6,000円。それから居宅介護住宅改修費が812万3,000円。それから、その下の居宅介護予防サービス給付費が7,395万2,000円。それから、次のページの居宅介護予防住宅改修費が379万6,000円と。

それぞれ7月までの実績による見込み額と、8月までの実績による見込み額とというふうに書いてありますけど、非常にこの金額が高くなつてるんですね。これは多分、今回の被災された方たちの分のやつが増えてると思うんですけども、この辺の見通しが分かれば教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。7番吉村議員の御質問にお答えいたします。

まず、議案第59号の平成29年度益城町一般会計補正予算（第3号）の中で、14ページでございます。総務費の中の1項3目の電子計算機運用費の中の備品購入費で、任期つき採用職員のパソコン代を計上させていただいておりますが、リースはできなかったのかという御質問だと思いますが、パソコン等につきましてはですね、常にリースがいいのか、購入がいいのかというのは詳細に詰めて行っているところでございます。今回は任期つき職員ということで、どちらかといいますと、現場的な、特にソフト関係の都合もあって、今回はこういう形でさせていただいたところでございます。

それから、次のふるさと納税につきましては、歳出のほうでも1万掛ける2セットという形で、もう議員御存じのとおり、国のほうからも返礼品については3割という指示がでておりますので、今回3,000円ということで、昨年、「ワンピース」グッズで5,000セットほど計上させていただきました。今回2,000セットということで、議員おっしゃるように去年が12月から始めたわけでございますが、町の産品もですね、お米、それから菜種油、それからお茶、いきなりだんご、そういうのがいっぱい出ておりますけれど、やっぱり前回も「ワンピース」の人気というか、そこが起爆剤となったというところで、今回、少しやっぱりふるさと納税も昨年ほどありませんので、また、そういう起爆剤というかそういう思いもあって計上させていただいております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 姫野生活再建支援課長。

○生活再建支援課長（姫野幸徳君） 7番吉村建文議員の質問にお答えいたします。

議案第59号、一般会計補正予算3号中、ページが16ページですね、3款1項1目19負担金補助及び交付金中、被災者転居費用助成金、それと被災者民間住宅入居支援助成金、それぞれさかのぼるかという質問ですけど、先ほど算定根拠でも申し上げたとおりですね、既に転居された分ということで算定に含めておりますので、熊本地震が発生しました時期まで遡及して助成するというようなことになっております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 森本産業振興課長。

○産業振興課長（森本光博君） 産業振興課長の森本でございます。7番吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案第59号、益城町一般会計補正予算（第3号）中、ページ20ページですけども、7款商工費1項商工費2目商工業振興費の14節150万、惣領事業用仮施設設用地賃借料でございますけども、これは惣領の屋台村の賃借料でございますけども、これは平成28年の、今年の6月から本年29年の3月分までの一月15万の10カ月分で、熊本県の復興基金に該当するというので、今回上げるものでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 木下福祉課長。

○福祉課長（木下宗徳君） 福祉課長の木下でございます。よろしく申し上げます。7番吉村議員の質問に答えさせていただきます。

議案第59号、16ページでございます。29年度益城町一般会計補正予算中第3号、3款1項1目20の扶助費の障害児施設給付費の内訳ということでございます。きのう説明がございましたよう

に、障害児施設給付費の中のですね、放課後児童分がですね、急増しているところでございます。

児童福祉法を根拠とする障害のある学齢期児童が、学校の授業終了後に、または休業日に通う療養機能、居場所機能を備えた福祉サービスということになっておりまして、この給付費がですね、1日につきということで、事業所の利用定員や休業日などで単価がそれぞれ変わっております。内訳がですね、非常に出しにくいということもございまして、今回の2,556万9,000円についてはですね、これまでの4カ月分の実績をもとに、当初予算から差し引いてその増額分を計上させていただいているというところでございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 深江福祉課審議員。

○福祉課審議員（深江健一君） 福祉課審議員の深江です。7番吉村議員の御質問にお答えします。

まず、議案第62号、平成29年介護保険特別会計補正予算書（第2号）、9ページ、歳出のほうでございます。こちらのほう、昨年度熊本地震によりまして、罹災証明が半壊以上の人は、4月から2月までの利用料が免除となりました。それで本年度は、予算査定時におきましては、給付費を算定するに当たりましては通常の伸び率で計上しておりましたけれども、今年の2月になりまして、国、県のほうから再延長ですね、期間の延長の通知がぎりぎりになってありまして、これを受けて、本町含む県内ほとんどの市町村、40市町村になりますけれども、9月利用分までの利用料免除期間が延長されたところでございます。

この延長期間によりまして、利用料免除分の1から2割の本人負担額が給付費に上乗せされるため、給付費が全体的に増加しました。給付費が増加したその他の要因といたしましては、今まで自宅で過ごしていた人が、震災により仮設住宅等へ移ったことによりまして、日中は入浴や食事のできる通所介護等の居宅介護サービスを利用したり、または住宅においては手すりやスロープなどを取りつける住宅改修費などが特に伸びているところでございます。また、予防のほうの要支援の人が利用する介護予防サービスについても同様でございます。

施設サービスを除く他のサービスについても、給付費の増加が見られますが、今回は4月から7月までの4カ月間、または住宅改修費においては4月から8月までの5カ月間で、特に大きく伸びている居宅介護サービス給付費、それから居宅介護住宅改修費、それから介護予防サービス給付費、介護予防住宅改修費の補正予算を計上したところでございます。

財源につきましては、介護保険の給付費に対する負担割合でございまして、国が25%、県が12.5%、町が12.5%、それから第1号被保険者保険料が22%、それから第2号被保険者保険料相当額支払診療支払基金交付金が28%の構成となっております。今回、国からの支援といたしましては、第1号被保険者保険料相当額22%分については、特別調整交付金として年度末に交付される予定でございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 1回目の質問に対して、ありがとうございました。

もう1点お聞きしたいんですけども、29年度一般会計補正予算（第3号）の2回目の質問で、20ページの商工費で、屋台村の件ですけども、今、答弁されたように、平成28年度6月から平成

29年3月の一月15万円の10カ月分ということで150万と。現在もまだ営業されてらっしゃるわけですが、今、屋台村におられる方に聞くと、今年の大体9月か10月までで終了するような形を聞いておりますけども、この辺は一体どのように考えていらっしゃるのかお聞きいたします。

○議長（稲田忠則君） 森本産業振興課長。

○産業振興課長（森本光博君） 産業振興課長の森本です。7番吉村議員の2回目の御質問にお答えいたします。

議案第59号、益城町一般会計補正予算第3号中の20ページの商工費、商工業振興費の14節の中の惣領の屋台村の使用期間ですかね。一応、10月ですね、をめぐるとということで、黒潮市場の再開に向けてという形になりますので、一応、現在入ってらっしゃる方で、自分で自己再建される方、それと新たな貸店舗に入居される方ということで、ある程度、8割、9割の方はもう再建先が決まっております。あとの方についても、木山仮設とかですね、そちらのほうに話を持ってきましたけども、そちらではちょっと厳しいという方もいらっしゃいまして、あとはもう自分でどうにかするというような形で話が進んでおります。一応、大体あとのめどというのはですね、ある程度立っているところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですから、これで質疑は終わります。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午前12時11分

再開 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続きまして午後の会議を開きます。

次に、議案第66号「平成28年度益城町一般会計決算認定について」から議案第72号「平成28年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」までの7議案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

1番上村幸輝議員。

○1番（上村幸輝君） 1番の上村です。私のほうから、1点だけお伺いいたします。

議案第66号、平成28年度益城町一般会計決算書中の22、23ページ、15款使用料及び手数料1項使用料4目土木使用料2節住宅使用料、これですと、昨日、濱田監査委員さんのほうから報告にもありましたように、収入未済額が1億148万4,040円となっています。2年前ですね、平成26年度の決算のときに伺わせていただいたんですが、そのときの最高滞納額、これは500万であると伺いました。現在はですね、その状況、また滞納状況、個別にですね、最高金額、こういったものが分かればお願いします。それとまた、あわせて、過年度については徴収のほうはできているのか、できているのであれば、金額等分かればお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 坂本復旧事業課長。

○復旧事業課長（坂本忠一君） 復旧事業課課長、坂本でございます。よろしくお願いいたします。
す。

議案第66号、平成28年度益城町一般会計の歳入歳出決算書中の23ページのですね、土木使用料2節の住宅使用料、この件についてということでございます。実は、この滞納分ということで、毎回ですね、決算の折にですね、御指摘をいただいていたということでございます。平成26、27にはですね、滞納対策ということで、いろいろ法的措置をとるとかそういうことですね、対応策をですね、こういうふうにやりたいということでですね、表明をしておりましたが、28年、昨年度、この分におきましてはですね、まず地震対応ということで、まず、何もしてございません。

29年度ということで、今、今年度ということなんですけど、28年度分に関しましても、この1億円という分に関しましては、平成4年度からですね、平成27年度、それから平成28年度、昨年度分までをですね、含めたところの額と認識しております。平成28年度におきましては、未納額が1,398万7,000円ということでございます。この分に関しましてはですね、当年度ということなんですけど、1人当たりの高額な滞納ということにおきましては、27年度までにかんがりの額の滞納があるということで認識をしております。27年度までですね、法的措置をやるということで弁護士あたりまでには相談にですね、行って、今後の対応というのをですね、検討しておるということでございますが、それから一歩踏み込んだですね、対応がなされていないということでございます。

今後ですね、28年度においては、これは言いわけにしかありませんけど、熊本地震においてですね、地震対応で何もできなかったと、これはもう言いわけにしかありません。29年度におきましてはですね、今年度、一歩踏み込んだ対応をやっていききたいというふうに考えております。これは納付のですね、公平性、そんなから町としてですね、当然の使命であるというふうに私、考えております。27年までのいろんな事務で積み重ねてきたものをですね、踏まえて、今後ですね、一歩踏み込んだ対応をやっていききたいというふうに考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○1番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございました。そうですね、過年度徴収のほうはですね、本当大変だとは思いますが、必要であるならばですね、委員会等立ち上げてそこでいろいろ手だてを考える、こういったことも必要かとは思いますが、何分公平性を保つためにもですね、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 8番野田でございます。

今、議員のほうから、住宅使用料の収入未済額についてお話があったところですけども、私のほうからは、国民健康保険と介護保険についてちょっとお尋ねしたいと思います。

（「何号議案か伝えてください」と呼ぶ者あり）

はい。議案67号の部分なんですけども、まず。ページのですね、154ページのほうを見てい

ただいでですね、この一番下の表の不能欠損額についてのですね、ちょっと説明をしていただきたいと。不能欠損ですね。国民健康保険税収納状況の不能欠損についての説明をしていただきたいと。

それと、同じく議案第68号ですね、のページ168ページの真ん中の表のですね、不能欠損と収納未済額についての説明をしていただきたいと。

それと議案第69号、ページ196ページの一番上の表ですね、不能欠損の説明をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 緒方税務課長。

○税務課長（緒方 潔君） こんにちは。税務課長の緒方でございます。

ただいま8番野田議員から御質問がありました議案第67号、国民健康保険の特別会計の不能欠損についての御質問をいただきました。ページが154ページということで載っております。

今回、28年度の不能欠損につきましては、3,276万5,089円という金額が提示されております。これは、P137ページをごらんいただきますと、その部分がちょっと載っております。この部分に関しましては、一般の被保険、それから退職被保険、合わせて3,276万5,089円という金額が提示されております。昨年よりも約1,300万ほどちょっと増えているような状況です。

この不能欠損に関しましては、地方税法に基づきまして欠損額を算定するというような形になります。不能欠損をする上で、まず5年時効、これが18条に該当します。それから執行停止をかけて3年で落とすやり方、これが15条でのやり方と。この二通りがございます。

まず、地方税法に基づきまして、18条の部分が5年時効を迎えた部分、こちらが内訳としまして747万7,000円。それから、執行停止5年、時効を迎えた分、この分が1,082万9,000円となっております。それから第15条に基づきまして、執行停止をかけて5年よりも早く欠損を落とすという部分ですけれども、こちらのほうが1,445万7,000円となっております。非常に調定を落とすということで、税法上ですね、非常に私たちも心苦しい部分もございますが、この内訳としまして、大体165名の方が対象者になっております。そのうちの内訳としまして生活苦、こちらのほうが118名、それから死亡、こちらが14名、行方不明18名、生活保護が9名、事業の廃業等で6名と、このような内訳となっております。

この執行停止につきましては、最終的にですね、時効成立後の対象一覧を毎年打ち出しまして、一人ずつ対象者の今までの状況あたりを検分しながら、執行停止に持っていくという形にはなっております。最終的に、個人の一人一人の税目等をチェックしながら納付勧奨を進めていきまして、3年の執行停止をかける場合は財産調査、預金調査、差し押さえあたりをします。それ以上どうしても伸ばすということであれば、内金処理とか、差し押さえした分はのんでいくような形になりますが、どうしてもそこに納付状況で追いつかない場合は、5年時効を迎えた場合は、欠損をしなければならないというような形になっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 森部住民保険課長。

○住民保険課長（森部博美君） 住民保険課長の森部でございます。8番野田議員の質問にお答えします。

議案第68号、平成28年度益城町後期高齢者医療特別会計決算でございます。そちらの168ページの中段にあります不能欠損額 6万3,600円についての御質問だったと思います。こちらにつきましての詳細につきましては、162ページ、163ページにあります1款1項2目の普通徴収保険料の分になります。そちらのほうの滞納繰越分の不能欠損になります。こちらにつきましては1名の方であり、もう亡くなられておられまして、これに関しては相続人のほうに請求するということになりますけれど、相続人についても厳しい状態ということで不能欠損といたしました。保険料につきましては2年という時効になりますけれど、こちらにつきましては、公拡法第160条に基づいて不能欠損したということでございます。

税や保険料の公平性を考えるならば、ちゃんと納付に結びつけていかなければならないと考えておりますけれど、滞納につきましては、早目早目の対応を心がけておりますけれど、納付勧奨等もしている状態ですが、1名の不能欠損となりました。今後は不能欠損を起こすことがないよう早目早目に対応して、納付勧奨に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 深江福祉課審議員。

○福祉課審議員（深江健一君） 福祉課審議員の深江でございます。8番野田議員の質問にお答えします。

今、森部課長が言われたように、後期高齢者と同じように介護保険のほうも2年が時効になっておりまして、一般の方でしたら年金から保険料を引かれる特別徴収という形をとりますが、中にはですね、年金が年間18万以下の方につきましては、普通徴収といたしまして、その方たちはかなり所得が低くてですね、生活に追われてるという方が結構おられます。その方たちの滞納がやっぱり一番目立っておりまして、こちらのほうも催促はするんですが、なかなか払えないということをおっしゃっております。

今年、488万6,070円不能欠損を出したわけですが、昨年の地震でですね、還付額もありまして、還付をしなければならぬ額を滞納してる方についてはですね、その額を抜かしてもらって充当、滞納額に充当させてもらって、一応、不能欠損の方を減らしたところでございます。

今後でもですね、皆さん理解を得てまいりながら、介護保険のほうの収納率を上げていきたいと思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） それぞれの御回答ありがとうございました。

不能欠損についてはですね、要するに税法上であったり、あとは個人の取り立てであったり、厳しい部分もあると思いますけれども、公平性を欠くという点からですね、ぜひやらなければならないと。不能欠損をじゃなくてですね、税を納めてもらわなければならないという部分があったので、引き続きにはなりますけれども、ぜひ、しっかりやっていただきたいと思っております。

最後の、介護保険料についてだけ、ちょっともう一つだけですね、先ほど質問させていただきましたので質問いたしますけれども、滞納分が488万ほどありますけれども、今回、介護の給付準備金、要するに基金からですね、1億円入れると、歳入のほうにですね、入れるというお話で、

そうなりますと基金残高が1億3,600万と。そこから1億とりあえず入れるというお話の中で、3,600万というお話になると、基金残高がですね。なりますけれども、その数字について、どのようにお考えか、もし、それで間に合わないときは、これはですね、どのような形になるのかをちょっと説明いただければと思っております。

○議長（稲田忠則君） 深江福祉課審議員。

○福祉課審議員（深江健一君） 福祉課審議員の深江でございます。8番野田議員の、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず、今年、現金のほうที่足りないということで、1億円基金繰入を行います。これにつきましては、特別調整交付金、それから国の支出金、県の支出金等、かなりの分が入りましたらですね、かなりもとの財調には戻ってくると思うんですけど、今の段階で現金が足りないもんですから、もし今、給付金のほうที่足らなくなったときには支払いができなくなるということで、一応安全のために基金を繰り入れしたところでございます。

仮に繰入金1億円使ったとしましても、3,600万円残りますが、これは第7期計画のほうにですね、繰り越しいたしまして、試算しますと、準備基金3,000万に対して、大体、保険料にする100円ぐらい安くなる効果がありますのでですね、だから準備基金のほうは、なるべく私どもも残していきたいというところであります。保険料給付金を上げないためにも、これは必要なことかなと思っております。

もちろん、基金のほうが金額上1億出していますが、余った分は全額また繰り入れていきたいと思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですから、これで議案第66号「平成28年度益城町一般会計決算認定について」から議案第72号「平成28年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」までの7議案に対する質疑を終わります。

なお、詳細につきましては、各常任委員会において十分審査をしていただきたいと思います。

議案第59号「平成29年度益城町一般会計補正予算（第3号）」から議案第73号「町道の路線認定について」までの15議案につきましては、皆様方のお手元に配付しております常任委員会付託区分表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号「平成29年度益城町一般会計補正予算（第3号）」から議案第73号「町道の路線認定について」までの15議案につきましては、お手元に配付の付託区分表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了いたしました。これにて散会いたします。

散会 午後1時53分

平成29年第3回益城町議会定例会会議録

1. 平成29年9月12日午前10時00分招集
2. 平成29年9月14日午前10時00分開議
3. 平成29年9月14日午後3時39分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 7番 吉村建文議員
- 9番 宮崎金次議員
- 8番 野田祐士議員
- 5番 榮 正敏議員

7. 出席議員（17名）

- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 上村幸輝君 | 2番 下田利久雄君 | 3番 富田徳弘君 |
| 4番 松本昭一君 | 5番 榮正敏君 | 6番 中川公則君 |
| 7番 吉村建文君 | 8番 野田祐士君 | 9番 宮崎金次君 |
| 10番 坂本貢君 | 11番 寺本英孝君 | 12番 坂田みはる君 |
| 14番 中村健二君 | 15番 竹上公也君 | 16番 渡辺誠男君 |
| 17番 荒牧昭博君 | 18番 稲田忠則君 | |

8. 欠席議員（1名）

- 13番 石田秀敏君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- 議会事務局長 堀部博之

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|---------|-------|-----------|--------|
| 町長 | 西村博則君 | 副町長 | 向井康彦君 |
| 教育長 | 酒井博範君 | 政策審議監 | 永田清道君 |
| 会計管理者 | 高森修自君 | 総務課長 | 中桐智昭君 |
| 企画財政課長 | 藤岡卓雄君 | 生活再建支援課長 | 姫野幸徳君 |
| 税務課長 | 緒方潔君 | 住民保険課長 | 森部博美君 |
| こども未来課長 | 坂本祐二君 | 健康づくり推進課長 | 後藤奈保子君 |
| 福祉課長 | 木下宗徳君 | 福祉課審議員 | 深江健一君 |

産業振興課長	森 本 光 博 君	復旧事業課長	坂 本 忠 一 君
復旧事業課審議員	増 田 充 浩 君	都市建設課長	西 口 博 文 君
復興整備課長	杉 浦 信 正 君	危機管理課長	金 原 雅 紀 君
学校教育課長	福 岡 廣 徳 君	生涯学習課長	安 田 弘 人 君
環境衛生課長	河 内 正 明 君	水道課長	荒 木 栄 一 君
下水道課長	水 上 眞 一 君		

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

なお、13番石田議員から欠席をする旨の届け出がっております。

本日の日程は、一般質問となっております。

なお、本定例会の一般質問通告者は4名でございます。

質問の順番を申し上げておきます。

1番目に吉村建文議員、2番目に宮崎金次議員、3番目に野田祐士議員、4番目に榮正敏議員、以上の順番で進めてまいりたいと思います。

日程第1 一般質問

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、吉村建文議員の質問を許します。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） おはようございます。7番公明党の吉村建文でございます。

本日も、朝早くから傍聴に来ておられます町民の方々に感謝を申し上げます。

また、私が6月議会の一般質問で開催を要請していた子ども議会が8月30日にとり行われ、16名の小・中学生の子ども議員が、自分たちの目線でさまざまな質問をしてくれました。議長、副議長を除く14名の子ども議員が、震災に遭って、身近な通学道路の問題や、益城町の復旧・復興についてなど、大人顔負けの議会でありました。傍聴されたマスコミ関係者、学校の先生方、保護者、議員を含め、28名の方々が興味深く見守っておられました。

教育長をはじめ町の執行部の方々には、丁寧な質疑応答ありがとうございました。

将来益城町の担い手である子どもたちにとっても、素晴らしい体験ができたのではないのでしょうか。今だからできる貴重な経験だったと思います。

今回も、4点にわたって一般質問をさせていただきます。

1点目、リバースモーゲージ利子助成について、2点目、就学援助におけるランドセル等新入学生徒学用品費の入学前支給を可能にするための対応について、3点目、地域医療に対する町の対応について、4点目、木山地区の土地区画整理事業について、質問させていただきます。

それでは、質問席に移らせていただきます。

改めて、質問席から質問させていただきます。

1点目、リバースモーゲージ利子助成についてであります。今回、一般質問の通告は8月31日まででありました。私は、8月28日に通告を出しており、熊本県が、住宅再建に新支援策のローン利子助成の発表を8月30日にされるとは全く知りませんでした。熊本県も同じことを考えていたんだとびっくりいたしました。

そもそも、この制度は、熊本市が今年度から予算化して実施している高齢者向け住宅再建資金金融制度のことです。高齢者の生活再建を目的としたリバースモーゲージ利子助成に、熊本市は全国で初めて取り組んでおります。これは熊本地震で被災した高齢者世帯が、住宅建設や補修などのために金融機関からリバースモーゲージ型融資を受けた場合に、その利子の一部を助成するというものです。リバースモーゲージ型融資は持ち家、自宅を担保として、その評価価値に基づく貸付限度額の範囲内で金融機関から融資を受け、借りたお金の利子のみを毎月返済、元金は世帯主の死亡後に担保物件を売却して一括返済するか、相続人が現金で一括返済する仕組みの、高齢者世帯向け融資制度であります。

今回、我が益城町は、震災で多くの家屋が倒壊し、現在、公費解体も90%以上済み、更地が目立ってきております。震災から1年5カ月がたち、仮設住宅、みなし仮設住宅に住んでおられる被災者の方々にも、ようやく今後の生活の見通しも考えられるようになってこられたのではないかと思います。

本町においては、定住促進事業にはそれなりの予算を組んでおりますが、今回の震災で、多くの被災された高齢者の方々に対し、熊本市のようなリバースモーゲージ利子助成など考えられないものでしょうか。

過去に、益城町においても、リバースモーゲージ型融資を町の社会福祉協議会が県の社会福祉協議会から業務委託されて、要保護世帯向けに1件だけ取り扱ったということ、町の社会福祉協議会に聞いてまいりました。

益城町にとっても、自宅再建を町民の方々にやっていただくことが、町の財政にとってもベターでありますし、災害復興住宅の戸数にも影響があると思います。

町長の見解をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。平成29年第3回益城町町議会定例会の3日目を迎えております。本日は一般質問ということで、4名の議員の皆様の質問をいただいております。一生懸命答弁させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。また、傍聴席には早朝からわざわざお越しいただきまして、本当にありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

それでは、7番吉村議員一つ目の御質問、リバースモーゲージ利子助成について、お答えをさせていただきます。

「被災者の生活再建がなければ熊本地震からの復興はない」と、機会あるごとに申し上げているところであります。暮らしの復興につきましては、これまで日常生活や健康面の支援を重点的に実施してまいりましたが、応急仮設住宅の供与開始から1年が経過しましたので、これからは

住まいの再建支援に力を入れていきたいと考えています。

リバースモーゲージ融資につきましては、60歳以上の高齢者向け返済特例融資で、土地や建物を担保に、月々は利子のみの返済、元金の部分は借入者が亡くなられたときに土地や建物を処分して返済するという仕組みになっております。町としましては、住まいの再建の実現に向け、支援策につきまして検討し、県に対しても復興金事業としてメニュー化ができないかと要望をしてきたところです。

このような中、現在開会されている県議会におきまして、高齢者でも災害公営住宅の家賃並みで自宅再建を可能にできるように、熊本県復興基金の支援メニューとしてリバースモーゲージ利子助成事業が創設される予定となりました。制度の内容につきましては、県内に住宅を建設、購入、補修するために融資を受けた場合に、上限850万円の融資額に対する利子分を一括助成するものです。

年金暮らしの高齢者の方でも生活再建支援金などの自己資金があれば、土地と建物を担保にして利子のみの返済で自宅を再建できるものであり、災害公営住宅によらない選択肢にもなるため、この制度を広く周知し、高齢者の方々の意向に沿った住まいの確保を進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 1回目の回答をありがとうございました。

今回、リバースモーゲージ利子助成については、私は、熊本市の政策局復興総室の担当の方にお話を伺ってまいりました。その中で一番聞きたかったことは、この利子助成はどのような背景があって実現したのかということでありました。担当者の方は、被災者の方々のお話を聞く中で、生活再建するにあたって、60歳以上の方々の資金調達が思いのほかうまくいっていない現実が数多く見受けられた。そこで何とかしなくてはいけないと実感し、この制度をつくろうと思った。約100件の申請予想で2,000万円の予算を組むことができた。私は、震災にあって困っていらっしゃる住民の方々に対し、知恵を出して何とかして差し上げたいという職員の行動力が必要と思いました。地域世帯に対して建物被害の最も多かった益城町の職員の方々にも、こういう目に見える形での方策を打ち出せなかったのかという思いがあります。

また、私は、地元の金融機関の支店長さん方にも意見を聞いてまいりました。このリバースモーゲージ型融資の金融商品は、さまざまな条件があり、ぜひ相談をしてほしいとのことでした。被災されている住民の方々に、まだこの制度があることすらご存じのない方がたくさんおられるということでした。

町長が、この制度を広く周知し、高齢者の方々の意向に沿った住まいの確保を進めていきたいと述べられましたが、具体的に周知させる方法をお考えでしょうか。お伺いたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の2回目の質問にお答えをします。

住宅金融支援機構におきまして、熊本地震の復興のため、特別な高齢者向け返済特例制度として、リバースモーゲージの制度が設けられております。この制度により、通常の融資よりも少な

い返済額で高齢者でも自宅再建が可能になり、さらに利用の促進を図るため、今回利子負担の軽減を図る制度が創設されたものです。

これまで、住まい再建のための支援策として、東日本大震災の事例を参考に、金融機関からの融資に対する利子助成につきましては復興基金事業としてメニュー化できないか、県に要望をしていたところでした。

今回、復興基金としてメニュー化されたリバースモーゲージ利子助成につきましては、熊本県が実施主体になるため、当然県としましても周知されると思いますが、町としても、近く設置をされる「住まいの確保相談窓口」の相談支援員による情報提供や、ホームページ、広報誌等に掲載をして、広く周知をしたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） ぜひ広報誌等にですね、広く周知をしていただいて、このリバースモーゲージ利子助成を利用される方が増えることを祈念しております。

次に、就学援助におけるランドセル等新入学児童生徒学用品費の入学前支給を可能にするための対応について、お伺いいたします。

文部科学省は、今年の4月4日、特に所得が低い世帯に向けた義務教育の就学援助について、ランドセル購入など小学校入学準備のために多額のお金を用意しなくても済むよう、入学前の支給を可能とすることを発表いたしました。来春の新1年生から適用されます。中学校の場合、既に入学前に支給されております。

そもそも就学援助は、児童生徒の家庭が生活保護を受給するなど経済的に困窮している場合、学用品や給食、修学旅行などの一部を市町村が支給し、国が2分の1を補助する制度であります。

しかし、これまでは、新入学に必要なランドセルなどの学用品の費用については、支給はされるものの、国の補助金交付要綱では国庫補助の対象を小学校入学前を含まない児童又は生徒の保護者としていたため、その費用は入学後の支給になっていました。

今般、文部科学省は、その要保護児童生徒援助費、補助金要綱を平成29年3月31日付で改正することにより、就学援助要保護児童のランドセルの購入等、新入学児童生徒学用品費の単価を、従来の約2倍、小学校の場合2万470円から4万600円に、中学校の場合2万3,500円から4万7,400円にするとともに、その支給対象者に、これまでの児童生徒から新たに就学予定者を加えました。また、文部科学省からは、この改正に合わせ、平成30年度からその予算措置、補助率2分の1を行うとの通知が、都道府県、県教育委員会宛てに出されたところであります。

しかしながら、この措置はあくまで要保護児童生徒に限ったものであり、今回、準要保護児童生徒がその対象にはなっておりません。

また、要保護児童生徒の新入学用品の支給は、基本的には生活保護制度の教育扶助である入学準備金から既に入学前に支給されているため、本町においてこの文部科学省の制度改正に伴う要保護児童生徒に対する予算及び制度の変更は、一部の例を除き基本的には生じないと認識いたします。

この準要保護児童生徒に対する新入学児童生徒学用品費の対応については、今後、文部科学省

の通知に従い、その単価の変更及び入学前からの支給について、本町においても判断していくこととなりますが、私は、今回の国における改正の趣旨及び本町における準要保護児童生徒の現状を鑑みた場合、平成30年度から実施できるよう準備を進めることが重要と考えます。

具体的には、就学援助における、特に準要保護児童生徒を対象とする新入学児童生徒学用品費の入学前からの支給に対応するための予算措置、システムの変更、要綱等改正について、今から確実に準備を進めていくことが必要と考えますが、いかがでしょうか。

教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） おはようございます。教育長の酒井でございます。

7番吉村議員の二つ目の御質問、就学援助におけるランドセル等新入学児童生徒学用品費の入学前支給を可能にするための対応について、にお答えいたします。

現在、町では、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、益城町就学援助支給規則を定めて、就学に必要な費用を援助する手だてを講じているところでございます。

就学援助費の支給対象は、小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒の保護者となっております。小学校に入学する児童の保護者に対しましては、入学後に申請を受け付け、支給を行っているところでございます。といいますのは、これまで小学校入学前に支給した場合、国庫補助の対象とならなかったためであります。

ところが、先ほど議員からもおっしゃったとおり、平成29年3月31日付に国の補助金交付要綱が一部改正されまして、就学援助のうち新入学児童生徒学用品費については国庫補助の対象になり、小学校入学前に支給できるようになりました。

ただ、小学校の入学前に支給するためには、就学援助を実施するための規則を改めて検討しまして、益城町就学援助支給規則の一部を改正する必要がございます。

郡内では、現在のところ、就学援助の小学校入学前支給をしている町はございません。

郡外では、熊本市と菊陽町が、就学援助の小学校の入学前支給を実施しているところでございます。

今後は、その実施状況について情報を収集いたしまして、実施について慎重に検討してまいりたいと考えております。

また、実施をいたします場合には、予算面におきましても、平成30年度予算として計上する予定である就学援助費の一部を今年度中に補正予算として計上する必要もありますので、財政当局とも協議しながら検討したいと考えております。

なお、就学援助費につきましては、毎学期ごとに年間3回に分けて現在支給しておりまして、今年度も1回目の支給は既に終わっております。

その新入学児童生徒学用品費の支給につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたように、既に規則の一部改正に伴いまして、引き上げられた単価で支給しておるところでございます。29年度予算では以前の支給規則で計上しておりますので、2回目以降の支払い、これは新しい改正された規則によって行っておりますので、その分支払いに支障を来すおそれがあります。

そこで、その不足分を補填するために、今回の補正予算に計上させていただいておりますので、この点につきましても御理解のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 1回目の答弁ありがとうございました。

今、教育長が述べられたように、小学校入学前に支給するためには益城町就学援助支給規則の一部を改正する必要があるということであり、現在熊本市と菊陽町が就学援助の小学校入学前の支給を実施しているとのことですので、ぜひ本町でも実施できるよう検討をお願いするものでございます。

「子育てするなら益城町で」の合言葉を実現していただきたいと思います。

ちなみに、益城町は、昨年の地震により、就学援助の対象になった家庭が相当数増えていると思いますが、小学校・中学校どれぐらいの数に上るのか、前年度対比で教えていただきたいと思っております。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） ただいまの7番吉村議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、平成27年度に就学援助を支給した児童生徒数の数でございますが、小学生が187名、中学生が118名、合計の305名でございます。

次に、平成28年度に就学援助を支給した児童生徒の数は、小学生が712名、中学生が348名、合計の1,060名でございます。そのうち、震災による就学援助を支給した児童生徒の数は、小学生、先ほど申し上げた712名中542名、712名中542名、それから、中学生が348名中224名、348名中224名、合計の1,060名中766名でございます。

これは、平成27年度に比べますと、就学援助を支給した児童生徒の数は、小学生が525名の増、小学生が525名の増、中学生が230名の増、合計の755名の増加となっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 地震による就学援助費用を受けている世帯が、平成27年から比べると3倍以上になっている実態が分かりました。来年度以降もその数は余り変わらないと思いますので、ぜひ益城町就学援助支給規則の改正をしていただきたいと思っております。

次に、地域医療に対する町の方針を伺います。

8月16日に、私は、秋野参議院議員、県会議員の城下議員、前田議員、氷室議員と一緒に、東熊本病院の永田先生のところに行って話を聞いてまいりました。

昨年の震災のときは、益城町の医療機関の関係者は、全国の応援を受けてその対応に汗を流されました。永田先生は、上益城郡の医師会の会長でもあります。そこで、町の医療体制について、さまざまな意見交換をすることができました。

現在、益城町には、20床以上のベッドを持つ病院が4カ所、19床以下のベッドを持つ診療所、老人ホームを含む、が20カ所、歯科診療所が8カ所あります。このうち、今回県道28号線の4車線化に伴い、12の医療機関が関係しており、10月の土地交渉に不安な気持ちを持っておられます。

その中でも、町内唯一の急性期病院として、急患や重症患者の受け皿となってきた東熊本病院は、7月の新聞報道によれば、町外移転を余儀なくされたと報道されておりました。

私も、糖尿病、高血圧、睡眠時無呼吸症候群などさまざまな持病を持っていますが、かかりつけ医は熊本市内にあり、町内の診療所には、風邪をひいたときや、歯の治療や、インフルエンザ予防注射を打つぐらいで、余り町内の医療機関に対する認識が少なかったというのが実感であります。

また、そこで、将来を担う町の小・中学生がお世話になっている校医さんたちは誰がなっておられるのかを調べるため、七つの小・中学校の保健室の先生方、また、校長先生方にもお話を伺ってきました。その中で、津森小学校、益城中央小学校を除く五つの小・中学校の校医さんたちは、そのほとんどが県道28号線沿いにおられました。これは大変なことになると思いました。

私の高校時代の同級生が、県医師会の事務局長をしているものですから、県医師会に出向いて話を聞いてまいりました。その中でも、県医師会としてもとても心配しているとのことでした。

町の医療機関が流出すると、町は疲弊する可能性が非常に大きい。町の将来構想がどのようなを考えているのか、地域医療政策も見据えた行政と医療機関との話し合いが大事ではないかとの意見も出ました。また、益城町の復興計画を策定するときも、町の医師会メンバーは入っていなかった、また、県道28号線の4車線化のときも寝耳に水であったと医師会の先生方は憤慨されていまして、との意見も聞くことができました。

地域包括ケアが今後ますます重要となると思いますが、医療機関と行政の連携が問われるのではないのでしょうか。復興施策で医療や介護の視点を欠かすことはできないと思いますが、地域医療に対する町の方針をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の三つ目の御質問、地域医療に対する町の方針についてにお答えをさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、町内の医療機関の多くは県道28号線沿いに集中しております。4車線化計画に伴い、移転等の問題など、不安を抱えている医療機関も多々あるかと思えます。

現在、町では、町内の医療機関につきましては、乳幼児健診、乳幼児予防接種、日本脳炎、インフルエンザの予防接種を、歯科医療機関につきましては、1歳半、2歳、3歳検診での歯科検診や、後期高齢者の健康維持のため歯科口腔検診をお願いしております。また、地域包括ケア在宅医療につきましても、情報共有や連携方法について、上益城郡医師会、歯科医師会と協議を行っております。さらに、休日当番医や学校医につきましても、上益城郡医師会と委託契約を結び御協力をいただくなど、日ごろから地域医療の取り組みに関し御尽力をいただいております。

その地域医療に関してですが、熊本県が設定する熊本県保健医療計画の中に、二次医療圏というのがあります。熊本県地域医療構想の構想区域と一致させるため、平成29年度までは別の圏域である熊本圏域と上益城圏域を、平成30年度からは統合させる計画にあります。これによりまして、平成30年度からは熊本市への移転も可能となりますとともに、反対に熊本市の病院などが益城町を含めた上益城郡内への移転が可能となります。

議員御指摘の益城町復興計画では、土地利用の構想として、県道熊本高森線沿道については商業、医療、サービス等のエリアとし、都市機能の集積を図りますとしており、医療機関の移転までは言及をしておりません。

今後は、かかりつけ医や救急医療体制、地域包括ケア体制などの問題が出てくるかと思われませんが、熊本県から4車線化事業の用地交渉の情報等を提供をいただきながら、医療機関が抱える不安を少しでも払拭できるよう話し合いを進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 1回目の答弁ありがとうございました。

町長は、医師会に対し、日ごろから地域医療の取り組みに関し御尽力をいただいておりますと述べられましたが、私は、もっと行政と医師会との連携を強く行っていかなければならないと思います。

また、答弁の中で、二次医療圏の話がありましたが、二次医療圏とは、特殊な医療を除く入院治療を主体とした一般の医療需要に対応するために設定する区域であり、主に病院の一般病床及び療養病床の整備を図る地域単位として設定されております。一般的には、県内をいくつかの、広さや人口にもよりますが、大体5から10のエリアに分けて、そのエリアごとの基準病床数などの計画を立てるため、こう呼ばれております。この二次医療圏が、平成30年度から、熊本市圏域と上益城圏域が、今まで別々であったものが統合されてしまうということでもあります。

答弁の中で、30年度からは熊本市への移転も可能になるとともに、反対に熊本市の病院等が益城町への移転が可能となると述べられましたが、住民が減っている益城町に熊本市から病院が来るという甘い予想は無理ではないかと思われまます。益城町の復旧・復興が加速され、住民の皆さんが今よりもっと増えていくのであれば話は別であります。

また、医療行政では、一次医療圏は地域保健法で、健康管理、予防、疾病や外傷等に対処して、住民の日常生活に密着した医療保険福祉サービスを提供する区域をいい、一般的には市町村がこれに対応します。この一次医療圏での対応の充実が、これからもっと重要になると思います。

永田先生との話し合いの中で、日赤病院の友人の先生から、最近益城町から搬送されてくる救急患者さんが重篤な人が増えてきているとの話があり、私も気になって、実際どうなっているかを調べるために、高遊原の益城西原消防署の警防課長で消防司令長さんから話を聞いてきました。過去3年間のデータを調べていただき、平成27年、28年、29年と救急件数の比較増減を調査いたしました。

お手元にある資料をごらんになれば分かるように、去年は地震の関係で多くなっていますが、平成27年と今年を比較してみると、そんなに数の増減は見られませんでした。また、患者さんが重篤かそうでないかは分からないということでもありました。

また、仮設団地の救急件数も調べていただき、町の平均件数と比較してどうなのかも、その増減も知ることができました。このデータをもとにして、課長さんは、仮設団地の住民の皆さんは、今まで自宅に住んでおられるときと違って、どうしても引きこもりがちになられる方が多くなり、巡回して健康相談やサロン等、体を動かすことが大事であり、健康管理が今まで以上に必要にな

るとおっしゃっておられました。

そこで、町として日ごろ注意はしておられると思いますが、仮設団地に対して特に実施しておられる施策等ありましたらお知らせください。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の2回目の御質問にお答えします。

議員のおっしゃるとおり、仮設団地やみなし仮設団地住宅にお住まいの方は、地震前の暮らしと違い、何らかの不安を抱えていらっしゃると思います。

町としましては、町民の皆さんがどのような不安をお持ちなのかを知るため、今年3月に、心と体の健康に関する調査を熊本こころのケアセンターと共同で行いました。18歳以上の全町民を対象に行いまして、約40%の方から回答をいただきました。

その結果、心や体、また自宅再建等で不安があると回答された方が約4割ありました。現在、そのアンケート結果によりフォローが必要な方には、熊本こころのケアセンターと町保健師、栄養士などで訪問及び電話での聞き取り等を行っております。事例によりましては、病院受診や地域支え合いセンターなどにつなぐなど、複数回の訪問を行っている方もあります。

仮設団地につきましては、地域支え合いセンターによる見守りや、町により運動教室などを行っております。津森、赤井、飯野小仮設団地では、熊本県医師会が熊本健康支援研究所等に委託して、また、3カ所以外の仮設団地では、町の高齢者介護予防事業を株式会社ミタカに委託して月2回開催し、参加者が無理なく家庭でもできるような運動教室を実施をしております。また、みんなの家健康サービスとして、テクノ仮設団地、木山仮設団地におきまして、NTTや第一興商の御支援により、体重計、血圧計、運動量計を提供いただき、カラオケを利用した運動教室を実施しております。そのほかに、みんなの家での食生活改善推進員による栄養教室、料理教室も実施しております。

まず、玄関から一歩外に出ていただくことが、健康づくりや介護予防につながっていくと考えておりますので、運動教室への声掛けや戸別訪問等により、引きこもりや健康被害をできるだけなくしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 最後に、木山地区の土地区画整理事業についてお伺いいたします。

8月29日の夕方、復興特別委員会で、木山地区のまちづくり協議会の代表4名の方々と意見交換をさせていただきました。その中で、貴重な意見を聞くことができました。

例として挙げるならば、区画整理事業については、その意見を吸い上げつつ、まちづくり協議会と継続的にしっかりとコミュニケーションしながら事業計画をつくってほしい。とにかく、一日も早く町議会としてどうするのかを決断していただきたい。説明会にも行ったが、通り一遍の説明しかしてくれなくて、不親切で納得がいかなかった。区画整理になれば、10年くらいかかる。命がもつかという不安がある。いろんな話が流れてきて、住民はどれが本当のことか分からなくなっている。総会をしたときに、一日でも早くもとの生活に戻りたいということを行政に期待して待っている。高齢者はあすは分からないという。希望を持たせるにはどうしたらいいかという

ことを考えてほしい。何も出てこないのでは希望が見えない。一日も早い復旧・復興を執行部にも議員にもお願いしたい等々、さまざまな意見が出ました。

私が、「土地区画整理事業は賛成の立場です」と言ったところ、「建築確認申請が何件出ているかも知らないで賛成と言わないでいただきたい」と、厳しい意見も出ました。「議員さんたちも勉強していただきたい」と苦言を言われる方もおられました。

ちなみに、平成28年度に建築確認申請が出ているのは381件、区画整理事業の区域の中では18件、平成29年度は516件、区画整理事業の区域の中では29件であります。

この現実を見ましたら、一刻も早く、区画整理事業の結論を出す必要があると思います。

また、ある会長さんは「益城中央線も協議会が開催されていて、議事録を見ていると、区画整理の部分は幅杭設置はまだ設置しないということになっている。これはどういうことなのか分からない」という発言もありましたので、私は早速、熊本県県央広域本部土木部に行って、話を聞いてまいりました。

担当の課長さんは「法律上、区画整理事業と都市計画道路の案件が重なった場合は区画整理事業のほうが優先する。県としても、区画整理事業の決定がそう長い期間かからないという判断で、幅杭打ちも重なった部分に対しては行わなかった」という回答でありました。

蒲島知事も「益城町の復興なくして熊本県の復興はない」と言われているわけですので、この木山地区の区画整理事業に対する町長の見解を、重ねてお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の御質問についてお答えします。

木山地区の復興土地区画整理事業は、発災時の被害状況・避難状況などから、根本的に基盤整備に取り組む必要があるとの認識から、地域の皆様方のみならず益城町の復興のため、また将来のためにも必要であるとして、6月議会において、木山地区の復興は区画整理で行うことを表明させていただきました。

しかし、皆様方から、事業計画地区の住民の方々の事業推進への不安や、事業内容の理解が得られていないので事業説明を丁寧に行うべきであるとの御意見をいただきました。これを受け、7月19日から8月末まで、週3日ペースで、各仮設住宅、きやま座において、座談会、勉強会を16回開催し、今月に入って、昼間に週1回ペースで座談会を開催し、理解を深めているところで

す。

説明に当たりましては、区画整理の基礎知識、減歩の仕組み、補償費の算定の仕方などについて区画整理事業の概要が分かるDVDを見ていただき、意見交換をしながら進めております。

主な質問内容や意見につきましては、具体的な計画は道路、公園、換地先など早く示せないか、どのくらいの補償がでるのか、先行買収の時期・単価について、一日でも早く決定してほしい、その他水害対策、二重ローン対策、文化財等々についての意見が出されております。

この座談会を始めた当初においては、事業に対しての悲観的な意見が多く寄せられていましたが、回を重ねるごとに事業内容への理解も深まり、賛成の方も反対の方も、進めていくのであれば一日も早く決定をし、早期再建できるようにしてほしいという意見も寄せられています。

今後とも、座談会や相談窓口などを通して、区画整理事業への御理解をさらに深めていただけるよう努力していくとともに、まちづくり協議会等で継続的に説明を行いながら進めてまいります。

ところで、地域の皆さんの関心が高い区画内道路計画などについては、都市計画決定後に示すことになり、また、具体的な家屋等の補償内容につきましては、事業認可がなされ、その後、仮換地指定後にしか家屋調査ができないため、現時点では示すことができないものです。今後、道路計画等につきましては、事業認可される前に、まちづくり協議会と協議しながら決定してまいります。また、補償についても、お一人お一人と個別相談をしながら、誠意をもって対応してまいります。

区画整理事業そのものや生活再建への不安をできる限り取り除きながら、事業をしっかりと進め、木山地区の復興と住民の皆様方の一日も早い生活の再建のために取り組んでまいり所存です。

事業を進めるにあたりましては、財政的、人的、技術面から、町が主体となって施工することは困難であると判断しており、被災市街地復興特別措置法第6条第5項におきまして、県と町が協議の上、県が施工することができるとされておりますことから、県施行で事業を進めていただくことを熊本県知事へ要望をするものであります。

県は、事業主体として施工することを受けとめるにあたりましては、町執行部と議会が一体となって要望することを求められていることから、議員各位の御協力をいただけないと進めることができません。

議員各位の御理解と御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 今、町長が再度御説明いただきまして、事業を行うに当たっては、熊本県また益城町が協議の上、県が施工することができるとしている、被災市街地復興特別措置法第6条第5項において待っておりますので、私もぜひ、この案件に関しては進めていきたいと思っております。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 吉村建文議員の質問が終わりました。ここで、暫時休憩いたします。11時5分から再開します。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時5分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、宮崎金次議員の質問を許します。

9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） こんにちは。9番宮崎でございます。今回も一般質問の機会をいただきありがとうございます。また、傍聴席には、お忙しい中足を運んでいただきましてありがとうございます。

先の6月議会では、一般質問を休ませていただきましたが、今回は、日ごろ気になっている中から3点を取り上げて、質問をさせていただきます。

まず、第1番目に、熊本地震を受けて、町の財政は例年の3倍以上に膨らんでいます。このような状況で、町の財政は大丈夫かとの町民の声に答えてもらうため、町の財政状況についてお聞きをします。2番目に、仮設住宅やみなし仮設住宅の使用期限は、法律的には2年間となっており、入居者から今後どうなっていくのかという声が聞かれますので、仮設団地の撤去集約等についてお聞きしたいと思います。3番目に、最近、木山交差点を車で通過中に、木山交差点から役場方向に歩く歩行者が、ガードレールがあるため大型車に引きずり込まれそうになったのを見て、これは何とかしなければとの考えから、木山交差点付近の歩行者安全対策についての、以上の3点について質問をさせていただきます。

では、質問席のほうに移動します。

本日も、元気いっぱい質問をさせていただきます。

まず、熊本地震以降の町の財政状況からお尋ねをいたします。

昨年4月の熊本地震発生以降、我が町の復旧・復興を図るため、国や県から補助金や地方交付税等の多額の御配慮をいただき、町民を挙げて大変感謝しているところであります。

とは申しましても、国や県からの我が町への財政支援が今後も十分になされるといえば、当然、その財政支援は限界があります。多分、残念ではありますが、年々月日の経過とともにその額は減少していくものと予想されます。ですから、これらの状況を踏まえ、十分考慮された中で町の財政運用をしなければならないと思います。

そこで2点、お伺いをします。まず1番目に、現時点で考えられる町の財政見通しについて。2番目に、町の財政状況を考えて、歳入を増加させる方策及び歳出をできるだけ削減する方策について。以上2点について、第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員の一つ目の御質問、熊本地震以降の町の財政状況についての1点目、現時点で考えられる町の財政見通しについて、にお答えをします。

地震発生以降、町の予算も大きく膨らみ、平成29年度当初予算で約393億円、平成28年度決算では歳入が約288億円、歳出が274億円と、例年の3倍か4倍程度の予算規模となっております。このように大きく膨らんだ予算におきまして、激甚災害指定による災害復旧事業関係の国庫補助率のかさ上げ、減免債算定による特別交付税措置と国や県からの財政支援により、平成28年度決算では基金繰り入れをすることなく乗り切ることができました。

ところで、熊本地震からの災害復旧・復興に係る総事業費は、8月末時点で1,454億円、そのうち町の実質的な負担は230億円を見込んでいます。以前から、この事業費に近いものをお知らせしているところですが、今回、義務的経費等の通常経費にこの事業費を組み込んだ、平成35年度までの財政見通しを試算いたしました。

基本的には、平成28年度決算をもとに推計し、歳出におきましては、任期付き職員の人件費、高齢化に伴う社会保障費、起債借入分の公債費といった義務的経費や、熊本地震からの災害復

旧・復興事業費といった投資的経費の増加を見込み、また、歳入におきましては、各種事業の財源となる国県支出金、町債、特別交付税等、さらに起債償還に対する交付税措置分を普通交付税に加算等を行っています。

その試算の結果、毎年の財源不足に財政調整用基金、財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金3基金を充当するなどしたとしても、熊本地震関連事業の償還が本格化します平成33年度以降、毎年6億円から10億円の財源不足が生じる見込みとなっております。

このため、熊本地震からの災害復旧・復興事業、特に復興事業におきましては、町民の皆様にご理解をいただきながら、真に必要な事業を精査し、優先順位をつけながら事業に取り組みますとともに、県や近隣市町村と一体となり、財政負担の軽減に向け、引き続き国に対して要望を行い、持続可能な財政運営となるよう予算の執行に努めていかなければならないと考えております。

一つ目の質問の2点目、町の財政状況を考えて歳入増加策及び歳出削減策についての質問にお答えします。

熊本地震の災害復旧・復興事業を実施した場合の財源不足を解消するため、歳入増加策としましては、町税や住宅使用料等の未収金対策、ふるさと納税等の寄附金増への取り組み、国の基準を下回る使用料等の見直し、さらには企業誘致や定住促進等の税収増の対策や、公の施設のネーミングライツ売却等、新たな歳入の確保に幅広く取り組みながら、国や県に対しても、財政負担の軽減に向け、粘り強く要望を行ってまいります。

また、歳出削減策としましては、事務事業の徹底した見直しや、効率的な予算の執行等に取り組むとともに、町職員の財政意識を徹底する必要があると考えております。私も職員に対して、例えば、庁舎内の光熱水費等の削減など、機会を捉えて経費削減への意識を徹底しているところです。国や県に対し、財政支援を求めるに当たり、町自らが歳入確保と歳出削減に最大限取り組む姿勢が必要であり、町民の皆様にも御理解と御協力を求めることもあろうかと思っております。

いずれにしましても、持続可能な財政運営を図るため、できることは全てやるという決意をいたしているところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 町長の答弁を要訳をいたしますと、まず、町の財政見通しについては非常にこれから厳しくなると。非常に、地震関連というですね、地震関連が増えてくるということで、特に、平成33年度から本格的な債務の返済に当たる時期からは、計6億円から10億円財源の不足が見込まれている。こういう答弁でございました。

それから、歳入増加策につきましても、これからですね、地方税等確実に回収するということと、幅広くいろんな問題に取り組んでいく。それから歳出については、事務系経費の総合的な見直しと職員の意識改革を図っていくんだと、こういうお話でございました。

熊本地震から復旧・復興を図らねばならない我が町の財政状況は、やはりかなり厳しくなると思います。しかしながら、厳しい厳しいと言ってみたところで、また、国や県におんぶにだっこばかり期待していても、町の財政は成り立たないと思います。

当然、執行部としてもいろいろお考えになっておられると思いますが、私は、このような厳し

い財政状況と制約された時間の中で、どうしても個々の事業に目が奪われ、これも重要、あれも重要、新たに取り組むべき事業が出るごとにその処置に追われ、また、福祉関係、教育等の関係の分野分野でそれぞれ対応してしまうことが多々あると思います。ですから、やっぱり復旧・復興の全体と時間軸で見ることができなくなってしまう場合が非常に多いと、これを心配をいたします。

そこで、財政の2回目の質問として、町は復旧・復興事業の全般を見渡し、町の財政状況を考慮した上で、復興の優先順位を決め、時期的な期限を決めているのかについてお伺いをしたいと思います。

さらに、歳入増加策の中で、町が徴収している町営住宅家賃について、なぜ滞納額が昨年1年間で1,000万円も増加し、全体として1億円以上にまでなってしまったのか、その原因と責任についてお伺いしたいと思います。

2回目の質問について繰り返しますと、まず1点目が、町は、復旧・復興事業の全般を見渡し、町の財政状況を考慮した上で復興の優先順位を決め、時期的な期限を決めているのか。それから2点目は、町営住宅の家賃滞納、これは先般の決算でも問題になっておりましたが、なぜ1億円以上にまでなってしまったのか、その原因と責任についてお伺いをします。よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 宮崎議員の質問にお答えします。

町は、復旧・復興事業の全般を見渡し、町の財政状況を考慮した上で、復興の優先順位を決め、時期的な期限を決めているのかとの御質問にお答えをします。

今回、平成28年度の決算をもとに、町の中期財政見通しを作成をしております。その内容につきましては、先日、議員の皆様にも御説明申し上げたところでございます。

その試算の結果としましては、毎年の財源不足に財政調整用基金、財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金の3基金を充当するなどしたとしても、熊本地震関連事業の償還が本格化します平成33年度以降、毎年6億円から10億円の財源不足が生じる見込みとなっております。

今後は、1点目の御質問でもお答えしましたように、特に復興事業におきましては、町民の皆様に御理解をいただきながら真に必要な事業を精査し、優先順位をつけながら事業に取り組むとともに、事業の先送り等の検討も必要になってくるものと考えております。

それから、町営住宅の家賃滞納額がなぜ1億円以上となってしまったのか、その原因と責任との御質問についてお答えをします。

このことについては、以前から監査委員さんからも御指摘をいただいております。私は、最重要課題であると認識をしております。ただ、今回の熊本地震において、その対策が滞ってしまった点があると思っております。今後は、粘り強い請求等も含めて対象者への交渉とともに、公平性の観点からも住宅明け渡し等についても強く求めていく必要があると考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 町長から2回目の答弁をしていただいたんですが、あんまりよく分かりませんでした。というのはですね、財政に今度、今回中期計画、中期見通しを言っていたきましたので、これに基づいておるのは、重点を決めてある、こういう話だろうと思います。

それから、2点目のですね、町営住宅の家賃の滞納の問題なんですが、これについてはですね、何でこの、要は何でこういう状況が起きたかというのは、原因をきちっとですね、皆さん確認しまたは分析し、そしてその責任をですね、明確にしないから。これは多分、また来年も再来年もこういう状態が起きるんじゃないかと思います。

業務をやる上でですね、いつもにこにこっていうわけにはいかんと思うんですよね。なかなか厳しい。町民に対してですよ、恨まれることもあるかと思うんです。だけど、それはやっぱり管理職の人がですね、きちっとそういうふうに指導をしないから。業務をお互いに投げ合って、そしてそれを誰も指導しない、その結果こういう状態になったんじゃないかと、私はそういうふうに判断します。ですから、もう1回よく業務を見直してですね、きちんとした指導体制でやっていただければというふうに思います。

で、私がなぜ、今回、この町の財政問題を取り上げたかについてはですね、既に皆さんもうお分かりのように、熊本地震を受けて、我が町の財政は非常に厳しくなってきました。とても従来のような財政運営はできなくなってきました。ですから、町の歳入増加策について、先ほど町長も申し上げられましたが、町民税、国保税はもちろん、町が徴収する町営住宅家賃、幼稚園・保育園の保育料、今は大幅に改善されましたけれども、小・中学校の給食費等の徴収率の向上を図るとともにですね、企業の誘致による税収アップ、これはもとより、何よりも、熊本地震で益城町を離れられている人たちに、まず町に帰ってきていただくこと、これが歳入最大の増加策、私はそういうふうに思います。

また、歳出削減策については、復旧・復興事業の全体を捉え、その上で、復旧・復興の優先順位や時期的なものを決定し、災害復旧費は時期的な縛りはありますけれども、できるだけ単年度に負荷がかかり過ぎないように計画にすることが、歳出削減の最も重要なことと思います。

町は、このような厳しい財政運営を行うにあたっては、従来、私のほうではこう感じておったんですが、行き当たりばったりの財政運営を避けてできるだけ全体を捉える努力が必要で、全体を捉えた上で町の向かうべき方向を定め、個々の事業のやり方やあるべき姿を決めて復興・復旧事業を組み立てるべきだと思います。そうすれば、補正的な予算も、国や県との絡みからやむを得ないものに限定されると思いますし、ばたばたした中での事業が少なく、無駄も少なくなると思います。

そこで、もう一度町長に、本問題の最後の質問として伺います。

我が町の厳しい財政状況を乗り切るため、町長としてどのような考えで臨もうとされているのか伺いをします。よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員3回目の質問にお答えします。

我が町の厳しい財政状況を乗り切るため、町長としてどのような考えで臨もうとしているのか

との御質問にお答えします。

先ほども述べましたように、今回、町の中期財政見通しを作成しました。その中にも、試算結果を踏まえての認識ということで示しておりますように、今後、補助金も含め、事務事業の徹底した見直し及び効率的な予算の執行等に取り組むとともに、未収金対策をはじめとする歳入確保の対策を講じ、収支改善に向けた取り組みを行う必要があります。既に、通常業務における徹底した経費削減について職員の意識改革を促すなど、取り組みを開始しているところでございます。

また、まちづくり事業、復興事業につきましては、今後住民の皆様との協議が本格化しますが、御意見をお聞きしながら事業規模の見直しや優先順位をつけるなど、事業の平準化による単年度負担の軽減を必要もあると考えております。さらには、国や県に対しても、粘り強く財政支援を求めていかなければならないと考えております。

実は、昨日、給食センターの増額が出ておりますが、当初給食センターのみで15億で試算されて、補助金が9億5,000万から、町の持ち出しが9億5,000万から12億程度で試算をされておりました。ただ、そこに防災機能も入ってないということで、防災機能を入れるようにということで、これはもう宮崎議員と相談しながら入れたんですが、きのう17億になって、町の持ち出しが実は10億2,000万ということで、程度で、今、おさまっているところです。

これは非常に難しいところで、国交省と文部科学省のお互いの二つの事業があるということで非常に難しかったんですが、直接出向いてお願いし、そして、担当の課長、給食センター所長が非常に頑張って、補正予算負債それから緊急防災減債債あたりを取り込むことによって、17億で、一応町の持ち出しが現在のところ10億2,000万ということで頑張ってくれております。

ただ、もう一つですね、きのう話がありましたように、3億2,000万の寄附あたりも頑張って、担当のほうも頑張ってくれてですね、これもいただける予定ということで、非常に、こういったところで頑張っていければということで、なるべく持ち出しを減らすということが大事なかなということだと思っております。

それから、同時に、町自らが歳入確保と歳出削減に最大限取り組む姿勢が必要であり、町民の皆様にも御理解と御協力を求めることもあろうかと思えます。

いずれにしても、持続可能な財政運営を図るため、できることは全てやるという決意をいたしているところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 町長の答弁、ありがとうございます。よく分かりました。

ただ、もう1点だけですね、ちょっと皆さんにお願いをしたいのは、私、監査のほうをやらせていただいているんですが、監査の中でですね、もう皆さんには通知をしてるから、これ秘密事項でも何でもないと思うんですが、総合体育館の電気代が、基本料金がですね、高圧電気のために一月100万円もかかります。

で、皆さん御承知のように、昨年10月31、避難者が全部あそこから撤去をしてその後ですね、何月だったか、体育館を使えないというこういう状況になって、それから毎月100万ずつ払って、その100万円の基本料金を解除になったのは今年の8月です。

ですから、そういうところにですね、なかなかこう、目がいかないと思うんですけども、自分の家庭だったらとてもそんなことできない。100万円ずつ、もう何も使わないところに金を払う、こういう状況があつてですね、とても家庭的には成り立ちません。

ですから、もう少しそういうところをですね、皆さんも気をつけて、非常に町は厳しくなつてますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、質問を続けます。

昨日、向井副町長から、益城町での現時点での中期財政見通しについて説明をしていただきました。説明を受けた中期財政見通しについては、これまでの我が町に見られないような、必要な要素を総合的に加味してよく分析されていると、頭が下がる思ひをいたしました。

ですが、言わせてもらうならば、私は、説明を受けた中期財政見通しは少し甘いような感じがしました。もしこのままで進んでいくとすれば、私は、この見通しの2倍から3倍は財政が悪化するようになっております。何よりも大切なのは、町を挙げてですね、財政に関して意識改革をすることが必要だろうと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。

では、2番目の質問のほうに移らせていただきます。

2番目の質問は、仮設団地の撤去・集約についてであります。

熊本地震を受けて、我が町では、1,500世帯以上の人が仮設団地、ほぼ同数の人がみなし仮設団地で不便な生活をされておられます。これらの仮設住宅やみなし仮設住宅の使用期限は原則2年と定められており、広崎仮設団地等の早く建設されたところでは、残りの使用期間が10カ月を切る状態になっており、そこに暮らす人たちが、今後どうなるのか大変心配をされておられます。

そこで、2点伺ひます。1番目に、町は、仮設団地等の供与期間延長についてどのように考へられているのか。2番目に、今ある18カ所の仮設団地の撤去・集約について、どのように準備を進めようとされているのか。以上2点について質問をさせていただきます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員の二つ目の御質問の1点目、町は仮設住宅等の供与期間延長についてどのように考へているのかについて、お答えをいたします。

仮設住宅の入居につきましては、7月末現在で、仮設住宅で1,465世帯、みなし仮設住宅で1,436世帯が入居をされております。入居数の推移も、退去と入居が拮抗しており、横ばいの状況にあります。

災害救助法によりますと、仮設住宅の供与期間は原則2年となっておりますが、町では、災害公営住宅の建設や区画整理事業、県道の4車線化等の公共事業の完了まで数年を要するため、2年以内の再建が困難な世帯があります。そのため、仮設住宅の供与期間の延長について、町から県を通して国に要望していますが、延長の可否につきましてはまだ回答が得られていない状況です。

応急仮設住宅に入居されている人の中には、早い方で来年の4月に、2年間の供与期間の満了を迎えます。知事は、昨日の県議会におきまして、自宅再建などが難しい人に、供与期間が来たからといってすぐに出ていくべきではないと、再度主張をされております。

町としましては、できるだけ早い時期に、公的要因のため退去できない、やむを得ない事情を

お持ちの入居者を把握し、県を通して国に対し、供与期間の延長を強く求めてまいります。

二つ目の御質問の2点目、18カ所の仮設団地の撤去・集約をどのように考え準備していくのかについてお答えをします。

東日本大震災の事例では、仮設団地の入居者が相当減少してきたとき、防犯上の問題や土地所有者の跡地利用の意向などから、仮設団地の撤去・集約について検討されております。また、学校用地や民間から借りた土地に整備した仮設団地から、優先的に撤去・集約が検討されたケースもございます。

町としましても、仮設住宅の退去の意向を見極め、入居者が最後まで安心して暮らしていただけるよう、仮設団地の撤去・集約につきまして、設置者である県と協議をしながら、町としての方針を検討したいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 答弁ありがとうございました。

今、町長からお答えいただきましたけれども、仮設住宅の供与期間の延長については、確かにですね、町で決められることではございませんので、いろいろ国、県、こちらの方と調整をしながらですね、決めていかれるんだろうと思うんですが、やはり住民も非常に心配をしておりますもんですからですね、そういう情報を丁寧に住民の方にお伝えをしていただければというふうに思います。

それから、仮設住宅の集約の問題でございますけれども、町長の答弁では、東北等の事例、これを参考にしながらですね、住んでおられる人たちが最後まで安心して暮らせるような状況、ほいでやりたい、こういうことでございますけれども、非常に警備上、防犯上、それからいろんな生活の便、ここらあたりを含めてですね、なかなかその、撤収といいますか、集約の時期というのは非常に問題だろうかと思うんですよ。ですから、よくよく先行的に、住んでおられる人たちと調整を図りながらですね、やらなきゃいかんというふうに思います。

最後に、そこで町長にお尋ねをしますが、仮設団地から撤去や集約化については、入居者の意向を伺いながら、県や国との調整を先行的に進める必要がありますけれども、本件で心配している住民を安心をさせるために、いつごろから住民にこのことをお伝えされようとお考えになられているのか、これについてお伺いをします。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 宮崎議員の2回目の質問、仮設団地の撤去・集約化の時期についてをお答えします。

これはもう、宮崎議員が指摘されたように、仮設団地の半数以上が退去されると、確かに人の目が行き届かなくなったり防犯上心配されることが多くなります。さらに、団地の自治会の運営にあたりまして、役員のなり手がなくなったりコミュニティ活動が難しくなったりと、さまざまな問題が発生することも危惧をされます。

このようなことから、仮設団地の入居者が減少傾向になれば、早い段階で入居者の意向をお聞きし、県と協議をしながら撤去・集約の方向性を示したいと考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 答弁ありがとうございました。

入居者の意向をよく確認してというお話でございますので、ぜひそれをお願いをしたいと思います。

私がこの問題を質問に取り上げましたのは、これまで述べましたように、仮設住宅の使用期限や撤収・集約の問題、それが一番ではございますけれども、ただそれだけではなく、今、町として一番力を入れなければならないのは、被災住民の生活の再建であります。そのことにより、町の活気、にぎわいを取り戻すことができると思うからでありました。つまり、被災してもその生活地域から離れておられる皆さんを、なるべく早くもとの生活地域に戻して生活を再生していただくことが、町のにぎわいや活気を取り戻すことになると思われま。

この観点から、今仮設住宅やみなし仮設にお住まいの人たちの生活再建の場を、町のにぎわいを取り戻す絶好のチャンスだと捉え、住宅再建支援や災害公営住宅等の建設場所、要領に取り組むべきであると考えます。そうすることにより、今「一日でも長く仮設住宅で暮らしたい」と、やや消極的な人たちの考えを変えて、まだまだ町民として前向きに、できうれば町に少しでも貢献していただけるという気持ちへの変化が生まれてくるものと思います。町長はそう思われませんか。

で、私の第2問目第3回目の質問は、仮設住宅等が撤去の機会、つまりこれを生活再建の場と捉えて、町のにぎわいを取り戻す絶好のチャンスと捉えた政策を行うべきではないかという考え方に対して、町長の御意見をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員の3回目の質問にお答えをさせていただきます。

仮設住宅等からにぎわいを取り戻すということですかね。

まず、先ほど、仮設住宅の入居者の皆様方におかれましては、吉村議員のほうから出ましたように、災害公営住宅の建設も必要でありますし、高齢者の方については、リバースモーゲージ制度ということで、それともう一つ、若い方に、家を建てる場合に利子補給をする制度がございます。

そういったことも含めましてしっかりと紹介して、やはりまず生活再建をやってもらうというのが一番かなと。もううちの復興計画にも入れておりますが、一人一人の復興が一番大事かなと思いますので、生活再建ですね、ここあたりをできるような制度、先ほど、いろいろ熊本市から提案が出たということで、こちら側からもいろいろ提案して、また、国のほうにも県のほうにも提案して、そういった生活再建ができるようなまちづくりを進めていきたいということで考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 町長、答弁ありがとうございました。

まだ、突然質問したもんですから、なかなか町長さんの考えもまとまらなかったかと思いますが、こういう仮設住宅からの撤去、もしくはみなし住宅からのもとのふるさとにお帰りにな

る人たち、これをですね、うまく町の復興のもしくははにぎわいを取り戻すチャンスだと捉えてですね、それに伴う施策、町の行政、それをよく考えてやっていただければ、町はかなり早く復興していくんじゃないかと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

で、仮設住宅等からの撤収は、被災者お一人お一人の事情が異なり、国や県の考え方もあり、町の財政も事情があり、とても難しい大変な作業になるとは私も思いますけれども、ただ、大変だ大変だと言っても始まりませんので、国や県と密接な調整をもとに、被災者の要望をよくよく確認しつつ綿密な計画を立て、実行にあたっては、信頼に基づいて果敢に行うことが、住民の信頼を勝ち取ることができるものと思います。

大変な業務ではありますけれども、間もなく待たなしてまいりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で第2問の御質問を終わりますして、第3問目の質問に入らせていただきます。

3番目の質問は、木山交差点付近の歩行者安全対策についてであります。

現在は、木山交差点付近の建物が熊本地震で損傷を受け、更地になっているところも多く住民も比較的少ないので、今のところ交通事故等の発生とはなっておりませんが、非常な危険な状態であります。

この木山交差点については、熊本地震以前にも、交通渋滞や歩行者の安全策について本議会でも何回か取り上げられましたが、いまだ何の改善もされておられません。

そこで、2点伺います。まず第1に、木山交差点付近の土地交換がなされたのは何のためであったのか。まさか町の駐車場をつくるためではなく、木山交差点付近の住民の安全確保のためではなかったのか。2番目に、木山交差点から役場方向に進む歩行者は、歩道もなく、とても危険な状態であります。なぜ町の駐車場の一部を歩行者のために使用させないのか。

以上2点について、第3問目の1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員の熊本地震についての三つ目の御質問の1点目、木山交差点付近の土地交換がなされたのは何のためだったのかについて、お答えをします。

木山交差点北西側の敷地について、土地交換により要地を取得した目的は、木山交差点の改良にぜひとも必要な土地であったためです。

木山交差点は、朝夕の渋滞時、ひどいときには車の列が数十台にも及び、また、歩行者や自転車が安心して通行できないなど非常に危険な交差点で、これまで、歴代の町長からも、熊本県に対し、繰り返し交差点改良の要望を重ねてきたところです。

交換し取得した土地は木山交差点の改良に必要な土地であり、宮崎議員の言われるよう、通行される方の安全確保はもとより、震災前から、木山地区のまちづくりにおいて必要な土地であると考えております。

なお、交換し取得した土地につきまして、当面は、暫定的に文化会館の駐車場として活用し、文化会館の利用がないときは役場駐車場としての利用など、多目的に活用することとしておりました。

また、2点目の、駐車場の一部を歩行者のために使用させないのかにつきましては、交換し取得した土地につきましては、震災前において、木山交差点や主要道路を含めた木山地区全体の整備手法を検討していました。あわせまして、歩行者の安全確保につきましても、関係機関と協議を重ねていたところです。

取得した土地の隣接する道路が県道でありますことから、一部歩道としての利用について県の関係課と協議しましたが、取得した土地は道路敷地でないため、県道の歩道としての設置・管理はできないとのことで、木山交差点周辺の整備方針が決定するまでの間は多目的な駐車場として活用をしていたところです。その後昨年4月、熊本地震が発生し現在に至っております。

宮崎議員が言われるように、木山交差点付近の歩行者安全対策につきましては、現在暫定的に活用している駐車場について関係機関と協議し、歩行者の安全確保のための通路等の整備について検討したいと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 木山交差点付近のですね、土地交換については、これはもう別の調査委員会にお任せすることとして、今、それについては異論はありませんけれども、ただ、木山交差点から役場方面への歩行者の安全確保について、いろいろ今、町長から御答弁がありましたけれども、やはりですね、今のああいふ危険な状態、これを認識していただいてですね、なるべく早く解決をしていかないと、事故が起きてからではやや遅いんじゃないかと、こういうふうに思います。

私のほうも、熊本県のほうにですね、確認に行きました。で、確かに道路としての正式な歩道であればですね、それは調整が要るし云々と時間かかるでしょう。だけど、私有地をですね、ただ空けて、どうぞ勝手に通ってくださいというのであれば何ら問題ない、こういうことではなかった。

ですから、あの町有地をですね、私有地と見立てて、そこに1メートルほど幅を道路側にとって、どうぞここは勝手に自己の責任で通ってくださいというのであればですね、何ら問題ない。県のほうもこういう見解でございましたので、ぜひそういうふうにやっていただければと、こういうふうに思います。

で、最後の質問ですが、歩行者の安全確保のために、町の駐車場にスペースをですね、約1メートルほど確保して、歩行者が道路側から、危険だと思ったらちょうど町有地の中を通っていただく、こういうことについてやったらいいと思うんですが、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員2回目の御質問にお答えをします。

木山交差点付近は以前から信号がございまして、ここは、ここあたりの移動もあわせてやってくれないとか、信号の時間、右折レーンをちょっと右折の信号をつけてくれとかいろんなことがありましたが、先ほど道路側ですね、道路側の1メートルぐらいちょっとというのは、以前から協議をしてたんですが、そのときはやっぱり、県道に隣接してるということで、分筆して払い

下げとかそういった話も出ておりましたので、今のお話を聞いてですね、ちょっとまたそのあたりもまた検討したい。

それと、駐車場の中ですね。中を歩いて、ちょっと舗装して通すとかそこあたりも、それと、かがクリニック側をするのか、そこあたりもしっかりと検討して、ガードレールがちょっとついでありますので、そこあたりもきちっと、真ん中か反対側をちょっと通るような形で取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願ひします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） ありがとうございます。

皆さんもですね、あそこ四六時中お通りになるから分かると思うんですが、道路側にですね、要は歩行者を私有地に、駐車場にとめれないいう形で、ガードレールでがちっとガードしとるわけですね。非常にああいうのを見ると、やっぱり何かね、もう少し町民のことを考えて、木山の人たちのことを考えて、やっぱりやっていただかなきゃいかんなど、こういうふうに思います。

ぜひ早く検討していただいてですね、処置をお願いしたいと思います。事故が起きてからではですね、やっぱり遅いと思いますので、なるべく一日も早くよろしくお願ひしたいと思います。

今、町はですね、至るところでこのような、少しの配慮によってですね、町民の安全が確保される場面が数多く見られます。確かに町は復旧・復興でとても忙しい状況ではありますが、町の行政は町民のために行われるわけですから、原点に立ち返ってですね、さらなる町民の安全確保のための行政に努めていただきたいとお願ひして、私の質問を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 宮崎金次議員の質問が終わりました。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き、午後の会議を開きます。

次に、野田祐士議員の質問を許します。

8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 8番野田でございます。

今回も一般質問の機会を与えていただきました。まことにありがとうございます。また、傍聴席には、大先輩であられる前議長もお見えでありますので、しっかりと質問をしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

今回の質問は、4項目でございます。復旧・復興事業について、木山地区の区画整理事業について、町長の行政手続及び政治手法について、ごみ等の処理の取り組み方についてでございます。

それでは質問席に移って質問をいたします。

まず、1問目の復旧・復興事業についてでございます。

復旧・復興事業について、現在の状況と予定はどうか。また秋津川等の河川や水路の復旧状況と、それに関する問題と課題についてはどう対応しているか。復旧事業に関連する上下水道、道路整備事業を代表とする社会インフラ事業及び住民個人に直接関係する宅地耐震化事業等々についての進捗はどうか。また、復興事業との兼ね合いについてはどうかという質問でございます。

まず1問目の質問でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田祐士議員の一つ目の質問、復旧・復興事業についての1点目、現在の状況と予定はどうか、また秋津川等の河川や水路の復旧状況と、それに関連する問題と課題についてはどう対応しているかにお答えをさせていただきます。

まず、災害復旧事業の状況と、今後の予定についてお答えをします。

国の査定を受けた箇所を進捗と今後の発注予定について、8月末での状況をお答えいたします。

町道の査定件数は197件で、発注済みは85件、今年度発注予定が76件となります。残り36件は平成30年度発注となります。

橋梁の査定件数は20件で、13件につきましては熊本県に復旧工事の委託をお願いしておりますが、今年度発注が8件の予定となっており、次年度が5件となっております。その他の橋梁災害は町で施工予定ですが、周辺の災害復旧工事と発注の調整を図りながら発注をしております。

河川の災害復旧では、県管理河川の木山川で、災害査定件数が20件ありまして、19件が発注済みで、復旧工事の完成予定は平成30年5月とのことです。残り1件は平成30年10月発注で、復旧工事の完成予定は平成31年3月とのことです。同じく、県管理河川の秋津川に関しましては、査定件数6件全てが発注済みです。復旧工事の完成は平成30年10月予定とのことです。町管理の中小河川に関しましては、査定を受けております箇所が27件あり、発注済みが15件となっております。残りの12件は、本年度発注予定となっております。

その他の水路に関しましては、緊急度の高い箇所から順次復旧作業を行っております。

復旧作業に関する問題と課題ということでございますが、河川工事で、秋津川におきましては、堤防道路において大規模な交通規制が発生しますことから、河川沿線の住民の方々や通勤・通学で道路を利用される方々に大変御迷惑をおかけすることになります。梅雨時期を除く限られた工事期間の中で工事を計画どおり安全に完了させ、住民の方々への負担を最小限にすることが必要となります。熊本県は、定期的に工程会議を行い、住民の方々の負担軽減に取り組んでいるところでございます。

本町が行う水路の復旧工事に関しましては、住民の皆様から要望の多い、住宅と隣接する水路の早期復旧が課題となっております。担当課において全力を挙げ、復旧に取り組んでおります。9月からは任期付き職員も加え、復旧を目指してまいります。

これは、兼ね合いは、これ一つかね。

（「ああ2問」と呼ぶ者あり）

2問目も。

（「はいどうぞ」と呼ぶ者あり）

8番野田祐土議員の一つ目の御質問の2点目、復旧事業に関する上下水道、道路整備事業を代表とする社会インフラ事業及び住民個人に直接関係する宅地耐震化事業等々についての進捗はどうか、また、復興事業との兼ね合いについてはどうかについて、お答えをさせていただきます。

上水道の復旧につきましては、72.6%の進捗となっております。

下水道につきましては、被災延長22キロメートルのうち11キロメートルについて工事請負契約を締結しておりますが、現場が竣工した延長は2キロとなっております。

道路整備事業につきましては、まず、復興関連に関しまして、益城町復興計画にもとづき、都市幹線道路及び補助幹線道路を新たな都市利用に合わせた道路の整備を行うとしています。

このことから、昭和49年に都市計画決定された広崎木山線が、昨年、県道熊本高森線の拡幅事業による都市計画道路として認可されたため、福富木山線に変更されたものでありますが、この道路を、木山から惣領までの新住宅エリア内を通る箇所をですが、東西線としまして、また、県道熊本高森線と町道グランメッセ木山線をつなぐ2本の南北線を検討しています。

このほか、木山交差点を中心として北に延びる県道益城菊陽線を町道グランメッセ木山線までと、町道横町線を国道443号線までと、既存の道路、県道熊本高森線の惣領交差点から北に延びる県道益城菊陽線を惣領交差点から町道グランメッセ木山線まで、この交差点から木山の県道益城菊陽線交差点までを新たな都市計画道路として決定して、益城町の道路ネットワークを再構築するために検討しています。

道路幅員は14メートルから16メートルを予定しています。町道グランメッセ木山線が14.5メートルですので、想像していただければと思います。概要につきましては、近々議員の皆様にもお示しすることができると思います。

宅地耐震化事業は、大きく分け二つあります。

まず、熊本県の基金で対応します、被災宅地復旧支援事業です。

本事業の要件は、熊本地震で被災した宅地ののり面、擁壁、地盤の復旧、住宅基礎の傾斜の修復等があります。5月6日から申請の受付を開始しており、9月末現在343の申請件数があり、交付決定額は7億円を超えております。申請受付の期限は、今のところ決まっておりません。

二つ目が、公共事業として事業を行っていく事業があります。

大規模盛土造成地滑動崩落防止事業、避難路に接する擁壁の復旧事業等があります。これらの事業は発災直後の基礎調査を受け、現在地質調査等の現地調査を行っております。本格的な着工は平成30年度の見込みとなっております。

復旧事業と復興事業との兼ね合いということでございます。

復旧事業に関しましては、現在、事業執行に必要な住民の皆様への説明会を行っております。失礼しました、復興事業ですね。

早急に現地の対応をすべき箇所につきましては、災害復旧工事として着手しております。

また、災害復旧工事におきましては、通常3年で事業の完成となりますが、事業採択要件が原形復旧ということで、復興整備事業とは基本的に事業目的が違うことから、関係課で事業の調整を図るため、毎週月曜日に連絡会議を行っております。

緊急性のある箇所につきましては、復旧事業を優先させた対応を行っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 丁寧な詳細な説明をいただきましてありがとうございました。

それではですね、復旧を行う際に、復興と基本的に制度的に全く違った考え方でやっていかなければいけないというところがですね、一つネックになってくるというふうに考えております。

例えば、先ほど言われた、県が行う河川事業、木山川だったり秋津川であったりについてはですね、熊本県の工事で行いますけれども、益城町はそれに伴って内水対策、特にですね、安永、福富、惣領あたりはですね、行わなければならない。これはですね、震災当初の協議会からのですね、ずっと言い続けてきたわけでありましてけれども、今般出されたですね、今後の財政見通しの中にも内水対策は入っていないということを聞いてですね、ちょっと驚いたところでありましてけれども、この内水対策についての抜本的なですね、抜本的な計画は、いつどのように提示をされるかですね、ちょっと。ほかのですね、復旧事業はですね、いろいろ説明が出ておりますので、特に内水対策について抜本的な計画についてですね、どのようにいつ御呈示されるかをですね、できればと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田祐士議員2回目の御質問にお答えします。

昨日、予算の説明を副町長のほうからやっておると思いますが、あの中に実はポンプとかですね、内水対策も含んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、内水対策については本当に心配してるところなんですけど、少しだけ対策について説明をさせていただきたいと思ひます。

昨年6月の豪雨により、安永、福富地区の秋津川右岸、妙見川左岸の区域におきまして、床上、床下浸水等の浸水被害が発生しております。これは、1時間に100ミリ以上という、余り経験がない雨が降ったことや、妙見川の水位が警報を超えたこと、地震による地盤沈下などの悪条件が重なったためと思われまふ。これを踏まえ、今後の対応策につきまして、国交省、熊本県下水環境課、また町の関係各課で協議を重ねてるところです。

まず、短期的な対応策としましては、浸水被害の大きかった安永中井手地区、福富入道地区、福富本村地区の用排水路3カ所に、アラーム機能のついた水位センサーを設置をいたしました。これは、用排水路堤防高からマイナス30センチのときに第1警報を知らせ、プラスマイナス0のときに第2警報、プラス10センチのときに第3警報が、事前登録された方に対しメールを配信されるものです。メールを受信するには、事前登録が必要です。登録方法につきましては、町のホームページ等に掲載をされております。これによりまして、用排水路堤防高からマイナス30センチまでに水位が達したときに、避難準備情報を発令し、プラスマイナス0センチに達したときに避難勧告を発令することとしております。

次に、応急的な強制排水対策につきましては、道路面からマイナス30センチの水位の時点で、町消防団に対し出動命令を発令し、消防団の小型動力ポンプを各地区2台、計6台を配置し、排

水することとなっております。また、マイナス30センチまで水位が達した段階かつ今後も同程度の降雨が予想される場合、国交省に対し大型排水ポンプ車の出動を要請をいたします。先般の梅雨前線豪雨の際に本町でも大雨洪水警報が発令されまして、用排水路が警戒水位を超えましたので、初めて国交省、町消防団に対し出動要請を行いました。これによりまして、国交省の大型排水ポンプ車を安永中井手地区に配置し、また、町消防団の小型ポンプ車を福富の入道、本村地区に配置し、強制排水を実施しました。幸い昨年のようなゲリラ豪雨でなかったことや、国交省、消防団、町職員の迅速かつ的確な行動により、大きな被害もなく対応できたことが功を奏したのではなかろうかと思っております。

しかし、雨期のたびに毎年このような作業を繰り返すことは、大変な労力が必要なことから、今年度、雨水管理総合計画を策定し、早急の中・長期的な対策を講じる必要があると考えております。

具体的には、なぜ浸水したのかを原因を分析し、特に、昨年の6月の雨で浸水した地域に雨水が集中しないよう、既存の排水路の改修や新たな排水路の整備、雨水ポンプ、調整池などを検討することになろうかと考えております。また、実施に当たっては、関係機関との連携を深め、コスト削減に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 的外れでですね、言っていただくのはいいんですけども、4項目ありますので、できればですね、詳細な説明はですね、後ほどでもですね、答えを受けますので、できれば簡潔にですね、答えていただければ助かるなあと考えておるところでございます。

今言った部分なんですけれども、緊急応急的な話をしているわけじゃなくてですね、内水対策に対する抜本的なという話をしたわけであってですね、別に緊急とかですね、的な部分、あとは対応の部分の言ったわけではございませんので、多分、内水対策に対して抜本的なものはまだ何も決まってないということでもよろしいですかね。はい、そういうことでありがとうございます。

これはですね、ぜひですね、副町長、今、返事されたんですけども、県のほうとですね、秋津川との関係もありますので、ぜひ県のほうとも早急にお話し合いをしていただいでですね、抜本的なところでの解決をですね、していただければありがたいなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、次にですね、木山地区の区画整理事業についてお尋ねいたします。

今、木山地区ではですね、まちづくり協議会が発足して、住民とのですね、意見や提言をまとめ、先日は町議会のほうに御足労を願ってお話を聞かせていただいたわけなんですけれども、まちづくり協議会の意見や提言について、どのようにですね、取り組もうとしているのかまた取り組んでいくのかという点が1点目。次に、都市計画道路益城中央線や県道益城菊陽線もしくは町道ですね、グラウンドに抜ける町道との関係について、町としてどのようにですね、行おうとしているのかについて。3点目に、事業計画に関する責任の所在と事業全般の課題と取り組みについて、今どのようなですね、検討をなされているのかをですね、ほかにも質問もありますので、できればですね、簡潔にお答えいただければ助かります。よろしくお願いたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員二つ目の木山地区の区画整理事業についてお答えをします。

木山地区の区画整理事業につきましては、今後の流れとしまして、施工区域の都市決定を行い、次に事業計画の決定、つまり事業の認可をとることとなります。

この事業計画を作成するにあたっては、設計概要が必要となり、区画道路や公園等も一応決めなければなりません。道路計画等につきましては、事業認可される前に、各まちづくり協議会に町の案を示して協議しながら、区画道路及び公園の位置を決めていきます。その際は、県施行で行うに当たっても、町職員が前面に出て説明を行いながら進めていくようにします。

今後、地域に入って勉強会や相談会等を開き、まちづくり協議会の意見に耳を傾けながら、住民の皆様の不安や疑問の解消に努めてまいります。町議会の皆様には、事業を進めるに当たり、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

二つ目の御質問の2点目、都計道益城中央線や益城菊陽線との関係についてにお答えします。

区画整理予定地内の幹線道路である都計道益城中央線、県道益城菊陽線及び町道横町線は、町の中心軸としてまた地域住民の方の生活においても非常に重要な道路であり、車と自転車と歩行者が安心で安全な空間を確保するために、歩道整備等による拡幅を検討しています。

この道路の整備について、街路事業と区画整理事業と切り分けて事業することで、区画整理事業の整備の遅れが懸念される中、別々に進めたほうが街路事業に支障が出なくてよいのではないかとの思いで質問されたと思います。

街路事業を行う場合、基本道路拡幅に必要な部分だけの直接買収方式となり、沿道に残ることができなくなることや、残地として利用価値のない土地が発生する可能性も出てきます。特に生業をされている方々は、お困りになることも発生することが懸念されます。

一方、区画整理事業で行う場合、原則として仮換地指定後の着工となるため、県道拡幅事業の他の地区よりも開始が遅れることは否めません。しかしながら、土地を売りたい方、現地に残って商売等されたい方など、地権者の希望にも対応でき、地区内に残ることが可能となります。また、一部の土地を売って、その代金で残った土地に再建することもできます。

このように、地権者の希望に広く対応できる区画整理事業のほうが、直接買い取り方式よりもメリットが大きいものと考えております。

野田議員二つ目の御質問の3点目、事業計画に関する責任の所在と事業全般の課題と取り組みについてにお答えをします。

事業計画に関する責任の所在についてのお尋ねですが、昨年9月29日に、熊本地震に伴う復旧・復興に関する要望書で、国土交通省に、被災市街地における土地区画整理事業や都市防災総合推進事業等の実施に対する財政支援について、町議会から要望されていることから、今後も事業推進について、引き続き町と議会が一体となって進めていくことが大切であると思っております。

責任の所在についてはということですが、熊本地震における被災及び避難の状況や地域の皆様の意向を踏まえ、木山地区の復興をなし遂げるためには、私は、区画整理事業による整備が必要

であり、住民の皆様のお気持ちに答えるものと信じていますことから、この事業を進めてまいることとしました。

被災市街地復興推進地域における土地区画整理事業につきましては、被災市街地復興特別措置法の第6条第1項に基づき市町村が施工するとされていますことから、事業主体の自治体の長となります。一義的には、益城町が主体となって都市計画決定を行うとともに、事業を進めることとなります。しかしながら、町のマンパワーや財政面及び技術面を考えると、県でできるものは町から要望を行って、県で施工してもらいたいと思うものです。

この区画整理事業につきましても、被災市街地復興特別措置法の第6条第3項に、執行体制等の観点から困難な場合が予想される場合は、町と協議の上、県が施工することができると記載されていますことから、町の人、金、技術の面からも県において施工していただくことが望まれるものと考えております。

県も、県が事業主体となるべき道路や橋梁、俵山トンネルや阿蘇大橋などの復旧事業に当たりましては、国の直轄事業として事業代行の要望をし、県にかわって国が事業を行っている状況であります。このようなことから、今後、町は町議会と一体となって県に要望を行うことで、県事業として採択していただきたいと考えております。

町の復興にあたっては、町民の皆様と町議会と町執行部と県が一体となって、この木山地区の区画整理事業を益城町の復興のシンボルとして、強い決意で進めていかなければ到底なし遂げるものではありません。どうか議会の皆様も御理解と御協力のほどをよろしくお願いいたします。

課題もですね。事業全般の課題と取り組みについてもお答えします。

この地震で最も被害を受けた木山地区は、益城町の誕生からこれまで、町の中心的地域であり、文化、交流、そして行政の拠点として、町の要となっております。その町の中心的地域が壊滅的な被害を受けたことは、全ての町民、あるいは県民にとってもこの上ない悲しいことであつたと思うものです。

私は、多くの県民の皆様も益城町の日も早い復興を願っておられるものと思うものであり、その復興の姿をまさに注目をされています。蒲島県知事も「益城町の復興なくして熊本の復興なし」との思いでおられます。その強い知事の思いや、全国からの皆様の支援、応援に応える上でも、益城町の復興のシンボルとなる木山地区の再生には、被災市街地復興推進地域に指定され、その復興に不可欠な被災市街地復興区画整理事業による再生を進めていかなければならないと思っております。

先に申し上げましたとおり、事業に対する不安をお持ちの方々、仮設住宅での生活を続けておられる方々に、長期にわたって不自由な生活を強いてしまうことにもなり、心苦しく困難も予想されます。しかしながら、私は、この木山地区の未来に目を向けたとき、町政を担う者として、また町民の代表として、木山地区の皆様さらに益城町の皆様にとって誇れる地域、自慢できる地域を実現したいと思うものです。

意向調査でいただいた御意見で、将来を見据えて子々孫々のため、安心して安全な暮らしやすい町にしてほしいという、町の将来にはせた、町民の皆様の切実な思いをこの事業に託し、木山地

区の復興を進めてまいりたいと思います。

事業を進めるにあたっては、十分に丁寧に説明を行うことで、町民の皆様の不安を少しでも解消するよう進めてまいります。町議会の皆様には御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） ありがとうございます。

大分いろいろ言われて、あのですね、一般質問ですので、通告をしておりましたので、担当課等と十分打ち合わせをしてですね、御回答のこととっております。担当課長並びに関係者、大分長々と書いていただいてまことにありがとうございました。

それではですね、まちづくり協議会からの質問というのを担当課のほうに回答をしていただいたという経緯がございますが、私が知る限りではですね、ゼロ回答。ゼロ回答ですね。要するに、回答について一つものめないと。回答4項目ぐらいあったと思うんですけども、一つものめないということなんですけれども、それはちょっとこれは町としての考え方は、おなじじということではよかですね。よかですね。はい、分かりました。

あのですね、まちづくり協議会が、自分たちのまちづくりを考える上で提案をしたわけですね。先ほど、まち協の意見に耳を傾けると町長はおっしゃったんですけども、回答がですね、ゼロ回答であればですね、それは耳を傾けたことになるんですかという気がします。

町議会のほうにですね、区画整理事業を一緒に県に陳情してくれというお話かもしれませんが、最終的にはこれは、益城町と町議会は区画整理から手が離れるわけですよ。そうでしょ。基本的に、お金も人も県がやるということ、町長はおっしゃってますよね。つまりですね、最終的には、熊本県と住民の間での話になっていくということなんですよね。

何を言いたいかというですね、区画整理事業に地元が反対しているという思いは余りありません。どちらかと言えばですね、基本的に前向きに進めていこうという思いで皆様一生懸命考えていらっしゃるという中で、例えばですよ、例えば、先ほど言われた部分で、区画整理事業と4車線化、要するに道路事業と一緒にやるということですよ、区画整理事業の部分がとまれば4車線化もとまるということは考えられるわけですよ。ということになればですね、区画整理事業がもし遅ければ、道路事業、つまり都計道路益城中央線もしくは菊陽線も遅れるという話になると、そこを心配しているということなんですよね。

そのために、さっき言われた、質問している部分のですね、道路事業と区画整理というのをですね、基本的に分けてやってくださいと。そうすればですね、区画整理でもし反対者がおってですね、困るようなことがあっても、道路はできるでしょうということを言われてるんですよね。

それについても、今、町長が言われたお話のとおりですね、いやそれは無理ですよと。何が無理か分かりませんが、これ熊本県が言いよるのかはですね、これは確認せんといかんですね。益城町が言いよるのか熊本県が言いよるのかは別ですよ、これは。熊本県のどこと調整をしてですね、誰と調整をして言われたのかというのもですね、これは最終的に出してもらわんといかん。

一部報道機関ではですね、県関係者の証言でですね、いろんなことがですね、マスコミ等々に出てる場合もありますので、そういうのも踏まえてですね、誰と調整をしてるんですかというのですね、実際考えてやっていかないといけないと。

結局、まちづくり協議会を行政として立ち上げていただいていると。要するに、自分たちのまちづくりを自分たちでやるようお願いをされると、その意見をですね、耳を傾けるといいながら一つも聞き入れないというのはですね、それは住民にとってですね、余りよい方向に進むというふうには私は思えない。個人的にですけれども。

だからですね、区画整理事業に何も全てについて反対じゃないんだと。その中で、耳を傾けるところは傾けて言うのとっだからですね、やっぱりそこは真摯にですね、ちょっと向き合っていたきたいというふうに思っております。これはですね、もう要望にしかありませんので、そういう形ですね、検討を再度していただきたい。

熊本県もですね、余り私的には悪い回答をですね、悪いお話をいただいて、お話をする機会が数回ありますけれども、意見はですね、あっていると。熊本県と私は意見は合っていると思っております。益城町とは、要するに執行部とはなかなか合いませんけれども、熊本県とはですね、合っていると思っておりますので、ぜひですね、熊本県とですね、もう一度お話し合いをしていただきたいと思っております。

あとですね、先ほど木山交差点の話が午前中出ましたけれども、木山交差点の北西部の土地、今駐車場にしている土地を歩道として使わせてほしいという質問もございましたけれども、これというのは、西村町長がですね、益城文化会館第2駐車場とですね、行政財産だったですけれども、かえたわけですよ。手続はもちろんとっておられますけれども、そのときに、今、先ほども言われましたけれども、西村町長が言ったのは、道路の4車線化、交差点改良をとにかく早くやるんだということをおっしゃってるわけですよ。そのためにこの土地も、木山の交差点の角地も、益城町のですよ、文化会館の駐車場とかえたわけですよ。交換したわけですね。

何のためかというならば、県道の交差点の改良のためでしょう。だったら、そういう意味合いから言えばですね、その県道の4車線化と区画整理事業を分けて考えてくれませんかという意見に対してですね、町長は、それはそうだと。私はそういう考えで、今交換したんだということですね、言えるべき、ちゅうか言うべきだと思ってるんですよ。今までですね、県道のほうから、要するに町長は買われたわけですよ。町が買ったわけですね。例の交差点の角地をですね、そういう姿勢だったわけですよ。町の、町長がいわゆる。

それに対してですね、県に言われてますか、蒲島知事もしくは県の道路局にですね、要するに、西村町長は、県道交差点の改良と4車線化を先にするために、行政財産を普通財産に切りかえて駐車場をかえたんだと。だから早めに4車線はやってくださいねと、今まで何回か要望されたことはございますか。要望されたかされないかだけですね、後でいいので答えていただければ結構です。

もしですね、要望されていないとなればですね、これ町長としてですよ、言動、つまり言うたこととやりおるとと違うんじゃないかと、ちょっと無責任な感じにですね、捉えられませんかと

いう心配をしております。

やっぱり言うたことはですね、やらんといかんし、ある程度ですね、統一した見解で物事を進めるのが町の姿勢でなくてはいかんものですから、ぜひですね、県道の道路事業と区画整理事業を分けて考えていただくと。それを県のほうにですね、提案していただいて、言っていただくということですね、本来ならですよ、本来ならば自分から要望せんといかんと思うんですけども、そういう点についてはいかがお考えですか。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員の2回目の質問にお答えをします。

まずですね、区画整理事業。県施行になったら町は全然打ち合わんとかと。これは全くそういうことはありません。これは、高森線の用地交渉にしてもですね、町が一緒になって先頭になってやっていくところでございます。これも、区画整理事業についても、県施行になっても一緒になってやっていくというのはもうこちらのほうの方針ですので、そこだけはよろしく願いしたい。

それと、4車線化ですね。高森線の、道路の改良ということで、毎年これは、歴代の町長が、木山の交差点の改良というのをおっしゃられていました。で、私もそれを引き継いで、改良ということで、用地を買収、買収じゃなくて取得したんですが、ここを、やはり何もなきならそこあたりまたやっていくんですが、今度は震災が起きたと。また状況も変わっております。

で、先ほど道路拡張と区画整理を分けて考えたらどうかということがありますが、先ほどもちょっと話したと思うんですが、区画整理事業のほうが、やはり事業をやりたいと思われた方はそこに張り付くことができるのが、4車線化、道路改良事業なら、そこを全部買収されて残地が残るとかもろもろの問題がありますので、きょうも、多分、どこかの理容業の方も掲載されてたと思うんですが、やはり区画整理を楽しみにしていると。そういったことで、いろいろな意見がありますので、町としてはやはり、区画整理事業を優先的にやったほうがいいということで、今、考えているところでございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 3回目ですよ。

質問はですね、要望に行ったかという話なんですけれども、それは要望行ってないということですかね。

あのですね、だったらですね、町長がやられた、要するに木山交差点の北西部のですね、土地交換、これはですね、無意味ですよ。無意味。交差点改良をやるというのを前提にやられたわけですよ。その促進と。早く進めていただくためにかえたというふうな説明ですよ、もともと。

そういう、やっぱ言われたことをですね、ちゃんとやっつかないかんというのはですね、ありますので、これはですね、ここで町長と私がですね、どうだこうだと言いつても仕方ないので、ぜひですね、住民目線に立ってですね、考えていただきたいと。

議会と一丸となってですね、県に要望・陳情をするというお話も分かります。それはですね、

県も予算のこととかですね、いろいろ心配すると思いますので、当たり前のことだと思います。県から言わせていただければですね。

ただ、重要なことは、住民目線にそれが立ってるかということだけです。個人的には、私の意見は、住民目線で考えていただければですね、理解の相違というものは必要ないんじゃないかなあと。なぜならば、住民からの代表が議会ですから、その住民がみんないいというのであればですね、議員が反対する必要もございませんので、ぜひですね、住民目線によってですね、全て考えていただくと。そういう住民の代表でやってるのがまちづくり協議会ですので、まちづくり協議会の意見・提言に対してですね、ゼロ回答みたいなですね、回答をなさらないようにですね、ぜひですね、御検討をいただいて、努力を、尽力をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたして、次の質問に移ります。

町長への行政手続及び政治手法についてでございます。これ、各種検討委員会及び協議会のあり方の検証及び問題・課題についてということでございます。

1回目の質問ですので、この通告どおりですね、今後のあり方についてどのように考えていらっしゃるかをですね、御回答いただければと思っております。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員の三つ目の御質問にお答えをさせていただきます。

本町には、現在、それぞれの課題等について検討・協議する各種の検討委員会、協議会等が設置されております。これらの各種委員会等からは町行政に対し、それぞれの問題や課題等に対応するための方策や方針、解決策等を答申や提言などの形でいただいております。

この各種委員会等を設置する際は、その問題や課題等に対し、広くさまざまな角度や視点から議論していただくことを前提に、委員の選考に当たっております。具体的には、その問題や課題等に直接又は間接的にかかわっている方やその関係者の方、その問題や課題等に詳しい方、公募委員を含む町民の代表、関係行政機関など、その議論に最適と思われる方に委員を委嘱しております。そして、町議会からも、町議会を代表して委員の選出をお願いしているところでございます。議員の皆様には、お忙しい中にもかかわらず御協力いただき、深く感謝をしております。

なお、委員の中でも特に学識経験者の方には、その問題や課題等に対する専門的かつ高い見識をもって、また、本町にとらわれない外部の観点や第三者的な角度・視点からの助言をいただいております。

今後も、本町の復旧・復興には難題が山積しておりますが、これを解決するための方策としまして、各種委員会等を活用していきたいと考えております。

本町も、問題解決には、行政だけではなく、住民の皆さんや関係者の皆様とともに考えともに行動しなければならないと考えていますので、議員の皆様には、今後とも各種委員会等への委員の選出をはじめ、いろいろな形での御協力をお願いします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） ありがとうございます。2回目の質問であります。

震災以降ですね、西村町長としてのですね、決断力や行動力、時として手腕がですね、至ると

ころで問われ続けてきておりますけれども、私個人的に見る限りはですね、いろいろな不安要素が多く見えると。これは執行部や、執行部は分かりませんが、住民とのどうやこうや聞こえてくる場合がございます。

結果から鑑みるとですね、益城町は熊本県よりですね。今、隣に座っている向井副町長を迎え入れてですね、大変感謝をしてるんですけども、行政や財政面についてですね、管理・監督をしていただいているわけですけども、これどういう、何を意味するんだろうかと私は思っております。

西村町長にですね、大変なこと、益城町は大変な状況にあると、西村町長、もっとしっかり、指導力を発揮してくださいねというメッセージじゃなかろうかと、個人的には思っております。

議会とですね、一丸になっていくということですね、よく言っていただきます。議会としてはですね、一丸になってやっていかんやごとであればですね、それはもう一致協力して団結してですね、やっていくべきと思っておりますが、残念ながらですね、向井副町長を迎えるまでは、御相談が少なかったんだろうと、議会に対する相談ですね、が思っております。

それはですね、今までのことですからよかったですけれども、よくはないんですけども、今までのことだったんで、今後考えていただければですね、よいと思っておりますけれども。

西村町長の、3年ほど前に町長に出られてですね、キャッチフレーズというのは「行政の長が町を変える」というようなことだったと思うんですけども、これ政治、政治にもやらんといかんという部分で、少し困惑された部分もあるのかなあと思っておりますが。

今回ですね、この質問をさせていただいたのは、町の将来を考える上でですね、執行部であり町長であり議会でありという部分が一致団結していくことも必要ですが、町のいろいろな将来について考える、例えば、委員会であるとか協議会であるとかについてはですね、バックグラウンドとしてですね、例えば、元町長。今、まだ元気でおられる方がおられます。前住永町長であったり、川崎氏であったり、岩村氏であったりとか、おられます。また、元県会議員もおられます。杉浦さんであったりとかですね。要するにですね、そういう方々ですね、要するに政治に対する経験または英知をですね、取り込むことも必要じゃないだろうかというふうに思っております。

向井副町長は、この辺ですね、大分町の取り組み方も変わったように見えます。

そこですね、そういうですね、政治的な部分で今までやってこられた方々、この経験等がですね、今後の町の将来についてですね、必要不可欠ではないだろうかというふうに思っております。今回のですね、あり方という質問をさせていただいたところでもあります。

ぜひですね、西村町長のほうからですね、参加を呼び掛け行動を起こしていただければですね、町のために皆さんやられてこられた方々ばかりですので、誰も協力することにはいやとおっしゃらないと思うんですよ。

ぜひですね、そういう考え方ですね、やっていただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員の2回目の御質問にお答えをしたいと思います。

副町長が3月に来ていただいたと、もっとしっかりしろと、メッセージと、私は違う意味で捉えておりますが、県のほうもですね、今の状況を見て、実際動けないようなところもありましたので、やっとこれで国とかいろんなことを活動ができるということで考えております。

で、決断できなかった、してなかったという話なんです、震災以来何十何百ということで決断はやっとなります。命を削るような思いでやってきたと思います。そこあたりはちょっと理解をしていただきたいと私は思っております。

それと、歴代町長経験者ですかね、の起用についてということで、これは、委員会の起用ということですかね。

○8番（野田祐士君） 委員会・協議会でもいいですよ。

○町長（西村博則君） その課題にですね、適任と判断した場合、今までもそういったケースはもうなかったと思うんですが、検討する必要もあると思いますが、今おっしゃられたように場合によってはですね、委員という形ではなく、個人的に御意見を伺うということも考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） ありがとうございます。決断はですね、それはいろんな決断がありますよ。決断はさまざまありますけれども、町の将来を決めるような決断についてはですね、いかなものかなあという部分でお尋ねしたところでございます。

それとですね、町長はですね、行政のプロだったということで、それは全然否定も何もありません。行政のプロでしょう。

ただですね、私が言ってるのは、政治としての話を言ってるんですね。

政治としてやっぱり経験者というのはですね、大所高所から見てる部分が多いわけですよ。それが経験ですよ。そういう面です、やっていければですね、もっとですね、よりよいものができるんじゃないだろうかということでございます。

これはあくまでもですね、提案ですので、議会もそういう呼びかけがあればですね、いつでも個人的にはですね、お手伝いもしますし尽力もします。あとは町長の考え方だろうと思っております。ぜひ今からですね、町の将来を考えるのであれば、やっぱり一人の人間としてやれることは小さいですけども、いろんな経験者の英知を集めてやるということではですね、重要なことになってくると思いますので、ぜひですね、そういう考え方もですね、取り入れられてはいかがでしょうか。御検討のほうもよろしくお願いいたします。

最後にですね、ごみ等の処理の問題、要するに処理の取り組み方についてお尋ねをしたいと思います。

仮設住宅におけるごみステーションの課題と取り組み、これはですね、多少ですね、自分たちでやるとおっしゃっている部分もありますので、少し解決に向かっているんだろうと思っておりますが、もしですね、町のほうから、何かこういう取り組みが要するというのであればですね、お知らせをいただきたいということでございます。

それと、住宅等の要するに取り壊しですね、が、大分もう完了に近づいているということであ

りますけれども、まだ全てが完了するわけではございませんので、解体とかですね、修理に伴うですね、処理の問題もございます。その辺についてですね、どのように町として考えているのかという部分が2点目。

最後にですね、ごみ処理場。ごみ処理場は上益城郡内をですね、含めたところですね、大きな取り組みというふうになっておりますけれども、益城町は今、どのようなですね、考えで進めているのかをですね、お尋ねしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田祐士議員四つ目の御質問の1点目、仮設住宅におけるごみステーションの課題と取り組みについてにお答えします。

仮設団地のごみステーションについては、仮設住宅の付帯施設として設置されております。

仮設住宅の供与期間が原則2年という応急的な施設でありますことから、既存の施設に設置されている鉄製のごみステーションではなく、単管パイプで組まれた簡易な仕様となっております。

仮設住宅に限らず、既存の地域におきましても、カラスや猫に荒らされる問題やごみ出しルールが守れないトラブルがあることは、承知しているところであります。

仮設団地のごみステーションの使用にあたりましては、ごみの分別や、カラスや猫に荒らされないよう各団地においてパネルで仕切りをつくったりネットを張ったり、それぞれ工夫されているようで、それらの自治会の活動に敬意を表したいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、応急的な施設でありますから、町で鉄製のステーションを設置したり、カラスや猫による被害に対し新たな対策は考えておりません。それぞれの自治会で工夫して問題解決に努めていただくようお願いしたいと思います。

もとよりごみ出しのルールにつきましては、決められた収集日の朝8時までに出すなど、利用者が自覚と責任をもって守っていただきたいと考えております。

2点目、今後住宅の取り壊しや解体・修理に伴う処理の課題と取り組みについてお答えをいたします。

現在の公費解体の進捗状況は、9月9日現在、申請件数ベースで3,654件の申請に対して3,495件が完了し、95.65%の進捗率となっております。

既に広報誌等にも掲載させていただきましたが、10月末には公費解体がおおむね終了することに伴い、益城中央小学校跡地の災害廃棄物1次仮置き場も同時期に閉鎖することとしております。11月以降も、特殊案件や個別事情等により、解体予定家屋が残りますが、年内は公費解体に係る廃棄物は、県が設置しております2次仮置き場に直接搬入する予定で、現在協議を重ねているところです。

なお、解体以外で発生しました廃棄物につきましては、実情として、片づけごみか修理で発生したものかの区別は非常に厳しいことから、仮置き場開設中は、搬入許可した分につきましては、地震に伴う災害廃棄物として入れてきたところです。

1次仮置き場閉鎖後の11月以降は、直接民間の処分場へ持ち込んでいただくこととなりますが、町内及び近隣の処分場それぞれの取扱品目等については、お知らせできるよう対応していきたい

と考えております。

3点目、ごみ処分場についてお答えをいたします。

現在、生活ごみにつきましては、御承知のとおり、一部事務組合の益城嘉島西原環境衛生施設組合が管理運営する益城クリーンセンターで処理を行っているところです。この施設は平成元年3月の竣工で、30年近くが経過し老朽化が進んでいることに加えて、昨年の熊本地震により相応のダメージを受けたところです。

上益城管内にはごみ処理施設として益城クリーンセンターを含めて3施設と、し尿処理が2施設ありますが、いずれも老朽化が進み、施設の更新時期を迎えているところです。

ごみ処理、し尿処理を現状のまま分散して継続していくのは、適正処理や資源化の推進、処理コストの面で非効率となります。

以上のようなことから、新たな処理施設の必要性和緊急性が熊本地震によってより一層増しており、早期の整備が求められているところです。

これらの共通課題に対応するため、上益城管内の5町と西原村を加えた6町村で、平成27年4月に熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会が設立されました。この協議会は、各町村の首長、議長及び各施設の組合議員で構成され、新たな処理施設の建設に向けて準備を進めているところです。

本年度は、建設候補地の選定作業に取りかかっており、6町村内の区長及び代表者からの申し出による公募と、現有施設の各組合等からの推薦を9月末日までの予定で募っているところです。

なお、新たな処理施設の稼働開始は、平成37年4月1日を目標としております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 2回目の質問になります。

仮設住宅等に関してはですね、自治会でですね、結構いろいろなことをやられて又はボランティアの方々もですね、おられるんで、解決に向かう方向だと思って安心をしているところでありますけれども、また、解体・修理等のごみに関してはですね、やりたくてもやれなかった人もおるといことでですね、なるべくですね、住民の方々にはですね、御迷惑御無理をかけないような状態でやれば一番いいのかなと思っております。

また、ごみ処分場についてはですね、上益城郡の中の益城町ということでありますけれども、益城町としてのですね、考え方をですね、精査していただいてですね、ぜひ取り組んでいただきたいということでもあります。

あと最後にですね、町長としてさまざまなことをですね、今からも決断又は指導力を発揮していただくということになると思うんですけれども、ぜひですね、住民目線でですね、大所高所からですね、取り組んでいただければ、町の将来は明るいものになっていくだろうと思っておりますので、よろしく願いをいたします。これで質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 野田祐士議員の質問が終わりました。ここで、暫時休憩いたします。2時40分から再開します。

休憩 午前2時29分

再開 午前2時40分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、榮正敏議員の質問を許します。

5番榮正敏議員。

○5番（榮 正敏君） こんにちは。5番榮です。今回も一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。

冒頭に一言お礼を言わせて下さい。

先日の西村町長の行政報告で、益城町からこの前の福岡の豪雨被害、朝倉市への水害被害にさまざまな援助について報告がありました。ありがとうございました。

私の親戚も被害に遭い、床上浸水で大変苦労していました。そんな中で、町の職員の皆さんの中で、連休三日間を利用してボランティアへ行きましたよと言ってくださったことも聞きまして、大変うれしく思った次第です。本当にありがとうございました。ここで御礼を言わせてください。

さて、今、我が町はまさに正念場を迎えています。このかじ取り次第で100年後の町の存在価値が問われるような、重大な決定事項が山積しています。

そこ、あんもうしょっちゅう出たり入ったり出てったりしよっばってん。

（自席より発言する者あり）

そのような状況下である中で、今回は次の三つの項目を取り上げました。

まず、一つは、復旧・復興工事において、県や市町村の入札が落札者の決まらない不調・不落の増加について。二つ目は、介護事業見直しによる、市区町村事業に移行した軽度の要介護者向けサービス事業に苦慮している、そういう話があちこちで耳に入ってきています。そういう状況に対する対応と見解。三つ目は、県道熊高線4車線化と町中心部の総合開発事業、区画整理事業により、熊本空港民営化に伴う総合開発プラン構想はどうなっているか、考えているのか。以上三つの項目について質問させていただきます。

また、本日は忙しい中、議会傍聴に朝早くから来ていただきありがとうございます。日ごろから町政に御理解と関心を持っていただき、心より感謝をいたします。

また、各記者の皆さん、連日大変ですが、しっかりと聞いていただき、私どもの真意を酌み取り、正確かつ町の復興を後押ししていただくような記事を、よろしく願いいたします。

本日最後の質問となりますので、最後までよろしくおつき合ってください。

それでは質問席に移らせていただきます。

1問1答方式でやりたかったんですが、通告方法を間違えてしまったので、ちょっと長くなりますのでよろしくお願いします。

先に、同僚議員の的確な質問があり、やりにくいですが、私は私なりの見解を質問させていただきます。ちょっと済みません。

それでは、一つ目の質問に入らせていただきます。

まず、先日の新聞報道で、復旧・復興工事において、県や市町村の入札が、落札者の決まらない不調・不落が増加している。16年度で13.9%から17年度に34.4%に悪化しているとありました。この報道に対して、町の状況をお尋ねします。

まず1点目。我が益城町の全ての入札物件、応札状況はいかがか。また、その中で、特に、益城町の基幹産業である農業に対する土木事業の物件状況を中心的に伺いたい。

河川からの農業用取水口の改良、農道の整備、農道ののり面崩壊・崩落、そういう箇所や、水田を、水を張っても水田にならん不陸整正など多々あると思いますが、農業従事者の皆さんにとって、昨年の地震災害からやっと落ち着きを少し取り戻しかけてるが、まだまだ農作地の全面復旧改良とはまだなっていません。作付できない農地がまだまだたくさんあります。

水田に水が来ない、排水路が崩落する、崩土の撤去工事がまだ終わっていない、また農道崩壊により農業用車両が通れない等々、いろんな事象を全て網羅した農業土木事業の近況を踏まえて、町が行う全ての土木建設入札物件に対して応札状況と、農業土木に特化した入札物件の応札状況は、不調・不落は割合はどうか。このところ、1点目として伺います。

次に2点目ですが、先日の新聞報道にありました。「落札貧乏、業者困った」とありました。

私も設備業者ですので分かります。我が町を見てもこんなような状況下にあるのかと。

建設・土木業の皆様が、今、休み返上で頑張っておられます。河川工事は、大体、通常毎年9月の豪雨対策で、その以前に工事を終わるように入札して工事完了させるのが通常です。また、あすから日曜月曜かけて台風が来襲してくる。河川工事の業者さんは、もうきょうあしたから河川に入れてるユンボを、重機類を、また水害防止で揚げてしまわんといかん。それと、工事のためにつくった仮設道路が流されてしまう。またつくらんと工事ができない。そういう困難な状況に業者さんというのは置かれておるわけです。中で、また今、人が足りない中、暑い中、熱中症と闘いながら一生懸命に工事してございます。

そんな中で入札しても、予定価格、通常入札条件があるです。で、応札して工事を受注しても、この予定価格ちゅうのが、もう通常入札する場合にも九十何%いうように、もうほんとに業者にとっていうならうれしい数字です。おいしい数字なんです。ところが、今、その予定価格で応札してとっても自分の首を絞めるだけなんです。

まず、今、持っている仕事の手いっぱい、まずはとってくれ、Aランクだったからともう入って、入札してくれ、とってくれ。とっても今度は下請けする業者がない。地域の熊本県内の材料屋は、もうどこ行っても材料費がもう2割ぐらい値上がりしてます。すると、3,000万以上だったら今度は現場管理者が要ります。億になれば二人要ります。そうなると、管理者が足りんわけです。よその特定の建設業持っている大手なんかとは県外からでも入れて、その管理者を置きますけど、地場業者、町の業者は自分のとこだけそう多くは持ってません。そうすると、応札してとっても仕事ができない。終わらんと次ができない。そういう状況になってしまう。で、仮に1億円の予定価格で受注しても、工事現場が、例えば、1億円なんかで9,800万、その15%が管理費ですから1,470万、つまり、1億1,270万円。もう1,270万工事する以前に赤字になってしまう。こういう現状が今起きてます。だから、誰もとりに行かない。手を挙げない。すると、入札以前

にもう入札人数が足りない。どうしようもないというそういう現状になっています。

さらに今度は今、熊本市の1大プロジェクト桜町開発工事。これが、ずっと去年からやってきましたけど、もうここの工事において県内の業者さん、よそからのJVで来てますけど、それに伴う県の下請けさん、もうこの業者さんというのも慢性的な人材不足、特に技術的に優秀な業者さんなんか建築工事はもうほとんど入ってます。型枠設計全ての設備から。そういう中で、もうこの資材高騰、人材不足、この影響を与える状況は、これはもうとめられないと思います。

この前、新聞紙上で、県のほうが1社応札を認める方針というのを、一応暫定的という形で決めました。これは昔、阿蘇の災害で一宮とか相当やられましたあのときに、阿蘇だからちゅうこっで阿蘇地区の業者さんが1社応札で大分やられました。そしていろんな批判とかありましたけど、この不調・不落に対するこの1社応札を決めたという県の方針は、その狙いですが、競争原理が働かない。これになって税金の無駄遣いということで、1社応札は入札不成立のままになってました。

あくまで緊急措置ですが、我が町においては、業者不足、人材不足、これは言われなくても見ていけばひしひしと感じます。土木事業の人材不足はひどいものです。高齢化による人材不足もこれは当然ですけど、これだけでなく、四、五年、五、六年になりますか、前の不況で、中小企業の皆さんがもう俺はやっていきん、で、会社倒産じゃなくて倒産する前に整理、それから事業を縮小する、もう雇わんで家族でやっていこうと、そういった方面にもう、一番多かったのは型枠と鉄筋業界です。そういうことで、非常に会社関係が縮小しました。そのツケが今返ってきてるからだと思ってます。

そんな中で、益城町としては、1社応札あるいは工事原価高騰による資材単価の見直し、人件費の見直しといったような対策はとっておられるのか、この逼迫財政の中で、我が町の見解と対策を伺います。

続けて言わんといかんのでしょうけど、次、3点目です。

復旧工事の中でも、特に重大な生活道路の分断は、我々住民にとって非常に辛いものです。先の新聞紙上を見て、16年5月時点で、熊本地震による路面の亀裂や路肩の崩落あるいは道路断裂、橋梁断裂・崩落などの被害による、全面通行止となっている県内の市町村道は345路線ありましたが、今、17年7月現在で、14自治体で91路線。大分減りました、1年半で。相当な進捗率だと思います。この91路線が、いまだに通行止めだと聞いてます。

しかし、18年度中の復興完了を目指して災害復旧工事して設計に入っている、だが、これも入札に不調・不落や応札1社応札などの影響が出て、なかなかうまく仕事が応札できない。というのは、この残ってる路線ってほとんど山の中です。幹線じゃなくて。そうずっと金額的にもう安いもんで、もう街中とかもう1級河川工事か、そっちの土木のほうにみんな走ってしまってます。なかなかそのあれで不調・不落がまた出るんじゃないかと思えます。

その中で、益城町は、震災当時28路線が全面通行止めとなっておりましたが、今現在は8路線通行止めとなっているというのです。我が町の被災状況、これは、災害復興特別委員会で説明がありました、一応今一度再確認したいと思えます。

今後、益城は、熊本高森線の4車線化で大きくさま変わりしていくと思います。道路を中心とした大規模改革や、地域再生の冠状動脈なくしてならない重要な役目が待っております。

また、この幹線道路ではありませんが、地域の道路は、生活道路、農道、林道、その地域で生活している住民にとって非常に重要な道路であります。日々の小さな行いの積み重ねがこの道路から始まり、つまり、体でいえば毛細血管です。指先の一番末端です。これが、町道につながり、そしてそいで足の静脈、そして冠状動脈つまり心臓に入って、それからまた循環していく。このつながり。地域を活性していくわけです。この永遠のサイクルをつなぐ絶対に欠かせない小さな道路です。この小さな道路が通行止めになっている。

発災直後の28路線の内訳と、今、現在8路線が通行止めとして残っておるということで、どこの路線が残っていて、どのような工事方法で復旧工事をするのか、また、いつごろまでに復旧し開通するのかを伺いたい。

まとめますと、1点目が、土木建設入札物件に対して応札状況と、農業土木に対しての入札物件と応札状況、不調・不落の割合はどうか。2点目が、1社応札あるいは工事高騰原価による資材単価の見直し、人件費の見直しといったような監視対策はとっているのか、逼迫財政下でどのような方法でやっているか見解と対策。3点目が、現在残っている8路線が通行止めで残っているが、どこの路線が残って、どのような工事方法で復旧復興、またいつごろまでに復旧し開通するのかを簡潔に伺いたい。以上。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番議員の一つ目の御質問の1点目、今、益城町における全ての入札物件において入札状況はいかがか、また、その中で、特に我が町の基幹産業である農業に対する土木事業の物件状況を伺うについて、お答えをいたします。

まず、本件の入札件数につきましては、昨年の熊本地震に伴う復旧事業等の発注増加によりまして、平成29年度8月末現在の入札件数は、既に平成28年度の入札件数を上回っている状況にあります。

さて、議員御質問の入札状況につきましては、平成28年度の入札件数は104件で、そのうち不調・不落の件数は20件、不調・不落の割合は19.2%となっております。また、平成29年度8月末現在の入札件数は119件で、そのうち不調・不落の件数は12件、不調・不落の割合は10.1%となっております。

入札の不調・不落につきましては、熊本地震からの復旧事業等が本格化し、発注件数の増加に伴い、議員御指摘のとおり、熊本県をはじめ、本町においても増加しています。現在本町では、熊本県と連携を図りながら、落札・入札の積極的な活用や、適正な工期の設定等に取り組んでいるところです。

次に、農地等災害復旧事業の進捗状況についてでございますが、農地等災害復旧事業は国の災害査定を受けている件数が231件あり、本年8月末現在85件の契約が完了しております。残りにつきましても、年内には発注が完了する見込みです。

また、農地等災害復旧事業のうち26件につきましては、熊本県に事業委託をお願いしている状

況でございます。

また、農業土木に関する応札状況につきましては、8月末時点では不調・不落はありませんでしたが、9月8日に開札した案件で入札者なし2件の不調が出ている状況でございます。

一つ目の御質問の2点目、資材・人件費の高騰により、予定価格で落札しても落札貧乏となり赤字が出ると業者から悲鳴が出ているが、このことに対して我が町の見解と対応を伺うについてお答えをさせていただきます。

現在、県内では、昨年の熊本地震や豪雨災害に関連する公共事業の発注の増加や、民間の復興住宅需要増もあり、人出不足や資材の高騰という状況にあります。これらの課題に対して、町としましては県に準じ対応をしております。

例えば、標準積算基準と現場の施工実態との差を補うために、積算の過程で割り増しを行い、予定価格の算出をしております。また、積算に適用する単価は、常に最新の物価動向に準拠した単価を採用しております。工期に関しましても、必要に応じ余裕工期を含み、契約を行っております。今後も可能な限りの対応を行い、早期の復旧を目指してまいります。

また、1社応札の対応としましては、本町では熊本県と同様に、熊本地震などの災害復旧関連の一般競争入札に限り、これまで認めてこなかった1社応札でも入札参加資格や基準を満たしていれば、1社のみのお札でも入札を成立させているところでございます。

なお、通常工事や指名競争入札の1社応札につきましては、引き続き熊本県と同様に不成立・不調としております。以上でございます。

御質問の3点目、発災当日の道路分断箇所、また通行止め箇所はどれだけだったか、現在復旧して残り何カ所が通れなくて、またいつまでにどこまでを復旧するか、復旧を要するかについてお答えをします。

発災直後、家屋の倒壊やのり面の崩壊等により各地区で道路が寸断され、応急復旧活動に支障をきたしました。通行止め箇所に関しましては、正式な記録がある昨年の5月28日時点では33路線となっております。その後、徐々に路面の仮応急作業を行い、本年8月末現在における通行止め路線は8路線となっております。その要因としましては、橋梁災害によるものが3カ所、落石やのり面の崩壊等によるものが5路線となっております。

復旧のめどにつきましては、橋梁は平成30年度末の復旧事業の完了を予定しております。

復旧の方法につきましては、橋梁はかけかえ、落石につきましては破砕撤去、のり面の復旧につきましては原形復旧となり、構造物が崩壊した物は同等での復旧となります。

今後も復旧に全力を尽くしてまいりますので、住民の皆様には御迷惑をおかけいたしますが、御協力のほどをよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○5番（榮 正敏君） ありがとうございます。

今の質問について、2回目の、答弁に対して質問します。1点、2点、3点もう内容が似てますので、まとめていきます。

この工事単価、これはもう、災害復旧に関してはもう、県の単価でそのベースで全部動いてい

きますので、県と連携して、県のほうの考えでいいということですので、それに応じて町のほうも考えていってください。

それから1社応札、これに対して必要最低限の監視体制をしていってほしいと思います。なかなか難しいところはあります。ありますけども、せんとみんな文句言いますけん。

で、入札に応じて、前から私が言ってますけど、建設工事は今後も1本でまとめて出さんで、3億とか4億ってまとめてせんで、そこんところ建築はいくら、電気設備はいくら、機械設備はいくらと。そうすればやっぱり、町の業者もやっぱある程度できるわけです。そののところをうまく調整していただいて。

何もかんもまとめて建築1本で、管理が面倒だけん、今の状況は分かります。通常ではないというのは。しかし、町で飯を食ってる業者の皆さん、みんな一生懸命、安か金額で町の復興工事をしています。飯は食わせてやらんな。そういうこつです。だから、分離発注をできるだけやってください。

それから道路に関して、残った道路に関してですが、もうこれ暫時やっていただくということ間違いありませんけど、やっぱみんなそこを通らんとどうしても回って農作業とか行ったりなんかゆうようなことせんといかん。河川の橋梁に対してはもう、これはもう仕方ありません。もうとてつもない工事ですから。だけん、小さい道路のほうを放っておくんじゃなく、ある程度通れるような対策をとっていただきたいと思います。

そのの1社応札についてちょっと、町長から一言お願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番榮議員の2回目の質問にお答えをしたいと思います。

まずですね、1社応札での対応ということで、これもですね、やっぱり非常に、熊本地震になって非常に困ってということで、やはりいろいろ基準がありますので、ここらあたりをやっぱり順守してやっていきたいということで考えております。

それと、建築あたりの分離発注ですね。これも非常になかなか、地元育成もあるんですが、スピードも必要ということで、非常に悩ましいところもありますので、しっかり検討して対応していきたいということで考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○5番（榮 正敏君） いろいろありますけど、頑張らんとしょんなか状況です。よろしくお願いします。

次に、二つ目の質問に入りたいと思います。

保険事業、介護保険、介護事業見直しによる、市区町村事業に移行した軽度の要介護者、この分でサービス事業に苦慮していると思われませんが、我が町の対応と見解を伺います。

まず1点目、この介護保険の7段階の中で、軽い要支援1、2に対する訪問介護と通常介護、デイサービスですかね、そういうあれと、その高まる人材の確保が難しい。事業の運営に苦慮しておられ、各市町村の45%の自治体がそうっていると新聞紙上でありました。

つまり、国としましては、膨大に膨れ上がる経費を少しでも抑えようとしたい。事業所は人件

費高騰や人材の確保が難しく、なかなか運営基盤が確立できないところがあるとも。

2000年に制度ができて17年で、介護の総費用10兆円、約3倍に膨れ上がっていると聞いてます。これから団塊の世代、日本で一番人口比率が多い世代、私よりも2こ上、ここが一番人口が多いわけですが、もう高齢化の進行に伴い、競争原理を導入したいということです。

介護で一番低い、要介護1の一人当たりの経費は7万4,507円とありますが、この利用者を介護により、つまりリハビリにより、心身機能の改善や排せつ、着がえなどの日常生活動作ができるようになったら報酬を増やしていくとです。要介護1が7万4,507円ですから、要支援1、一番軽いそこまでリハビリして、歩行訓練いろんなことをやって、介護1になれば1万8,918円という国の経費が安くなるわけです。差額は5万5,590円。この差額によりその施設が、例えば、10人要介護の人が要支援になれば、5人なれば、そうやって差額が出てくると。その報酬をいくらか、その成果をおさめた事業所に報酬を増やす、そういう考えであると聞きました。これが来年の4月からの報酬改定に反映させるということです。

そういう厚労省の言い分ですが、実際そうなると、皆さんやることは一緒と思うが、一番改善が望みやすい要介護1、2の利用者さんを要支援1に改善をするのが一番簡単。それが報酬増につながるわけです。そうすると、定員入居者というのは決まっています。すると、状態の改善がなかなか望めない重度の人、そういう人にいっぱい手がかけてどうのこうのしてやれば経費がかかる。で、そうなれば、改善が望めない利用者、要介護3、4、5の利用者は、済いませんという形に、今、定員がいっぱいだと、介護の改善しやすい人をいっぱい入れてもう、ほんとに寝たきりの、手の要る人が今度は入れない、そういう状況になりかねないというところでもあります。

しかし、今は、人材の確保や事業所運営にまだ苦労されてるのは事実であります。震災後、逼迫の財政状況の中では、新事業に対する予算は非常に、各自治体、小さいところではつらいものがあると思います。

そこで、国や県に対して、何年かの猶予期間をもらって、その間は、何ですか、震災補助金とか名目はいろいろあるでしょうが、益城とか西原、特に阿蘇、そういう大きな被害を受けた市町村には、ちょっと四、五年待とうか、そういう助成をちょっとしようかと。そういうことを、逼迫財政状況の我が町においての、介護事業に対しての今後の対応と見解をひとつ伺いたいと思います。

次に、2点目ですが、正式名称介護支援日常生活支援総合事業という長ったらしい名前の事業ができますが、この説明と、今までと違う部分を説明していただきたい。

また、この事業に対する新たな人材が確保できない、どのように運営していいか分からない、そういう自治体が多数あると新聞紙上ありました。ボランティアがまた運営したりできる多様なサービス、そこでどういう金銭的な流れが発生するのか分かりませんが、ボランティアが運営したりするのと一緒に町の自治体も一緒にやるのか。この昏昧する状況の中で、事業に対するノウハウとかボランティアが入ってくりゃその活動拠点の確保、そういうのはできているのか、ここを伺いたいと。以上2点について伺います。

1点目は、逼迫した財政の中で、補助金とかそういうことを申請して助成金をもらえないか、

我が町においての介護事業に対しての今後の対応と見解。2点目、昏昧する状況の中で、事業に対するノウハウや活動拠点の確保はできているのか。以上2点について伺います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番議員の二つ目の1点目についての御質問にお答えをいたします。

まず、介護事業の見直しということで、これは3年に一度介護保険制度が見直されるんですが、やはりその都度、やっぱり財政が成り立っていかないということで、その都度見直しが図られてきてます。

古くは要支援を要支援1、2に分けたりとかですね、やっとりまして、非常に、今、介護保険制度の非常に厳しい状況になってきます。65歳以上の方も増えられたということで。

基本的にはもう、なかなか介護職になり手がなくなるとか、辞められる方もたくさんいると聞いておりますので、やはりそれと、そもそも根本をやっていかないと。健康づくり事業ですね。

やはり、今、要介護1、2の方が、例えば1の方が要支援に落ちると怒られます。実際そうじゃなくて、健康づくり事業をして、本当に健康な体になったら誰も文句言われなと思いますので、やはりこれはもう、各うちの健康づくり事業、国保、介護、後期高齢者全てが一丸となって健康づくりを進めていくことが一番大事なかなというのは、ちょっと思っているところです。

それでは、説明をします。

益城町では、平成29年4月から介護予防日常生活支援総合事業を開始しております。今まで介護給付のほうで行っていましたが要支援1、2の方の予防給付のサービスのうち、訪問介護と通所介護の部分が総合事業へと移行となりました。

訪問介護を行う事務所につきましては、益城町の事業所でも人員確保に苦慮しており、新しく要支援1、2の認定を受けた方の受け入れが難しい現状があります。

益城町の場合、新しく要支援1、2の認定を受けた方につきましては、地域包括支援センターが熊本市などの訪問介護事業所に連絡して、どうにか受け入れてくれる事業所を探している状況です。

また、通所介護を行う町の事業所につきましては、現段階では要支援者の受け入れについては問題ない状況です。

現在、生活支援コーディネーターを、西部県域地域包括支援センターと東部県域地域包括支援センターに1名ずつ配置し、高齢者のニーズと地域資源の把握を行っているところです。今後、益城町の高齢者のニーズと地域資源のマッチングを行い、必要なサービスの充実に努めていきます。

なお、介護保険事業につきましては、現在、平成30年度から3カ年の第7期計画を、現状の保険給付の推移と将来の人口推計とを見据えて、今年度中に策定する予定です。

2点目についての質問にお答えをします。

介護予防日常生活支援総合事業とは、高齢者の在宅生活を支えるため、予防給付のうち、訪問介護、通所介護について、これまで国の基準による介護保険事業で行っている部分を、市町村が、地域の実情に応じて、既存の介護事業所によるサービスに加えて、ボランティア、NPO、民間

企業、社会福祉法人、協同組合などの多様な事業主体による、重層的な生活支援介護予防サービスの提供体制を支援する事業です。

事業には、介護予防、生活支援サービス事業と、一般介護予防事業があります。

次に、事業の内容について御説明いたします。

介護予防、生活支援サービス事業を利用できるのは、要支援1、2と認定された人や、機能チェックリストにより生活機能の低下が見られた人です。地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づきサービスが提供されます。

一般介護予防事業を利用できるのは、65歳以上の全ての人です。

活動拠点について御説明いたします。

介護予防、生活支援サービス事業のうち、訪問型サービスでは、現行相当の訪問介護を、従来の事業所を拠点として行っており、多様な担い手によるサービス提供についてはまだ行っていません。通所型サービスでは、現行相当の通所介護と、緩和した基準によるサービス、短期集中予防サービスを行っており、それぞれ保健福祉センター町内事業所や、町民いこいの家などを活動拠点として行っています。

一般介護予防事業につきましては、閉じこもり予防の訪問や、地域サロンへの介護予防出前講座、65歳到達者の健康づくり講座を行っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○5番（榮 正敏君） 1回きりじゃちょっと分かりません、はっきり言って。

何しろこの介護という問題は、行政がある限りずっと続いていく問題だと思います。今後、団塊の世代である我々が、今度は老老介護をやっていかんといかんような状態になっていくんじゃないかと思ってるわけです。人材不足、財源不足は、これは慢性化してくると思います。今から準備していく必要があると思います。10年後を見据えた対策を、これからとって、準備してほしいと思います。

それから、三つ目の質問のほうに移らせてもらいます。

三つ目です。県道熊本高森線4車線化と町の中心部の総合開発には、区画整理事業と、今度話が出てます熊本空港民営化に伴う総合開発プランの構築は考えているか、この問題に対して質問していきたいと思います。

まず1点目。高森線の4車線化は、既に測量も終わりに近づき、今後用地の取得にかかると思われますが、周りに新築の家が、もう県道沿いにちらほら建ちだしました。

こんな状況の中で、住民の皆さんから「今から買収さるつとに、何で家ば建てさすとだろか。また買収費用高うなってしまう。町はなんばしよつとか。ばかじゃなかか」というような話も聞きます。

私は、この話を聞いたのに、議員として執行部の皆さんと接してきてみて、町長以下執行部の皆さんの頑張りはいつも見ております。休み返上、残業、一生懸命頑張っておられます。そういうことを目の当たりにして、非常につらい言葉として受け止めました。もうちょっとこの、頑張っているちゅうとが公に見せることはできんのかな。「なんばしよつとか」と言われるんじゃない

くて「ああ頑張るよる。ちょっと待ってこう」と、そういう気持ちになるような。

この高森線というのは、4車線化、これは町の大動脈として今後重要な役割を担っていく大事なプロジェクトです。だからこそ、「すごいぞ益城は」と言わせるような道路にしていかなければなりません。今まで、大津、菊陽、西原、御船、嘉島といった周りの市町村に比べ、道路行政としては一步も二歩も遅れています。急ぎ県と連携して、推し進めていかななくてはなりません。

4車線化は、今後の町としての、地域住民の皆さんに対する対応、それとかどうやっていくかという、施策はどういう方法でやるかという、そういう方針を、4車線化に対してを、伺いたい。これが1点目。

2点目。町の中心部の開発、つまり、木山地区区画整理ですが、当事者の皆さんやまちづくり協議会の皆さんのいろんな意見があると思います。しかし、今まで大きな災害や震災を受けた地域のほとんどが、復旧・復興で区画整理や道路拡張、何がしかの大事業をやり遂げております。

なぜかて、今の道路は、明治以降の車のあまりない、通らない時代のそのままの副産物です。狭隘道路のままでした。もし、益城町がこの区画整理事業を完成できなかつたら、これは全国の笑い物になりやしないかと思ひます。

言い方は悪いかもしれませんが。震災を手にとつて言うことではないと思ひますが、千載一遇のチャンスではなからうかと思ひます。苦境をばねに、はね返して行く。これが、我々町民の力だと思ひております。我々の子孫や孫に、資産として残していかなくてはなりません。ただこのまま復興した、その道路のままの形でまた家が復興した、ああよかったね、それじゃ復興にならないと思ひます。当事者の町民の皆様の大変な土地を、減歩や移転、そういった形で調整するわけですから、当事者の皆さんの痛みに真摯に答へなければならぬ。そうすることによって、町は飛躍的に住みよい空間ができると思ひます。

この事業は、県の委託事業でない、町単独でできる、そういった事業ではありません。

この前の新聞紙上で、町執行部と町議会の共同歩調を求めるとありました。

我々町議会は、昨年、復興特別委員会というのを立ち上げました。この目的は、執行部が、復旧・復興において、一生懸命頑張って速やかにスピード感をもって仕事ができるように、また、町民の皆さんの意見を集約して町政に反映できるようにお手伝いしようとの思いであったと思ひます。

一大プロジェクトを興すのに、100%という始まりは、まずありません。

県は今、待ってます。時は今なのです。我々町議会と執行部が、県庁に「よろしくお願ひします」と言ってくるのを県も待っています。県も時間がありません。9月議会、12月議会で骨子案をつくる、来年の3月議会で概算予算を組むとか、そういった段取りがいろいろあると思ひます。今しかないのです。

事業の遅れは、我々町民の生活再建の遅れにつながる。担当課長が新聞紙面でありましたが、我々は町民の皆さんの一日も早い生活再建を、当然我々は応援していかなきゃなりません。足踏みしてる時間はないんです。

本日の新聞にも取り上げてありました。きっと、皆さん町民の方が、大阪の親戚に旅行のついでに帰りに神戸に立ち寄つたら、阪神大震災の面影は既に何もなかった。大変なさま変わり様で

あった。ものすごくにぎわって、この区画整理がしてなかったら今の復興繁栄はなかったでしょう。まさにその通りです。

今、執行部の皆さんは、必死に、事業促進に頑張っております。「益城でよかった、百年の計ここにあり」を内外に「なるほど」と思わせるようなプロジェクトのキープランや、大企業の誘致などの構想があるか否や、伺いたい。2点目。

次、3点目ですが、熊本空港の民営化路線踏襲と新聞紙上でにぎわっておりましたが、そもそも熊本空港は滑走路は菊陽町の管理、空港ターミナルは益城町と分かれて、税収も分かれていると聞いておりますが、民営化とはどこをどうするのか。全て民間で空港事業をやるのか。多分そういうことじゃないと思います。中身が分かりません。どうも分からん。

また、一昨年でしたか、九州防災拠点空港の指定を受けたと思いますが、このことに対して変化が、民営化によりあるのか。

また、民営化に伴い、町として何か、空港におりてくる乗客の皆さんに対して「おりたら町ですよ、町の特産などですよ」そういうアピール方法とか何かイベントとか時々やる、そういう構想はあるのか、伺いたい。

4点目は、最後のまとめになりますので、そこまでひとつ答弁願います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番榮正敏議員の三つ目の御質問の1点目についてお答えをいたします。

県道熊本高森線は、本年3月10日に国の事業認可告示を受け、本町も連携・協力して、3月27日から29日にかけて4回の事業説明会、4月18日から5月10日にかけてアンケートによる意向調査、5月から個別訪問による詳細意向の確認、幅杭設置及び境界立会の説明、6月から7月にかけて境界立会を実施し、8月末時点では用地の測量、丈量図の作成、土地単価の検討、建物移転補償調査を行っている状況です。また、本年2月12日より毎週火曜日・木曜日の13時から19時までの間、公民館講堂に、県と町が共同で相談窓口を開設しましたが、8月末時点で175件の相談があっており、最近は相談0件も多くなってきております。これは、補償調査や境界立会など、個別訪問が多かったところによるものと思われまます。

今後の事業スケジュールは、9月21日に益城中央線連絡協議会を開催を予定し、10月から用地買収及び物件移転補償費の提示をしながらの用地交渉が開始される予定です。県と町が一体となって、着実に進めていくことが重要であると考え、境界立会や個別訪問等も同席するなど、県と情報を共有し、丁寧に対応してまいります。

沿道で生活やなりわいの継続・再建または新たな土地利用を検討されている住民の皆様にとって、道路計画の影響は大きく、また、道路整備にあたりましては、沿道の土地利用と連携した良好な市街地環境の形成や、災害時の防災性の向上等を図る観点からも、沿道住民の理解と合意形成を図りながら進めていくことが重要と認識しております。

一方、県道熊本高森線の4車線化のみで、復興、まちづくりがなし得るものではありません。

街路事業にあたりましては、道路ネットワークの再構築のため、東西の県道益城菊陽線の整備改良と、5本の町道を都市計画道路として決定するなど、新たな都市基盤の整備を、町が主体と

なり熊本県とともに、復興計画に位置づけた事業等に着実に取り組んでいくことが、住民の不安や課題の解消にもつながるものと考えております。

この街路事業を実現するには、沿線住民の方々の協力なくしてなし得ることはできませんので、説明会、相談窓口等の場を設けて、議員の方々にも協力いただきながら進めなければならないと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、区画整理事業内の道路計画等につきましては、事業認可される前に各まちづくり協議会に町案を示して、協議しながら区画道路及び公園の位置を決めていきます。その際は、県施行で行うに当たっても、町職員が前面に出て、説明を行いながら進めていくようにします。

今後も、地域に入って勉強会や相談会等を開き、まちづくり協議会の意向に耳を傾けながら、住民の皆様の不安や疑問の解消に努め、一日も早い自宅の再建となるよう努力してまいります。

続きまして、二つ目 2 点目の御質問です。大企業の誘致などの構想があるや否や問うということでお答えをします。

木山交差点を中心とする役場敷地を含めます町中心部の木山復興都市区画整理事業につきましては、吉村議員の御質問にも答弁させていただきましたが、7月、8月と座談会を行ってきたところでございます。

今後は住民や関係者の御理解をいただきながら、町議会と一緒に都市計画法等の手続を進めていくこととなりますが、榮議員が言われますように、この事業が完成しますと、狭隘道路の解消等により、飛躍的に住みよい住環境が整備されるとともに、あわせて医療施設や商業店舗等の生活利便施設も整備されることとなります。榮議員の百年の計という御質問でございますが、これは百年の計に値する事業であると考えています。

また、大企業誘致についての御質問でございますが、企業誘致等の産業振興につきましては、昨年10月に策定しました益城町復興計画に新産業拠点を示しますとともに、シンボルプロジェクトの益城ブランド復興プロジェクト及び分野別取り組みの産業の振興に記載しておりますように、本町のブランド力を高め、企業誘致や観光客の増加を目指していきたいと考えております。

三つ目の御質問の3点目、熊本空港の民営化路線踏襲に伴い、九州防災拠点熊本空港の構想に変化があるのか、また、民営化に伴い、町として何か、空港におりてくる客に対して、益城町のアピール方法やイベントなどの構想はあるのかを伺うについてお答えをします。

阿蘇くまもと空港の活性化につきましては、国及び熊本県から、阿蘇くまもと空港のコンセッション導入が示されたところでございます。これは、国が滑走路等の所有権を引き続き保有しつつ、空港運営権を民間委託するものでございます。

空港利用者に対する町のアピール方法やイベントについての御質問でございますが、この空港のコンセッション導入はこれから実施されるもので、熊本県に対して経済同友会からも提言書が提出されております。

また、九州防災拠点空港の構想に変化があるのかとの御質問でございますが、被災した阿蘇くまもと空港の創造的復興に向けましては、熊本県から「大空港構想 Next Stage」が示されております。この構想は、九州の広域防災拠点機能の強化とともに、益城町をはじめとする熊本都市

圏東部地域のグランドデザインとして、広域的、長期的な発展を期するものとなっております。

町としましては、新しく建設される国内線、国際線を一体化したターミナルビルのみならず、空港周辺地域を含めた活性化についても期待しているところであり、益城町に立地する空港でもありますことから、益城町のアピールについても熊本県等などへ要望していきたいと考えております。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○5番（榮 正敏君） ありがとうございます。

最後に、4点目として、高森線4車線化と中心部の区画整理事業、熊本空港の民営化、以上3大事業について、最後に町長の所信を伺いたい。一言で。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番榮議員の三つ目の御質問の4点目、この熊高線4車線化と町中心部開発工事と空港民営化、この3大事業に町長の所信表明を伺うということで、一言ということだったものですから、はしよります。

これ3つとも非常に、町復興事業のシンボリックな事業であります。そして何より町民の皆様の御理解や町議会、そして熊本県などの関係機関の協力なくしては到底実現できないと考えております。事業の実現に向けて、スピード感をもって全力で取り組んでまいりますので、議員各位の御協力をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 榮議員の質問が。榮議員どうぞ。

○5番（榮 正敏君） 町長、一言で。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番榮議員の3回目の質問にお答えします。

ちょっとやる気を見せろという話ですので、とにかくこの事業についてはですね、皆さん方と一緒に取り組む、そして、私の政治生命をかけて取り組むというのが一番かなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 榮正敏議員の質問が終わりました。

これで、本日予定されました一般質問が終了しました。これにて散会いたします。

散会 午後3時39分

平成29年第3回益城町議会定例会会議録

1. 平成29年9月12日午前10時00分招集
2. 平成29年9月20日午前10時00分開議
3. 平成29年9月20日午前11時48分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程
 - 日程第1 常任委員長報告
 - 日程第2 議案第74号 工事請負契約の締結について
 - 日程第3 議案第75号 工事請負契約の締結について
 - 日程第4 議案第76号 工事請負契約の変更について
 - 日程第5 議案第77号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
 - 日程第6 議員派遣の件
 - 日程第7 閉会中の継続調査の件

7. 出席議員（18名）

1番 上村幸輝君	2番 下田利久雄君	3番 富田徳弘君
4番 松本昭一君	5番 榮正敏君	6番 中川公則君
7番 吉村建文君	8番 野田祐士君	9番 宮崎金次君
10番 坂本貢君	11番 寺本英孝君	12番 坂田みはる君
13番 石田秀敏君	14番 中村健二君	15番 竹上公也君
16番 渡辺誠男君	17番 荒牧昭博君	18番 稲田忠則君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 堀部博之

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長 西村博則君	副町長 向井康彦君
教育長 酒井博範君	政策審議監 永田清道君
会計管理者 高森修自君	総務課長 中桐智昭君
企画財政課長 藤岡卓雄君	生活再建支援課長 姫野幸徳君
税務課長 緒方潔君	住民保険課長 森部博美君
こども未来課長 坂本祐二君	健康づくり推進課長 後藤奈保子君

福祉課長	木下宗徳君	福祉課審議員	深江健一君
産業振興課長	森本光博君	復旧事業課審議員	増田充浩君
都市建設課長	西口博文君	復興整備課長	杉浦信正君
危機管理課長	金原雅紀君	学校教育課長	福岡廣徳君
生涯学習課長	安田弘人君	環境衛生課長	河内正明君
水道課長	荒木栄一君	下水道課長	水上眞一君

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程は皆さんのお手元に配付してありますとおり、常任委員長報告、採決、その他となっております。

日程第1 常任委員長報告

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、常任委員長報告を議題といたします。

まず、総務常任委員会報告、坂田みはる委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） おはようございます。総務常任委員会報告をさせていただきます。

総務常任委員会報告書。平成29年第3回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第59号、平成29年度益城町一般会計補正予算（第3号）中、歳入、歳出（総務常任委員会関係）、議案第66号、平成28年度益城町一般会計決算認定について中、歳入、歳出（総務常任委員会関係）。

2、審査経過。①付託年月日。平成29年9月13日。②審査状況。平成29年9月15日午前10時から、役場仮設庁舎総務常任委員会室において、全委員出席のもと、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、9月19日午前10時から、全委員出席のもと、内水氾濫対策浸水計観測所（安永中井手地区及び福富入道地区）、益城中学校及び福田町民グラウンドを視察した。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第59号ほか1件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、原案のとおり全会一致で可決・認定することに決定した。

②審査の主な内容。議案第59号については、地方交付税、益城中学校用地購入費、町指定文化財維持等補助金、学校給食センター災害復旧工事費、及び町民運動公園災害復旧工事費等についての質問があり、担当課長から詳細な説明を受けた。議案第66号については、公有財産についての質問があり、担当課長から詳細な説明を受けた。

③視察の結果と意見。視察した現場のうち、内水氾濫対策浸水計観測所（安永中井手地区及び福富入道地区）については、現地において水位計の設置状況を確認し、担当課より水位の上昇に

応じて段階的にアラームで知らせること、また、危険水位に達した場合は、消防団の小型ポンプ及び国土交通省の大型ポンプにより強制排水を行うことの説明を受けた。益城中学校については、現地において、担当課より、仮設校舎の位置と規模及び秋津川堤防改修に伴う正門及び出入り口のつけかえ場所の説明を受けるとともに、校長先生のお話を伺った。福田町民グラウンドについては、現地において被害状況を確認し、担当課より復旧工事箇所、工事方法及び工事費についての説明を受けた。

以上、総務常任委員会の審査結果を報告します。平成29年9月20日、総務常任委員長坂田みはる。益城町議会議長稲田忠則殿。

これで総務常任委員会報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

次は、福祉常任委員会報告、松本昭一委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君） おはようございます。福祉常任委員会の報告をさせていただきます。

福祉常任委員会報告書。平成29年第3回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第59号、平成29年度益城町一般会計補正予算（第3号）中、歳出（福祉常任委員会関係）。議案第60号、平成29年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。議案第61号、平成29年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。議案第62号、平成29年度益城町介護保険特別会計補正予算（第2号）。議案第65号、平成29年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）。議案第66号、平成28年度益城町一般会計決算認定について中、歳出（福祉常任委員会関係）。議案第67号、平成28年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について。議案第68号、平成28年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について。議案第69号、平成28年度益城町介護保険特別会計決算認定について。議案第72号、平成28年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定について。

2、審査経過。①付託年月日。平成29年9月13日。②審査状況。平成29年9月15日午前10時から、役場仮設庁舎福祉常任委員会室において、全委員出席のもと、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、9月19日午前10時から、全委員出席のもと、介護老人保健施設平成唯仁館及び益城町上水道第5水源池を視察した。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第59号ほか9件、当委員会に付託された議案について執行部から詳細な説明を受け、慎重審査の結果、原案のとおり全会一致で可決・認定することに決定した。

②審査の主な内容。議案第59号については、合併処理浄化槽補助金の交付要件や仮設住宅退去後清掃費について質疑があり、下水道区域内での浄化槽に対する補助については下水道課で対応し、それ以外の区域は環境衛生課で対応することについて担当課長から説明を受けた。また、仮設住宅退去時の自治会長立ち会いを要望した。議案第60号については、保険税納付勧奨のコールセンター事業について質疑があり、初期の滞納者に対し電話による納付勧奨を実施し、収納率の

向上を目指す旨、担当課長から説明を受けた。議案第62号については、2款保険給付費の居宅介護サービス給付金と居宅介護予防サービス給付金の内容の違いについて質疑があり、担当審議員から説明を受けた。議案第65号については、熊本高森線寺迫付近の水道工事関連について質疑があり、担当課長より工事の進捗状況について説明を受けた。議案第66号については、町社会福祉協議会の移転及び益城中央小跡地1次仮置き場閉鎖後の予定について質疑があり、移転先については執行部で検討中であること、1次仮置き場閉鎖後は本年12月末までは2次仮置き場へ、その後見込まれる解体については民間処分場で公費で処理する予定であると、担当課長から説明を受けた。また、災害義援金の配分委員会への町議会からの選任について質疑があり、担当課長から要項改正について手続中との説明を受けた。議案第69号については、還付未済額について質疑があり、担当審議員より説明を受けた。議案第61号、議案第67号、議案第68号、議案第72号については、特段の質疑はなかった。

③視察の結果と意見。介護老人保健施設平成唯仁館においては、事務長及び担当者から業務内容や利用実態の詳細な説明を受け、施設内の見学を行った。熊本地震以降、特にリハビリテーションに力を入れ、利用者が住みなれた環境で安心して生活できるよう、さまざまな事業を展開されていることを確認した。益城町上水道第5水源池においては、工事担当者から施設概要について詳細な説明を受けた。湧水量が多く、難工事が予想されることを確認した。

以上の、福祉常任委員会の審査結果を報告します。平成29年9月20日、福祉常任委員長松本昭一。益城町議会議長稲田忠則殿。以上で福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 福祉常任委員長の報告が終わりました。

次は、建設経済常任委員会報告、荒牧昭博委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 建設経済委員会報告をいたします。

建設経済委員会報告書。平成29年第3回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第59号、平成29年度益城町一般会計補正予算（第3号）中、歳出（建設経済常任委員会関係）。議案第63号、平成29年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第2号）。議案第64号、平成29年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。議案第66号、平成28年度益城町一般会計決算認定について中、歳出（建設経済常任委員会関係）。議案第70号、平成28年度益城町公共下水道特別会計決算認定について。議案第71号、平成28年度益城町農業集落排水特別会計決算認定について。議案第73号、町道の路線認定について。

2、審査経過。①付託年月日。平成29年9月13日。②審査状況。平成29年9月15日午前10時から、建設経済委員会室において、全委員中5名出席のもと、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、19日午前10時から、全委員中5名出席のもと、堂園地区排水路災害現場、そうめん滝災害現場、藻川災害現場、広崎排水機場災害現場の視察を行った。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第59号ほか6件、当委員会に付託された議案について執行部から詳細な説明を受け、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決・認定することに決定した。

②審査の主な内容。議案第59号については、6款農業費の有害鳥獣被害防止対策補助金について説明を求め、執行部より補助対象となる資材等の説明があった。11款災害復旧費については、熊本県復興基金に係る事業の私道復旧や共同墓地復旧について説明を求め、執行部より対象となる要件や補助率・補助額と申請時期の説明があった。また、農業用施設災害復旧については、用地購入費及び不動産鑑定等手数料や立木補償について説明を求め、執行部より復旧箇所の状況とあわせ詳細な説明があった。議案第63号については、公共下水道整備場所の確認を行った。議案第64号については、特段の質疑はなかった。議案第66号については、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金の繰越明許費について説明を求め、事業の進捗状況等について執行部より説明を受け、繰越額が約17億円にもなるため、事業の完了については、十分留意するよう要望した。議案第70号については、公共下水道の復旧工事について説明を求め、執行部より被災延長や復旧工事の発注状況等について説明があった。また、下水道使用料過年度分の不能欠損について説明を求め、執行部より不能欠損の件数と理由について説明を受け、使用料収納対策に取り組むよう指示した。議案第71号については、農業集落排水事業費の福田処理場の汚泥運搬の維持管理委託についての確認を行った。議案第73号の町道の路線認定については、路線番号402の砥川支線について説明を求め、執行部より災害公営住宅の建設と関連し、町道として整備する計画であるとの説明があった。

視察の結果と意見。堂園地区排水路災害現場においては、執行部より被害概要の説明を受け、農作物の作物等に影響が出ないように早急な工事完了について要望した。そうめん滝災害現場では、執行部より被害概要の説明を受け、工事時期の確認を行い、安全管理の徹底についての意見があった。藻川災害現場では、執行部より被害概要の説明を受け、藻川の護岸と橋梁のかけかえ箇所の現地確認を行った。広崎排水機場災害現場では、執行部より被害概要の説明を受け、工事時期の確認を行い、来年の梅雨までには、工事の完了を行うよう要望した。

以上、建設経済委員会の審査結果を報告します。平成29年9月20日、建設経済委員長荒牧昭博。益城町議会議長稲田忠則殿。以上で、建設経済の報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。以上で各常任委員長の報告を終わります。

質疑に入ります前に議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は益城町議会会議規則第50条及び益城町議会議会運営に関する申し合わせ先例に従い、審査の経過と結果に対する疑義に限られます。また、発言は簡明をお願いいたします。

それでは、これより各常任委員長報告に対する質疑を許します。

各常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

2番下田利久雄議員。

○2番（下田利久雄君） 2番下田でございます。

総務委員長に2点ほど伺いたします。

平成29年度益城町一般会計補正予算（第3号）、28項、11項災害復旧費、4項文教施設災害復

旧費 3 目社会施設災害復旧費18節備品購入費の総合体育館備品購入費で2,672万円についてどのような話がなされましたか。

その点と、内水対策の危機管理で安永と福富を視察されておりますが、そのとき何か話がございましたら教えていただきたいと思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 坂田みはる総務常任委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 2 番下田議員の御質問にお答えします。

まず、総合体育館備品・修繕費等についての御質問でございました。ちょっとお時間を少しくださいね。申しわけありません。

こちらのほうの質問内容としましては、総合体育館の備品購入費については、修繕費でバスケットボールのことであろうかということと、また、備品等購入は電光掲示板の購入であるかということなどの御質問がありました。また、この中で、解体は決まっていますがここで計上しなければいけないのかという御質問がありましたが、こちらのほうにつきましては、執行部のほうから、今回は総合体育館の修繕費につきましては、シュートロックの修繕費ということの御説明、こちらのほうが総合体育館備品購入費の2,672万円につきましては、得点板の購入費ということになるということで説明を受けました。また、この総合体育館が解体されるということにつきましては、備品関係は使えないものは新たに購入をして使える修繕をする。そしてまた、今回は使えるものを交通運輸さんのほうの倉庫に保管するということになっているということで、その3分の2が補助、また、3分の1が起債を借りれるということにおいて95%返ってくるということで、今回は執行部のほう、このような判断をされ、町の負担が1.7%で済むということで、今回はこのやり方をするということの御説明を受けております。

それともう一つ、内水氾濫につきましての現場での視察では、それぞれに3カ所の御説明だったんですけども、まず、失礼しました、安永の中井手地区のほう2カ所ですね、中井手地区のほうを回りましたときには、こちらのほうは川といいますか、河川の中の藻がですね、ありましたので、こちらのほうも少しきれいにするということを地区の皆様方と一緒にやっていただくようなことも実行されているというふうな御説明もありました。そういったことをして、周りの皆さんはほとんどQRコードなどを使ってですね、アラームで知らせていただけるというその準備をなさっているというところの御説明までは受けております。以上でよろしいでしょうか。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

9 番宮崎議員。

○9 番（宮崎金次君） おはようございます。9 番宮崎でございます。

私のほうから建設経済常任委員長へ1点だけ質問をさせていただきます。

議案第59号、平成29年度益城町一般会計補正予算中、11款災害復旧費。

（「何ページですか」と呼ぶ者あり）

27ページ。11款災害復旧費の中の。

（自席より発言する者あり）

農業用施設災害復旧費の中で、用地購入費及び不動産鑑定等手数料や立木補償についてどうい

う説明があったのか、教えていただきたいと思います。

もう一度言います。11款災害復旧費の中の農業用施設災害復旧費、この中の用地購入費及び不動産鑑定等手数料や立木補償等について、先ほど、報告の中身でありますけども、どういう説明があったのか、教えてください。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 荒牧建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 9番宮崎議員の質問にお答えいたします。

ちょっと待ってください。

農業施設、不動産鑑定する場合のですね、売買実例土地評価等を参考にしております。また、不動産鑑定については、災害復旧事業という補助事業でもあり、実施するもので買い取るということで、不動産の証明書が、事業の妥当性だということでございます。立木補償については、新屋敷のため、76件のですね、あれがされております。不動産鑑定については、福原潮井地区です。潮井地区です。見積もり。災害復旧事業購入費について、福原で6,700円掛ける761.2平米という形で報告をされております。済みません、新屋敷のため池でですね、一番上のため池とふたごになって、上の方から落ちてきてですね、たまるようになっているので、このため池は以前にも大雨が被害をしているので、今回崩れている場所、復旧箇所まで重機等を搬入するため、直接乗り入れて作業をするということで、その分立木補償費の計上になっております。委員会の報告の中ではですね、それだけだと思いますけども。済みません、ちょっと分かりにくかったかもしれんけども。以上です。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 9番宮崎です。

建設常任委員長から、今、回答をいただいたんですが、ちょっとよく分かりづらいところがありましたんで、もう1回ですね、この三つ、先ほどの報告の中に用地購入費及び不動産鑑定等手数料や立木の補償についてという項目で報告がなされました。その中で、特に立木の補償についてはどういうお話し合いがあったのか、これをもう一度、説明をよろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 荒牧委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 済みません、申しわけありません。さっき、読み上げたと思いますけども、地元でですね、一番上のため池とふたごになっていて、上から落水をしてきてですね、とまるようになっているのですけども、このため池は以前にも大雨が被害を受けております。その時にもやっているのですが、今回、崩れている場所、復旧箇所まで重機等を搬入する道がないため、直接乗り入れできないということで、その分の立木補償費の計上となっておりますけども、詳細にはですね、説明はあっておりませんので、そういうことですのでよろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 8番野田でございます。

総務常任委員長に1点と、福祉委員長にお尋ねをしたいと思います。

総務常任委員長にはですね、議案第59号の一般会計の中の10款3項1目17節ですね、公有財産についての用地、益城中学校用地という部分での質問があったらですね、どういう回答があったかをちょっと教えていただきたいと。あと、それに伴うですね、公有財産のほかのですね、御質問があれば、議案59号の一般会計で益城中学校に対する公有財産の部分と、あと、ほかの公有財産についてももし質問等があればですね、よろしくをお願いします。

とですね、福祉常任委員長にお尋ねしたいのが、済みません、議案第59号の一般会計補正予算中ですね、ページまで言ったがいいですかね、はい、17ページですね。17ページのですね、3款3項2目12節の仮設住宅の共有部分の修繕費とございますけども、仮設住宅についてですね、何か質問、回答が、どのようなのがあったかをお尋ねしたいと思っております。

それとですね、議案の今度、60号ですね。60号のページで言ったら7ページですかね。8款2項1目2節特別調整交付金について、何か質問がございましたらお答えをさせていただきたいと思えます。8款2項1目2節ですね、これ、特別調整交付金についてですね、質問がなされた分と回答があればですね、ぜひ教えていただきたいと思えます。

とですね、あと一つ。あと、社会福祉協議会について一般的な話が出てるのかという部分と、あと、義援金についてもですね、話が出てるのであればですね、ぜひ教えていただきたいと思えます。いいですかね。以上です。

○議長（稲田忠則君） 坂田みはる総務常任委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 8番野田議員の御質問にお答えいたします。

中学校の用地購入費に対して質問が何かあったかというお尋ねでございましたけれども、こちらにつきましましては、財務局から平成25年度からお話が来ていたようだが、去年は震災でなかったけれども、今年はあるのかという御質問が出ております。それに対しまして、執行部のほうから御丁寧に御説明がありました。お読みしますね。皆さんにお渡ししてある書類のほうですね、全議員が持っておりましたものが元年までしか書いてなかったということで、平成元年から25年までの間に3回のコンタクトがあったということ、そしてまた、向こうからの連絡が来まして、25年の5月からは毎年1回は連絡が来るようになっていた。国のほうがどうなっているのかということが現時点で分かっていなかったために、財務局としては町が勝手に使っているという見解だったと思うという執行部の考えでした。その点につきましまして、誤信財産の処分方針というものがあるということの御説明、そして、売買等の契約を締結するように使用者と折衝を行うというさまざまな詳しい内容の御説明もいただきました。今回は、その流れの中から財務局からのアプローチではなく、益城中学校を新たに建て直すに当たり、開発許可の関係で法的許可も必要になるということから、この問題がどうしても解決をしなければならない重要な問題であるという丁寧な御説明をいただいております。ということで、財務局のほうに町からの相談に伺ったという御説明でした。

もう一つ、ほかの公有財産についてはどうだったかという御質問がありましたけれども、これは、公有財産の公園の部分と普通財産分の宅地分についての御質問がありました。こちらのほうの公有財産の公園部分についての955平方メートルというのほどこであるかというお尋ねと、宅

地の64平方メートルはどこであるかというお尋ねでございましたけれども、これにつきましても執行部からいただいておりますが、安永の宮ノ本、そして、土山の地区計画でできた部分、開発でできた部分の移譲分ということでの955平方メートルの御説明、それから、64平方メートルにつきましては、飯田公民館の寄贈いただいた分ということでの御説明を受けております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 松本昭一福祉常任委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君） 8番野田議員の質問のお答えします。

仮設住宅修繕費についての質疑はありませんでした。

それと、特別調整交付金については、これはコールセンター事業のことですね、収納率向上特別調整交付金というもので、国保連合会に委託し、現在、滞納者が多い状況で、新たな滞納者を増やさないということで、今年度発生した新しい滞納者に対して呼びかけを行うものです。一応、件数は300件と見込んで予算化しております。初期段階の滞納世帯に対し、電話による納付勧奨を行う事業でございます。

それと、社会福祉協議会につきましては、町社会福祉協議会から町有地を貸してほしいという要望書が出ております。それを今、庁内で協議をしているところでございます。

それと、義援金についてですが、義援金は、今、議会からも委員として出してもらえないかということで、要綱改正の手続を今進めているということでございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 1回目の御回答ありがとうございました。

総務委員長にお尋ねですけれども、財産の管理について、いろんな土地に対しては行政財産であったり普通財産であったりありますけれども、それについてはどのような御回答とかあればですね、教えていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

それとですね、福祉委員長のほうには、済みません、私がですね、修繕費と言うたんであれですけど、清掃費については、じゃ、なかったのかをちょっとお尋ねしたいと思っております。今のページ17ページ。その清掃費。12節のほうですね。

それとですね、いいですかね、清掃費が一つと、それとですね、社会福祉協議会の部分なんですけども、この委員長は、今度、協議会の副会長になられてると思うんですけども、ぜひですね、多分、12月ぐらいなんで、退去がですね、それについてですね、委員長のほうからですね、どういうふうな形でですね、執行部サイドにですね、やっているのかがもしあればですね、アプローチがあれば、ちょっと教えていただきたいなど。委員会ではなかったかもしれませんけれども。

それと、この特別調整交付金というのは、未納であったり不納欠損が多くなればですね、町の財政が厳しくなるということなんですけども、抜本的な話とかは出なかったのかということですね、ちょっとお尋ねしたいと思っております。

義援金についてはですね、今言われた、議会のほうからも入れることを検討されてるという回答がありましたので、それで結構でございます。よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 坂田みはる総務常任委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 8番野田議員2回目の御質問にお答えします。

先ほどの財産に関する管理についてですけれども、こちらはまだ町内にどれだけ国有のものがあるというのを調べていないということでの御質問等もありました。ですから、施設管理に当たりましては、今後、法務省などに確認をしていってはどうかという御質問なども出ておりましたので、執行部のほうからは、これまでが当初からつけ足し、つけ足しみたいな形での確認ということになっていた件から、10年に1回ぐらい、この後、定期的の中身を確認するという方法もとらなければいけないのではないかという、委員からの質問と合わせて答弁はそのように執行部からいただきました。今後、検討されるということでの御回答でした。以上です。

○議長（稲田忠則君） 松本昭一福祉常任委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君） 8番野田議員2回目の質問にお答えします。

特別調整交付金の抜本的な説明はありませんでした。

それと、清掃費ですね。清掃費につきましては、仮設住宅退去後清掃費は、退去される際にきちんと清掃されていない方が多いということで、これは自治会長と連絡を密にして周知徹底をしたほうが良いということに、話がなりました。

それと、社会福祉協議会の件でございますが、私は一応、今、副会長になっておりますが、まだあんまり詳しい説明は、まだ社協のほうから受けておりませんので。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 2回目の御回答ありがとうございました。

財産管理については、町にとっても大切な部分であるし、町民にとっても大切な部分であると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それと、福祉常任委員長の財政調整基金の部分なんですけども、いろんなですね、滞納者をですね、何とかなくしていこうという政策でありますので、ぜひ委員会の中でもですね、抜本的な部分、ほかの委員会もそうですけども、町の財政にこれもかかわってきますので、ぜひですね、少し厳しいようなことになるかもしれませんけども、厳しい対応も含めてやっていかなければならないのかなと思っておりますので、福祉委員会のほうもぜひよろしくお願ひをしておきます。

それとですね、社協の部分につきましては、社協から話を聞いてないということでございますけども、これはですね、一応、副会長という立場上ですね、ぜひ話を聞いていただいて、ともにですね、やっていただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

あとは、以上やったですかね。以上、お願ひになりますけどもぜひよろしくお願ひいたします。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。

建設経済常任委員長と総務常任委員長にまたですけど、1点だけ。

これ、委員長報告に対する質疑ですね。議案に対する質疑じゃないですので、何号何号なんちゅうのはありません、言っときますが。だから、何ページと言われるんなら2ページです、報告書の。それから質疑をするわけですから、これは包括質疑、議案に対する質疑じゃないので、今、

聞いて、私たちは、今、報告があって、それに対して質疑をできるわけですから、何ページの何号というのは、それは総括質疑になりますので。ただ、今言われたことに対してしか質疑はしませんので、それに対して質疑をさせていただきます。

復興基金を使って私道復旧や共同墓地復旧について説明を求めたと。で、補助率、補助額と申請時期等について説明があったということですけど、共同墓地については私が総括で質疑をしておりますので、これについてはいいですが、私道復旧についてのことについてその辺の説明があったと言われたんであったんでしょうから、内容についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、下水道の不納欠損について、理由と件数の説明を受けたということですけど、その理由と件数を。下水道の不納欠損について、その理由と件数の説明を受けたということだったので、その理由と説明をお聞かせください。

それから、総務常任委員長、給食センター。給食センターの事業費の概算について何か説明があったということですが、何かもしあっておればですね、内容についてお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 荒牧昭博建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 14番中村議員の質問にお答えします。

私道のほうについてだと思いますけども、10月から申請の受け付けをしております、一部、農業用施設災害復旧費の不動産鑑定をする前に、用地等の計上についてはこれまで売買実例や土地評価等を参考に算出しております。また、不動産鑑定については、事業でもあり、実施するというので。

（自席より発言する者あり）

私道復旧やろう。については、委員会の中ではそれしかあっておりませんので。

それと、下水道関係についてはですね、不納欠損についてはですね、28年度の不納欠損は、40万8,292円となっております、件数は51件という形でございます。欠損の理由につきましては、行方不明、から、徴収不能、支払い能力なし、本人死亡のものが該当しております。51件中行方不明者が31件で欠損額が12万7,417円です。それから、徴収不能、支払い能力なしが18件で金額が25万4,475円です。本人死亡が2件ございまして、欠損額が2万6,400円でございます。合わせて40万8,292円でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂田みはる総務常任委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 14番中村議員の御質問にお答えします。

学校給食センター災害復旧工事費に関連して、この事業費に対する御質問ということでしたけれども、委員会の中では委員さんのほうからですね、今回、この予算に関しまして資材の高騰ですとか人件費の高騰等によってこのような修正が出てくるということはいたし方がないのかなという御意見を含めての質問等がありました。今回の補正が出てきた分に関しましての、これは給食センターがなくなつてはいけないということで、やむを得ないかなということを質問の中でもお話しになりましたけれども、執行部のほうからは、その学校給食センターの建設事業費、財源の内訳について、前回、総括のときにも質疑に対する答弁がありましたけれども、補助金とか起

債、一般財源の区分などについてのいろいろ御説明がありました。今回が、この給食センターにかかわる工事費として17億7,284万6,000円ということでの内訳、補助金、起債、一般財源の区分ということで表の、委員のほうからの提出で、ちょっと見やすい表をつくっていただきましたものを全員で確認し、補助金等で4億4,223万5,000円、それから、起債を起こすのに対して11億2,940万6,000円ですね、それから、一般財源のほうから2億120万5,000円ということが表に記されております。それから、町の負担にしましては、3億827万3,000円ということと、この町の負担の中でも交付税措置をされるのが3億827万3,000円、そして、町の負担額、こういうところを10億2,133万8,000円というところでの御説明を受けております。厨房部分にしましての3億円、それから、配送車両3台分の2,000万円、こういったものを合算しました3億2,000万円程度が、物品が復旧されライオンズクラブからの物品の寄附が予想されることを期待されているという説明もを受けております。町の実質負担額というのは7億133万8,000円程度になるのではないかと、そういった表をいただいております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） 建設経済常任委員長に2回目の質問をさせていただきます。

やっぱり私道復旧に関する補助率とか補助額とか申請時期等説明があったと報告されたんで、それをお聞かせいただきたいというふうにお尋ねしたとこだったんですが、もう一度よろしくお願ひします。

それから、不納欠損のほうで、支払い不能が二十五万四千七百幾らとかと言われたんですけど、この支払い不能者というのはどういう人なのか。あっておれば。言われたかな、何か。何か言われたかな。聞き取り損なったのかどうか。ちょっと何か言われたような気もするけど。ちょっともう1回それもお願ひします。

それから、総務委員長のほうには説明いただきました。けどもちょっと宙に覚えるのは非常に大変です。大体総事業費が17億7,000万で、町の財源を出すのが10億ぐらいたと思います。これは以前にも説明を受けてるんで分かってるんですが、その詳しい表が、今、出してもらったというふうに言われたんで、できればその財源の区分表というのか、それがあればですね、全議員にお配りしていただくなると、委員長のほうからお願いしていただくなると思いますが。そうです。あとの説明のほうはいいですから、それをお願いします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 荒牧昭博建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 14番中村議員の2回目の質問にお答えします。

先ほど、済みませんでした。ちょっと違うところでした。

1回目の質問とあれですけども、道路橋梁費の私道復旧について、私道復旧事業の対象となる道路、私道の対象要件、地目にとらわれなく、一般の通行用に供するもので、幅1.8メートル以上で連坦して2戸以上の住宅があり、道路を維持管理しているというのが主な条件で、上下水道の埋設部分については下水道課、水道課に、道路以外のものについては慎重に対応してくという答弁でございました。

それから、補助率、補助額がどうかという形の中で、補助率は2分の1です。また、1件当た

り1,000万円ということでございます。

下水道についてはですね、先ほどもしましたけども、一度ですね、欠損して、その後はまた毎年収納関係のお願いを個別に回って収納を取ってるということでございます。結局、対象としてはですね、生活保護の方とかが考えられるのかと、その後の動向を見てですね、対象者を生活保護の方、下水道使用料の提供は、下水道の中に、これは違う、済みません、違った。結局、対象者としては生活保護の方と考えられているということでございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 委員長から言うてもろうたがよかですか。

中村議員。坂田みはる総務常任委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 14番中村議員からの御質問、御提案について、こちらのほうは執行部のほうにお願いいたしまして、全議員の皆さんにきちんと配付をしていただきたいと思います。そのような形でよろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） 今、建設経済常任委員長のほうから生活保護の方と言われましたね。生活保護を受けてある方が。生活保護の方というのは生活保護費というのをもらってらっしゃるわけで、下水道もその対象になるわけですかね。その辺ちょっと、お答えはできんでしょうけど。そういうのもあるのかなとちょっと思ったもんですから。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

16番渡辺誠男議員。

○16番（渡辺誠男君） 16番渡辺でございます。

福祉常任委員長に2点ほど、建設経済常任委員長に1点ほどお尋ねをいたします。

まず、59号の19ページです。19ページの衛生費の中の負担金補助及び交付金の中で合併浄化槽の件についてちょっとお尋ねいたします。

私が総括でちょっとこれ、質問いたしました。合併浄化槽は、今、建設を予定しているところも下水道区域内ですね。そこも合併浄化槽として補助金を出すということでしょう。2年ほど前にそれが分かっていないと、分かっただけからは補助金は出さないということでしたが、震災の影響もあるわけですか。当然、それは下水道関係ばってん、環境衛生のほうでいろいろ福祉にもいろいろ話があったようでございます。当然、下水道区域内では、当然、下水道課がやられるでしょうけど、区域外は環境衛生のほうからということは、これは当然のことだろうと思いますが、区域内はなかなか、2年前に分かっただけでは補助金は出ないということでしたが、その点をちょっとお知らせ願います。

それから、視察の件で平成唯仁館に視察をされて詳細な説明を受けたということでございます。これは、地震にちょっと遭ったか何か、そういうところもして、その説明の内容、説明してもらいたいと思います。

それから、建設経済常任委員長にお尋ねいたします。

25ページ、59号の25ページ、財産購入のところですね、潮井公園の既存の道路ですね、あそこが非常にこう布田川に崩壊して崩れたということですが、その点について話があった

なら御説明をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 松本昭一福祉常任委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君） 16番渡辺議員の質問にお答えします。

下水道の浄化槽の補助については、下水道区域内での浄化槽に対する補助については下水道課で対応し、それ以外の区域は環境衛生課で対応するというところでございます。

それと、介護老人保健施設平成唯仁館につきましては、地震直後からですね、被災者の受け入れもされたそうです。そして、その後、また、福祉避難所としても提供いただいております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 荒牧昭博建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 16番渡辺議員の質問にお答えします。

潮井公園についてでございますけども、潮井公園の農道の復旧工事に関しましては、町の水道施設を起点として、起点は潮井さんです。路面が非常に崩れているとあって、用水路も崩れています。また、その延長390メートルの一部は完全に布田川に崩れ落ちているということでございます。40から50メートルはバイパス部分が出てるということでございます。立木補償に関しましては、今回、予算には計上してませんが、今後、調査をして補償が必要な場合は計上していただきます。ということでございます。終わります。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員。

○16番（渡辺誠男君） 2回目の質問をいたします。

浄化槽の件については、下水道区域内は下水道でやるということでございましたが、2年前、本管が布設されるということになった場合は、補助金は出さないということでございました、以前は。それが、その補助金を出すということになれば、地震の影響ですか、それとも。その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから、潮井公園の問題については、まだ用地交渉、立木補償とかは決まっていないということですが、今後、あそこもですね、早急にやっぱつくっていただかないと、やっぱり困るわけですね。あちらから来とる人たちが。それから、離合箇所等々についてもお願いしたいと思いますが、その辺の話は全然なかったわけですか。ちょっとございましたらお聞かせ願いたいと思います。以上、2回目を終わります。

○議長（稲田忠則君） 松本昭一福祉常任委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君） 渡辺議員2回目の質問にお答えします。

補助金関係については、福祉常任委員会ではなくて建設経済常任委員会のほうで扱うということでございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 荒牧昭博建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 16番渡辺議員の2回目の質問にお答えします。

離合箇所とかですね、そういう形の中でまだ進んだ話はあっておりません。以上です。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員。

○16番（渡辺誠男君） 3回目の質疑を行います。

当然、下水道課ということは分かつたわけですね。ところが、福祉課でもいろいろ検討されてたもんですから。浄化槽の地域内は下水道でやります。だから、そこにもこれに関連した合併浄化槽の補助金と書いてありますので、その補助金があるのかどうかをお聞きしたわけですね。ということですので。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 松本昭一福祉常任委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君） 16番渡辺議員の3回目の質問にお答えします。

補助金は出るということでございます。

○議長（稲田忠則君） ここで暫時休憩いたします。11時30分から再開いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

11番寺本議員。

○11番（寺本英孝君） 皆さん、こんにちは。11番寺本です。

総務委員長にお尋ねします。

平成28年度一般特別会計歳入歳出決算書の中で、ページは36ページ、それと同じく決算書の中の121ページ、平成28年度一般会計目的別決算額の対前年度比較の中の1の議会費で、平成27年度と平成28年度の予算額、決算額が比較されてありますが、この辺の話は委員会であったであろうかなかったであろうか。よろしくお願いいたします。1回目を終わります。

○議長（稲田忠則君） 坂田みはる総務常任委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 11番寺本議員の御質問にお答えします。

総務常任委員会におきましては、議会費等についての質疑等、また、御説明等々については何もございませんでした。以上です。

○議長（稲田忠則君） 寺本議員。

○11番（寺本英孝君） 委員長の答弁は、全くなかったということですが、私は、平成27年度の決算額1億2,756万8,000円、平成28年度決算額1億1,252万8,000円、対前年度比較の決算額は1,504万円と減額決算となりましたが、もちろん平成28年度は地震の影響で一概には申し上げられませんが、これはもちろん評価しております。また、今議会で益城中期財政見通しについて説明を受け、その中で滞納試算をした結果、平成30年度から35年までの間に毎年2億から11億円、合計57億円の財源不足が生じることは明らかになりましたとの説明を受けました。

○議長（稲田忠則君） 寺本議員、委員長報告だけです。

○11番（寺本英孝君） はい。委員長報告、はい。そういう中で、執行部の事業の見直し、優先順位の周知、効率的な予算の執行、また、未収金対策など、歳入確保の対策を講じられ、また、通常業務では経費節減、職員の意識の改革など、既に取り組みを開始しているとのことでありま

した。また、町長も今議会で何回となくできるものは全てやると公言されております。

○議長（稲田忠則君） 寺本議員、委員長報告に関してのあれですから、あれしてください。

○11番（寺本英孝君） 分かりました、分かりました。そういう中で、今議会で同僚議員より財政の悪化及び今後の財政の見通しなど、執行部におきましては耳の痛い、ただただ多くの話があったと思われませんが。

○議長（稲田忠則君） 寺本議員、もうやめてください。寺本議員。

○11番（寺本英孝君） ならですね、いっちょ紹介させてください。

9月13日のですね、新聞をここでちょっと紹介いたします。

○議長（稲田忠則君） もうそれはよかです。寺本議員、やめてください。

（「もうやめにや」と呼ぶ者あり）

○11番（寺本英孝君） 何で。

（「委員長報告に対する質疑だけん、全然違うでしょうが、それ。いかんでしょう、そぎゃんと」と呼ぶ者あり。

○11番（寺本英孝君） ならですね、はい、分かりました。分かりました。ちょっと待ってください。

これはですね、議員の皆さんにここでお願いいたします。ぜひ費用弁償の検討をよろしく願います。以上で終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質問ありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑がないようですので、これで各常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議案に対する委員長報告に反対の方の発言を許します。ありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで議案に対する討論を終わります。

これより議案第59号「平成29年度益城町一般会計補正予算（第3号）」から議案第73号「町道の路線認定について」までの計数15議案について採決いたします。

議案第59号から議案第65号の7議案について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立お願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。よって議案第59号から議案第65号の7議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号から議案第71号までの6議案について、本案に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立お願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。よって議案第66号から議案第71号までの6議案に

については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第72号について、本案に対する委員長の報告は可決及び認定です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員であります。よって議案第72号については、委員長報告のとおり可決及び認定されました。

次に、議案第73号について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員であります。よって議案第73号については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第74号 工事請負契約の締結について

○議長(稲田忠則君) 日程第2、議案第74号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 議案第74号、工事請負契約の締結につきまして説明します。

益城町益城寺迫地区污水管災害復旧16-25ほか工事につきましては、条件つき一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、総合体育館や陸上競技場の一部及びその周辺地域におきまして被災しました下水道管渠を約580メートル復旧するものです。工事の内容は、内径250ミリの管渠を推進工法で371.6メートル、内径150ミリから350ミリの管渠を開削工法で120.6メートル、また、内径250ミリの管渠を管更生工法により0.4メートル復旧するものでございます。

工期につきましては、平成30年3月31日までを予定しております。

契約金額は2億48万1,480円で、契約の相手方は上益城郡山都町杉木465番地の1、大栄企業株式会社でございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長(稲田忠則君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありますか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。

これより議案第74号「工事請負契約の締結について」を採決いたします。この採決は起立によって行います。これに可決することに賛成の方は起立お願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員であります。よって議案第74号「工事請負契約の締結について」は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第3 議案第75号 工事請負契約の締結について

○議長(稲田忠則君) 日程第3、議案第75号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 議案第75号、工事請負契約の締結につきまして説明します。

益城町運動公園②総合体育館解体工事につきましては、条件つき一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

施工場所は、熊本地震で被害を受けました木山の益城町総合体育館で、工事概要は、鉄筋コンクリートづくり、一部鉄骨づくり、2階建て体育館8,680平方メートル、工作物、電気設備及び機械設備取り壊し一式工事でございます。

工期につきましては、平成30年1月31日までを予定しております。

契約金額は2億6,999万9,989円で、契約の相手方は前田・活誠建設工事共同企業体で、代表者は熊本市南区五丁目7番3号、株式会社前田産業でございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長(稲田忠則君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。

これより議案第75号「工事請負契約の締結について」を採決いたします。この採決は起立によって行います。これに可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員であります。よって議案第75号「工事請負契約の締結について」は可決することに決定しました。

日程第4 議案第76号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第4、議案第76号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第76号、工事請負契約の変更につきまして御説明いたします。

本議案は、平成28年第4回益城町町議会定例会において議決されました益城町益城福富地区汚水管災害復旧21-04工事につきまして、工事内容等に変更が生じますので、本議会におきまして契約金額の変更の承認をお願いするものです。

変更の理由の1点目は、水道管が想定よりも下水道管に近接している箇所が判明しましたため、移設仕様が増額となるものです。

2点目は、施工時の水かえ費用及び作業員の安全性を考慮しまして、換気装置の規格と数量を増加したための増額となります。

以上のことから、当初契約金額6,480万円に対し1,251万8,591円を増額し、契約金額を7,731万8,591円に変更するものです。

よろしく御審議のほどをお願いしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（稲田忠則君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第76号「工事請負契約の変更について」を採決します。この採決は起立によって行います。これに可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。よって議案第76号「工事請負契約の変更について」は可決することに決定しました。

日程第5 議案第77号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（稲田忠則君） 日程第5、議案第77号「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第77号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきまして御説明を申し上げます。

平成29年10月6日に現行委員の任期が終了しますことに伴い、新たに後任の委員を選任するもので、地方税法第423条の規定により議会の同意を得る必要があるため、今回、提案を行うものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第77号「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」を採決いたします。この採決は起立によって行います。これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。よって議案第77号「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」は同意することに決定しました。

日程第6 議員派遣の件

○議長（稲田忠則君） 日程第6、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、お手元に配付しておりますとおり派遣することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり派遣することに決定しました。

日程第7 閉会中の継続調査の件

○議長（稲田忠則君） 日程第7、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第70条の規定により、別紙継続調査一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査することに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に提案されました全ての案件は議了されました。

9月12日から本日まで9日間にわたりまして御協力いただき、まことにありがとうございました。

これで平成29年第3回益城町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時48分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

益城町議会議長

署名議員

署名議員